

【風水害等対策計画編】

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第42条及びひたちなか市防災会議条例(平成6年条例第17号)第2条の規定に基づき、市、県及び防災関係機関、その他市民が有する全機能を発揮して、市域における風水害等の災害に関し、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧に伴う一連の防災活動を適切に実施することにより、市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 災害の種類

1 台風、豪雨、洪水、高潮、高波

(1) 台風

日本本土に上陸ないし接近する台風は、年平均10個位で8月下旬から10月にかけて多い。台風は経路、規模によって雨量、風力等が違い、災害の状況も地域によって大差がある。

(2) 豪雨、洪水

市域において、地理的条件から最も心配されるのは、地雨による台地上における内水の溢水や那珂川上流域での豪雨による那珂川のはん濫である。また近年、特に都市部で発生する予測が困難な集中豪雨(ゲリラ豪雨)への対処も考慮が必要である。

(3) 高潮、高波

高潮は暴風雨の被害を拡大するもので、気圧降下に伴う海面の吸い上げによるものと、風による海水の吹き寄せとに分けられる。しかし、台風時には、このほか高波もあり、これを区分することは困難であるので合わせて考えるものとする。うねりの高さは海岸の状態や海の深さにより違いがある。

第3節 本市の風水害の記録

本市に関係する過去の主な災害は、次のとおりである。

1 台風(昭和61年以降)

発生年月日 台風名	市内の被害
昭和61年8月5日 台風10号	住家半壊2戸、床上浸水582戸、床下浸水283戸、畑冠水979.7ha等
平成10年8月27～30日 台風4号	床上浸水71戸、床下浸水104戸等
平成11年7月14日 大雨	床下浸水104戸、1,400トンの海岸漂着ごみ処理による多額の損害

平成14年10月1日 台風21号	住家半壊2戸，一部損壊19戸，船舶5隻，倒木52本，小学校の体育館の屋根が吹き飛ぶ等
平成16年10月9日 台風22号	負傷者1名，床下浸水3戸，道路通行止め14箇所 倒木32箇所等
平成16年10月20日～21日 台風23号	道路陥没8箇所，床下浸水22戸，道路通行止め16箇所，倒木16箇所，停電769件
平成17年8月25日 台風11号	床下浸水6戸，道路通行止め7箇所，倒木1箇所
平成18年9月5日 台風12号	阿字ヶ浦地区及び磯崎地区の一部(50世帯)に避難勧告発令
平成19年9月6日～7日 台風9号	倒木24本，木製塀一部倒壊等
平成23年9月21日～22日 台風15号	那珂川沿岸，那珂川河口地域に対し避難指示，床下浸水1戸等

資料2-1 県内の風水害の記録

第2章 災害予防計画

第1節 水政計画

担当部署	企画部・建設部・市民生活部
------	---------------

この計画は、近年、流域内の都市化が進み、集中豪雨時には河川への流出量が増大し低地での洪水の危険性が高まっていることから、浸水に対する重要危険区域を定め、排水路の整備及び中小河川の改修を推進するとともに、海岸線での侵食を防止する海岸保全施設の整備を促進し、市域を水害から防ぐ方策について定める。また、洪水時の被害軽減を図るため、避難体制の整備等必要な措置について定める。

1 河川の概況

河川名	種別	行政管理者	延長(m)	平均幅員(m)
那珂川	一級河川	国土交通大臣	11,600	150
早戸川	一級河川	茨城県知事	6,400	10～30
中丸川	一級河川	茨城県知事	7,700	4～13
大川	一級河川	茨城県知事	2,700	5.5
本郷川	一級、普通河川	茨城県知事	6,200	3
おさえん川	準用河川	市長	1,800	5～12
下江川	準用河川	市長	640	4
鳴戸川	準用河川	市長	1,600	1.5～13
旧早戸川	普通河川	茨城県知事	600	2
新川	普通河川	茨城県知事	5,700	5～2

この計画は、震災対策の円滑な実施を図るために、市及び防災関係機関が、防災体制を整備し関係機関相互の連携を強化していくことについて定める。

(1) 那珂川

那珂川水系は、その源を栃木県那須郡の那須岳(標高1,917m)に発し、那須塩原市油井において那須平原に出て、幅員200mから300mの侵食谷を形成しつつ南東に流れ、余笹川に合流後、流路を南に変じ、箒川を合流し、さらに武茂川、荒川をあわせ、これより山間部に入り茂木町牧野から流路を南東に変え栃木県と茨城県の県境を過ぎ、本県の常陸大宮市、平地に出て水戸市に至り、緒川、藤井川をあわせてひたちなか市に至る。ここで桜川と合流し、河口付近において、さらに涸沼川をあわせ大洗町との間を流過して太平洋に注いでいる。このようなことから出水時における本市を通過する水量は極めて多く上流の水量を一手に引き受けている現状であり、今後も、河川のはん濫を防ぐため、完成堤の事業促進を図る必要がある。

那珂川の観測所及び水位等

観測所	位置(河口からの距離)(km)	水 位						計画高水流量 m ² /秒	
		水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位(m)	過去最高水位(m)		
小口	82.0	4.00	5.00	5.00	5.50	9.55	昭和61年 8月5日	6.07	5,600
野口	38.3	2.50	3.50	3.70	4.10	7.37	昭和22年 9月16日	6.23	6,600
水府橋	12.4	3.00	4.00	6.00	6.80	8.15	昭和61年 8月5日	9.15	6,700

(2) 早戸川

早戸川水系は、その水源を那珂市に発し、水田地帯を貫流し、途中、大井川をあわせ当市の枝川地先で那珂川に合流している。雨量の多いときには護岸が侵食等により危険な状態になるため、小規模河川改修事業の促進を図る。

(3) 中丸川

中丸川水系は、当市の田彦付近に源を発し、市の中心部を南東に流下し、大川及び本郷川を合流して柳沢で那珂川に合流する。近年宅地開発等により、流出係数が変化し、出水時における流出量の増大、洪水到達時間の短縮に伴い浸水被害が多発しているため、小規模河川改修事業並びに調節池としての多目的遊水池事業の推進を図る。

(4) 新川

新川は、那珂市堤に源を発し、当市の最北部を流れ太平洋に注いでいる。河川は水田地帯を流れているため、河川の改修及び土地改良事業の促進を図る。

(5) おさえん川

おさえん川は、那珂市豊喰地区に源を発し、当市の西側部を流下し早戸川に合流している。

近年における宅地開発等により、流出係数が変化し出水時における流出量の増大、洪水到達時間の短縮に伴い浸水被害を助長しているため、準用河川改修事業の推進を図る。

(6) 大川、本郷川

大川、本郷川とも中丸川に合流し、出水時に中丸川に影響を与えるため、大川については、都市基盤河川改修事業を推進し、改修整備を図るとともに土地改良事業による護岸整備を年次的に行う。

(7) 下江川、鳴戸川、旧早戸川

旧早戸川及び下江川とも鳴戸川に合流し、出水時における流出量の増大に伴い浸水被害を助長しているため河川改修事業の推進を図る。

(8) 小場江堰用水路

小場江堰用水路は、土地改良事業により安全施設等の整備を促進することに努め、これらの計画に併せ、降雨時に対応できる幹線排水路の整備、那珂川の築堤計画を促進し、那珂川からの溢流を防止するとともに調整水門を設けて被害を最小限にとどめる。

2 海岸の概況

本市の海岸線の延長は約13kmである。海岸や海岸に接する地域について、高潮、津波、波浪等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備促進を図るものとする。特に、阿字ヶ浦地区では、一部砂浜の浸食が見られることから早期整備を促進し、高潮等に対する予防を図る。県では、恒久対策事業として、離岸堤や突堤の整備、砂の投入による養浜工事を行った。また、ひたちなか地区では、茨城港常陸那珂港区をはじめとした各種事業が展開されているが、今後、台風及び高潮等により被害を受けることが予想される。こうした被害を未然に防止及び軽減するため、海岸浸食対策及び高潮対策に配慮した事業を積極的に促進する。

市は、東日本大震災の津波データを踏まえ津波浸水予想区域を見直し、「ひたちなか市津波ハザードマップ（平成25年3月作成）」を作成し、浸水予想範囲、浸水深等について、海岸線の津波浸水予想地区住民等に対して、引き続き住民への注意喚起を促していく。

3 避難体制等の整備

(1) 市は、「ひたちなか市洪水ハザードマップ（洪水避難地区）平成20年2月改訂版」等に基づき、那珂川の浸水想定地域に係る、次の事項について定め、住民に周知するものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ その他関係機関連絡先等

また、洪水以外の津波、土砂災害危険区域等についても掲載した「防災マップ」等を作成して市民等に配布する。

(2) 市長は、避難指示、避難勧告、避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報）等について、国県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(3) 市、県及び国（国土交通省、気象庁）は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への情報提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の整備を図る。

(4) 県は、住民に対して水位、雨量等の河川情報を提供するため、河川情報提供システム（国土交通省ホームページ等）により、情報提供に努める。

<海岸保全区域指定整備状況>

保全区域名称	管 轄	保全区域指定済延長	改修済延長
阿字ヶ浦海岸	茨城県港湾課	816.0m	—
阿字ヶ浦海岸	茨城県河川課	1,250.0m	996.0m
磯崎漁港海岸	茨城県水産振興課	1,415.0m	1,309.0m
磯崎海岸	茨城県河川課	700.0m	113.0m
平磯海岸	茨城県河川課	1,175.0m	1,175.0m
那珂湊漁港海岸	茨城県水産振興課	1,848.6m	1,848.6m

<漁港の概要>

漁港名	種 別	開港指定年月日	主な漁港施設			
			外郭施設(m)		係留施設(m)	
那珂湊	第3種	昭和26年7月10日 農林省告示第255号	防波堤	1,193.2	岸 壁 物揚場 船揚場	2,782.8 502.4 164.0
			防砂堤	948.8		
			防潮堤	172.0		
			導流堤	327.0		
			護 岸	3,309.0		
			低水工	539.0		
磯崎	第2種	昭和27年11月24日 農林省告示第609号	防波堤	561.4	岸 壁 船揚場	230.0 115.0
			防砂堤	55.0		
			防潮堤	78.0		
			護 岸	1,176.6		

第2節 道路等災害予防計画

担当部署	企画部・建設部・都市整備部・市民生活部・広域消防本部
------	----------------------------

この計画は、災害発生直後の救急・救助活動や緊急輸送物資の輸送及び復旧時の資機材や人員の輸送等を迅速かつ円滑に行うために、平常時から道路等の維持管理を行い、道路機能を確保する方策について定める。

1 道路施設の災害予防対策

(1) 道路施設の整備・強化

ア 道路建設においては、河川、湿地、沼等の接近を避け、水田等の低地を通過する場合は、盛土等を洪水が侵食しないよう対策を講ずるとともに、水位増に対し越流をしないよう安全な高さを確保する。

イ 法面、盛土等の斜面に対しては、落石防止や植栽等による災害予防措置を施すとともに、必要に応じてコンクリート擁壁等で斜面の保護を図る。

ウ 側溝等の排水施設には、十分な強度と排水能力を備えるとともに、日常点検等により補修が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ 橋りょう等の構造物は、定期的に点検を行い、必要に応じて補修等の対策を施す。

オ 標識・照明灯等の付属設備は、定期的に点検を行い、災害時に転倒、落下等が生じないよう維持管理に努める。

カ 街路樹等については、災害時において倒木による被害が生じないよう適切な維持管理に努める。

(2) 迂回道路の調査・把握

市長は、災害時において道路及び橋りょうが被害を受けて、その早期復旧が困難で交通輸送に支障をきたす場合に対処するため、主要道路に連結し迂回する道路をあらかじめ調査・把握しておき、緊急事態に備える。

(3) 緊急輸送道路の指定

各道路管理者は、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路の指定、整備を行う。

資料2-2 緊急輸送道路

2 鉄道等施設の災害予防対策

鉄道、バス及び港湾等の施設管理者は、それぞれの防災業務計画等に基づき災害予防対策を実施するほか、防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、市地域防災計画「総則」第4節のとおりとする。

第3節 都市計画(災害に強いまちづくり計画)

担当部署	企画部・都市整備部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------------

この計画は、災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるために、市域における有効な土地利用を図るとともに、市街地における防災空間や防災拠点を確保するなど、都市施設の整備を図る方策について定める。

1 土地利用の推進本市における土地利用状況は、農用地(田・畑)が最も多く、次いで宅地、山林となっている。近年の都市化に伴い、農用地が減少し、宅地化が進んでいることから、引き続き、市街化の進展や土地利用状況をふまえ、災害の未然防止及び拡大防止を図るため、市域の総合的かつ計画的な土地利用の推進を図る。

2 市街化区域と市街化調整区域の区分

市街化区域と市街化調整区域の線引きは、無秩序な市街化を防止し、土地利用と都市施設及び市街地開発事業の整合を図り、計画的な市街化を推進するものである。市街化区域においては、適正な都市機能と良好な都市環境を確保するため、都市計画法に基づき、用途地域を指定し、地域地区の種類に応じて建築物の用途・建ぺい率・容積率・高さ等を規制することにより、健全な市街地の形成を図る。

◎平成27年4月1日現在

市街化区域 : 4,134ha (41.7%)

市街化調整区域 : 5,773ha (58.3%)

計 9,907ha (100.0%)

3 防火地域及び準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づき防火地域及び準防火地域の指定を行い、地域内の建築物の防火性能を高めることにより、火災の延焼拡大を抑制する。

◎平成27年4月1日現在

防火地域 : 6.6ha

準防火地域 : 125.0ha

資料2-3 用途地域の指定状況

資料2-4 防火地域・準防火地域の状況

4 都市施設の整備

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地における火災に対応するための延焼遮断空間、災害時における避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。このため、市域における都市計画道路や都

市公園等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 都市計画道路の整備

道路は、災害時において、人や緊急物資を輸送する交通機能のほか、火災の延焼防止効果や避難ルートとしての機能も有している。このため、市は市街地の構造、交通事情及び防災等を総合的に検討し、災害時の緊急活動を行う幹線道路の整備や地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

資料2-5 都市計画道路の決定状況

(2) 都市公園等

公園は、災害時における避難地及び火災の延焼遮断空間等の施設であることから、都市計画マスタープランや地域性緑地保全計画を基本に、都市公園の整備や、公共施設の緑化を推進し、公園や緑地等の確保を図る。また、風致地区の指定を行い、地域制緑地の保全等を推進する。

資料2-6 都市公園等の状況

資料2-7 風致地区の指定状況

第4節 上下水道整備計画

担当部署	建設部・水道事業所
------	-----------

この計画は、上下水道施設において、災害時の被害を最小限にとどめるための予防策及び速やかに機能回復を図るための方策について定める。

1 上水道整備計画

災害時における給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施するうえで、大きな支障となることから、災害による断水、減水を最小限に抑えるとともに、緊急時における飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

- (1) 複数（表流水，県水，地下水）の取水源の確保
- (2) 水道施設の耐震化や漏水防止
- (3) 給水車，給水タンク等災害対策用資機材の整備
- (4) 近隣市町村との災害時における相互応援給水協定の充実
- (5) 災害時対応マニュアルの作成

資料2-8 上水道の配水状況等

2 下水道整備計画

市の下水道事業は、市域の良好な生活環境の維持と洪水や浸水等を防ぐための排水機能を備えており、単独公共下水道処理区域，那珂久慈流域関連公共下水道処理区域及び農業集落排水処理区域等に分けられている。災害発生時には、下水道危機管理マニュアル等に基づき、施設の早期の復旧を図るとともに、平常時から災害に備えた施設の維持管理に努める。

- (1) 下水道施設の耐震化及び適正な維持管理の推進
- (2) 災害時に必要な資機材の整備

資料2-9 下水道の状況

第5節 防災教育・保育計画

担当部署	教育委員会・市民生活部・広域消防本部
------	--------------------

この計画は、保育所、幼稚園、小・中学校等及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）において、施設を災害から予防するとともに、災害が発生した場合に、幼児及び児童生徒並びに教職員等の安全の確保と迅速な対応を図る方策について定める。

1 防災教育の実施

- (1) 学校等は、幼児及び児童生徒等の安全を図るため、予防対策や避難、応急対策を盛り込んだ防災計画を作成し、防災教育を適切に行う。
- (2) 福祉部及び教育委員会は、関係職員の災害及び防災に関する知識を習熟させるため、防災対策資料の作成、配付及び研修等を実施する。
- (3) 市民生活部及び市教育委員会は、生涯学習活動及び社会教育活動、関係団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災訓練の実施

- (1) 学校等は、幼児及び児童生徒等の安全を図るため、避難訓練等の防災訓練を定期的に実施する。
- (2) 学校等は、関係教職員に対し、災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導、初期消火等の防災訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域で実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 学校施設等の点検整備

市教育委員会又は学校等の長は、災害による学校施設等の被害を予防し、児童・生徒等の安全を確保するため、次の計画を実施する。

- (1) 学校敷地等を選定、造成する場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (2) 学校施設等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強、補修等を実施する。特に、避難時の危険防止のため、壁の落下防止、ガラスの飛散防止等必要な措置を行い、また防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備を定期的に行う。
- (3) 学校施設等は、災害時に避難所として指定されていることから、避難所の安全を確保するため、災害発生に備えて耐震診断、耐震補強等を実施し、耐震化を推進する。

資料2-10 学校施設等の状況

4 防災施設等の整備・充実

市教育委員会は、災害発生の場合、迅速かつ適切な防災活動ができるよう、学校等の通報、消火、避難及び救助に関する設備の整備及び医薬品等の充実を図る。

5 文化財の保護

文化財は、火災や地震等による焼失・損壊等が懸念されることから、定期的に安全点検を行うとともに、所有者又は管理者の協力を得て、防災対策を講ずる。また、市が所有する文化財については、埋蔵文化財調査センター等に保管し、その保護を図る。

資料2-1-1 指定文化財の状況

第6節 農地・農業計画

担当部署	経済部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、災害から農地及び農作物を保護するため事前にとるべき対策と、農地及び農作物の被害を未然に防止する方策について定める。

1 農地計画

農地は、地域環境の保全、水資源のかん養及び市民に潤いや安らぎをもたらす、緑ゆたかな自然環境の創造に重要な役割を果たすものであるため、市長は、都市的土地利用との整合を図りながら、農業用水の確保、基盤整備、農道整備、排水路整備及び土地改良事業等を推進して優良農地を保全する。

2 農業計画

市長は、風水害等から農産物及び畜産物を防護するため、農家に対し事前にとるべき対策を指導し、所要の対策を講じる。

(1) 災害又は被害の未然防止対策

ア 防災営農対策

災害の発生に備え、ひたちなか農業協同組合等関係機関と緊密な連絡をとり、防災営農体制の整備に努めるとともに、一般農家に対し防災営農知識の普及に努める。また、災害からの農作物被害を防ぐための気象情報等の伝達体制の整備を図る。

イ 防災技術対策

農作物防護指導要領に基づき、各農作物の災害対策を講じるよう指導する。

資料2-12 農業の状況

資料2-13 農作物防護指導要領

(2) 資機材の確保

ア 防除器具の整備

農家が病虫害防除器具等を整備し、災害時に円滑に使用できるように指導する。

イ 薬剤・飼料等

風水害等に備え、薬剤・飼料等が迅速に確保されるよう農業協同組合等に必要量の備蓄を行うように指導する。

(3) 家畜対策

低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を実施し、浸水等を想定して家畜避難移動場所の確保を図るよう農家を指導する。

3 気象による農業災害

(1) 風水害

水田の冠水、流失などの災害が主として中丸川及び大川流域に多く発生している。水稻の被害は、幼穂形成期、出穂期、開花期の順に生ずるが、一般に日降雨量100mm

を超えたときに被害が発生している。

(2) 干害

降水量の過少に起因し、降水強度や降水間隔によるもので一様ではないが日照り続きで、月の降水量が平年の50%程度以下になると発生している。

(3) 冷害

夏期の天候の不順による異常低温により生ずる水稻や陸稻の生育期の障害であり、例年より気温の低い日が続き、7～9月の最低気温18℃以下の日数が30日に達し、日照量も平年の約50%に減少した場合に発生している。その他、晩霜害は4～5月初めにかけて麦や馬鈴薯に被害が多く、ひょう害は、規模は小さいものの5月末～6月中旬頃に発生しやすい。

第7節 商工観光施設災害予防計画

担当部署	経済部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、工場、商店、ホテル等の商工観光関係機関の施設を災害（火災等）から未然に防止するための方策について定める。

1 消防用設備の整備

市は、工場、商店、ホテル等の宿泊施設及びその他多数の従業員を擁する建築物に設ける消防用設備（警報設備、消火設備、避難設備）に関して、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及びひたちなか・東海広域事務組合火災予防条例（平成24年条例第21号）等の基準に適合するよう指導する。

- (1) 警報設備（自動火災報知設備、消防機関に通報する火災報知設備等）
- (2) 消火設備（消火器〔泡消火設備、不燃性ガス消火設備〕、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等）
- (3) 避難設備（避難梯子、滑り棒、避難袋等）

2 消防計画

広域消防長及び消防署長は、消防法第8条の規定に基づき、各施設管理者に対し、防火管理者を定めるとともに、火災その他の災害の発生に備えた消防計画の作成、当該消防計画に基づく、避難訓練の実施、消防用設備の点検整備、その他防火管理上必要な事項について指導する。

第8節 危険物取扱施設等災害予防計画

担当部署	市民生活部・広域消防本部
------	--------------

この計画は、危険物施設及び高圧ガス貯蔵所等の現況を把握し、災害時における危険物等の応急対策の円滑化を図るとともに、災害の発生と被害の拡大を予防する方策について定める。

1 危険物の貯蔵取扱施設

(1) 危険物の貯蔵取扱施設の立入検査

市、広域消防及び県は、危険物の貯蔵取扱施設で、位置、構造、設備並びに貯蔵取扱いの方法が消防法に適合していない施設については、消防法に基づき立入検査を実施し、技術基準に適合するよう指導する。

(2) 自主保安体制の確立

市、広域消防及び県は、危険物の貯蔵取扱い施設等における安全管理体制を強化し、危険物の流出及び毒劇物の事故等、各種災害の未然防止を図るよう各事業所の自主保安体制について指導する。

(3) 防災知識の普及

ア 危険物の貯蔵取扱者については、一定期間ごとに関係法令と取扱いの技術上の基準についての教育を行う。

イ 市及び広域消防は、定期的に機関紙等を発行して安全技術並びに防災知識の向上に努めるほか、毎年、春秋の火災予防運動に併せて危険物の安全管理の徹底を目的とした各種行事を行う。

(4) 防災訓練の実施

危険物の貯蔵取扱施設管理者は、災害時における応急対策活動の実効を期するため、定期的に防災訓練を実施する。

(5) 化学消火薬剤等の備蓄

広域消防及び危険物の貯蔵取扱施設は、火災時その他油流出事故時に備えるため、化学消火薬剤等の防災資機材の備蓄を図る。

(6) 危険物貯蔵タンクの安全対策

ア 地盤対策

市及び広域消防は、危険物貯蔵タンクを設置する場合の地盤等について、地盤変動による不等沈下等におけるタンクの移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、定期点検及び調査等、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

イ 位置・構造設備の対策

市及び広域消防は、危険物貯蔵タンクの位置・構造設備及び防油堤等について、耐震、耐風等に関する事故防止に努めるとともに、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

ウ 管理上の対策

市及び広域消防は、危険物貯蔵タンクにおける貯蔵取扱い上の安全管理については、特に下記事項に留意するほか、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

- (ア) 漏洩，流出防止及び事故発生感知のための警報，緊急遮断装置の整備
- (イ) 消火，警報，避難設備の設置と維持管理の徹底
- (ウ) 非常時の通報及び消火体制確立のための教育・訓練の徹底

資料 2－14 危険物貯蔵取扱施設の状況

資料 2－15 劇物・毒物取扱事業所の状況

2 高圧ガス施設等

(1) 高圧ガス施設等の安全対策

県は，高圧ガス及び火薬類等の製造，販売，貯蔵，運搬，消費及び取扱いについては，関係法令に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

(2) 自主保安体制の確立

県は，高圧ガス及び火薬類等関係事業所では，常に災害発生の防止を意識して，保安管理体制の強化，関係業種別に保安団体の積極的な活動を推進し，各種災害の防止を図るよう指導する。

(3) 防災知識の普及

市，広域消防及び県は，高圧ガス及び火薬類等を取扱う者については，定期的に災害予防に対する関係法令等の説明会，保安教育説明会等を開催し，知識の向上及び保安意識の高揚を図る。

(4) 防災訓練の実施

危険物の貯蔵取扱施設管理者は，高圧ガス施設等に起因する災害を想定して，応急対策活動の実効を期するため，定期的に防災訓練等を実施する。

資料 2－16 高圧ガス施設等の状況

第9節 情報通信設備等整備計画

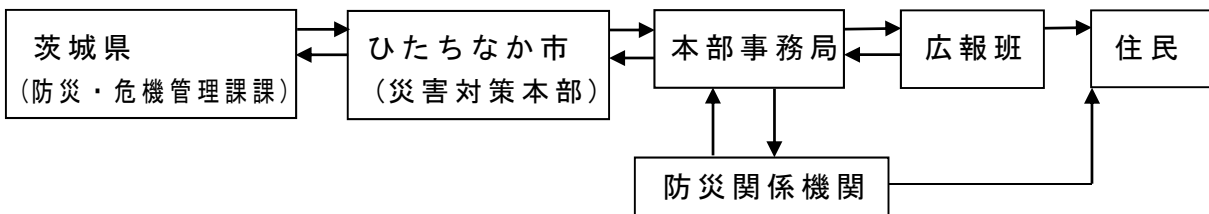
担当部署	企画部・総務部・市民生活部・広域消防本部
------	----------------------

この計画は、災害時における市と各防災関係機関・団体相互間の通報、要請、指示、伝達等の情報通信に必要な連絡体制を確保する方策について定める。

1 通信網の整備

市及び広域消防は、各種の要因が絡み合っ発生する災害を速やかに予測し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策等を実施するため、防災通信システムの高度化を進めるとともに、次により通信機構の整備を図る。

<通信連絡系統図>



2 有線通信施設の整備

市では、災害時対応として、資料「災害時優先電話の配備状況」のとおり、非常・緊急通話用電話（災害時優先電話）の指定を受けている。引き続き、東日本電信電話株式会社茨城支店に申請し、指定避難所等に追加指定を行う。また、災害時において、市の電話交換器が損傷した場合の電話回線を確保するため、災害対策本部事務室（生活安全課）等に災害時臨時電話を設置する。

避難所を開設したときは、緊急連絡用として、災害特設公衆電話の配備を東日本電信電話株式会社茨城支店に要請する。

資料 2－17 災害時優先電話の配備状況

資料 2－18 災害時臨時電話の配備状況

3 無線通信施設の整備

災害時において有線通信が途絶した場合、情報の収集、伝達等を迅速かつ的確に行うための手段として無線通信の役割は重要になるため、次により整備充実を図る。

(1) 防災行政無線（同報系）

市長は、防災行政無線（同報系）の基地局を市庁舎に設置し、市内201箇所に非常用電源を備えた子局（屋外放送塔）を配置するとともに、各家庭、事業所に戸別受信機を設置し、災害時には地域住民、事業所及び各施設等に対し必要な情報を伝達する体制を確保する。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を運用し、緊急地震速報や津波注意報等の緊急情報にも即応することとし、停電に備えた、子局のバッテリーの増強、全国瞬時警報システムには無停電電源装置を整備している。

(2) MCA無線（移動系）

災害応急対策活動時の被害状況把握及び緊急連絡のため、MCA無線（半固定、携帯型）を各防災拠点等に配置し、平常時から管理点検に努めるとともに、通常業務においても活用する。

(3) 茨城県防災情報システム

茨城県防災情報システムは、県、県出先機関及び県内市町村を結ぶ無線通信網であり、災害時等における気象情報等の伝達、災害情報の収集・伝達等相互の連絡体制の万全を図っている。また、ファクシミリを活用し情報の正確性と迅速性に期している。

(4) 消防無線

消防無線は、周波数別に、市町村波、救急波、県内共通波、全国共通波、防災相互波があるが、広域消防は、各種災害において第一線の活動部隊として防ぎよ活動等を実施するものであり、その活動を円滑に行うための消防無線について、計画的に整備充実を図る。

資料2-19 ひたちなか市無線連絡系統図

資料2-20 ひたちなか市防災行政無線の整備状況

資料2-21 ひたちなか市MCA無線の整備状況

資料2-22 ひたちなか・東海広域消防無線の整備状況

資料2-23 茨城県防災情報システムの配備状況

4 その他の通信施設の整備

災害情報を迅速に察知して災害を未然に防止し、あるいは災害の拡大を阻止するため、災害対策本部事務室（生活安全課）等にテレビ、ラジオ等の機器を配備する。

また、衛星電話や携帯電話（災害時優先電話）、インターネットメール、緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット等マルチメディアを活用し、多種多様な情報収集、発信に努める。

第10節 気象業務整備計画

担当部署	市民生活部・広域消防本部
------	--------------

この計画は、注意報・警報等の気象情報の収集を的確に行い災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における迅速な行動を確保する方策について定める。

1 気象観測施設の配置

現在、市域内における気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく気象観測施設は、ひたちなか市役所本庁舎、広域消防本部及びJR東日本佐和駅に設置されている。

2 気象情報等の伝達

水戸地方気象台及び関係機関から気象情報等の連絡があり、又は周囲の状況から災害発生のおそれがあると市長が判断したときは、速やかにその状況をひたちなか市防災行政無線及び広報車等を使用し、地域住民に周知するとともに、関係機関に通知する。なお、気象情報等の周知は、様式第1号により行う。

3 防災気象情報の改善・充実

水戸地方気象台は、市町村の行う避難勧告等の判断を支援するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成17年3月中央防災会議)」等に沿って、大雨、洪水、高潮警報のより適切な発表を図る。改善にあたっては、気象台等において災害に関する情報を市町村単位で発表するとともに、新たな警報基準を作成する。

(1) 注警報基準の見直し

大雨・洪水・高潮警報の運用改善

ア 大雨

土砂災害をよりの確に捕捉するよう1時間雨量、3時間雨量、土壌中の雨水等の組合せにより基準を作成する。

イ 洪水

水害をよりの確に捕捉するよう1時間雨量、3時間雨量、流域の雨量等の組合せにより基準を作成する。

ウ 高潮

設定された危険潮位等に基づき、基準を作成する。

※平成22年5月から、市町村を単位とした警報等が発表されている。

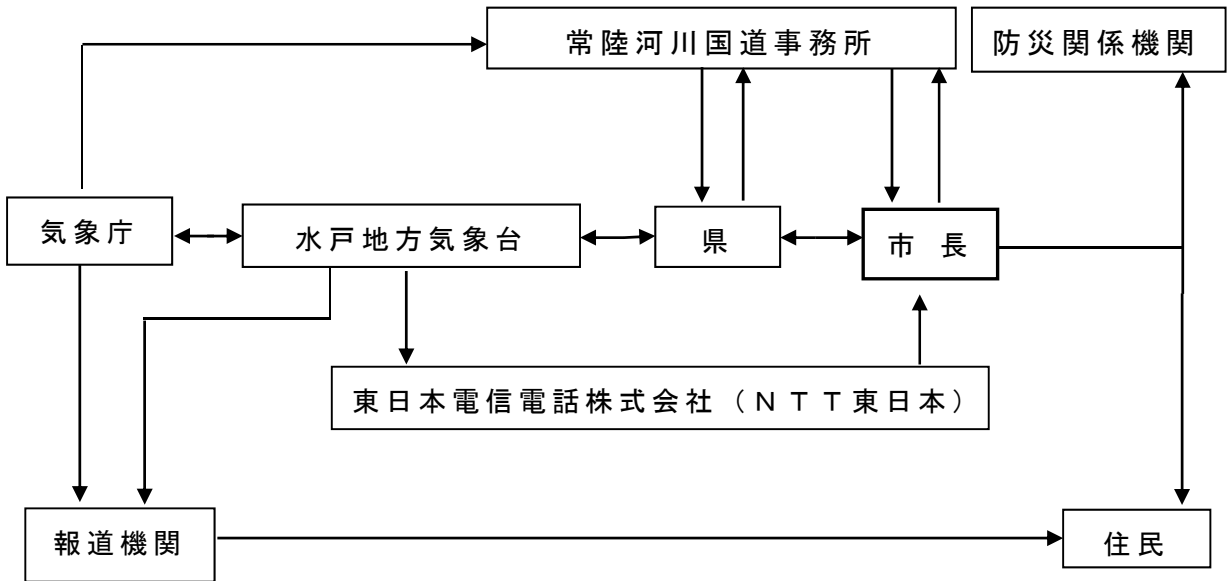
(2) 竜巻注意情報の発表

竜巻注意情報は雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報の状況下で、さらに竜巻や※ダウンバースト等の激しい突風現象の発生する恐れが高まった場合に、その旨を速報するもので、平成20年3月から府県気象情報の発表を行っている。

※「ダウンバースト」とは、積乱雲の底から爆発的に吹き下ろす気流及びこれが地表に衝突して吹き出す破壊的な気流をいう。通常、積乱雲の下で発生するが、雄大積雲

や塔状積雲の下で発生することもある。予報用語としては「突風」として扱う。
 (気象庁ホームページより)

4 気象情報等通報組織



資料2-24 気象注意報及び警報の種類と発表基準

第11節 災害用資機材点検整備計画

担当部署	市民生活部・広域消防本部
------	--------------

この計画は、災害（水害）による被害を未然に防止するために、市が常備する水防用資機材の点検整備方策について定める。

1 水防用資機材の整備

市及び広域消防の水防用保有資機材については、毎年梅雨期の前に点検整備を行い、不足するものは、補給し各倉庫へ配備するとともに、水防体制強化のために必要な資機材の整備・充実を図るものとする。その他詳細については、本計画第3章災害応急対策計画第39節「水防計画」に定める。

第12節 土砂災害防止計画

担当部署	建設部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、災害時において迅速かつ的確な災害対策を行うため、市域内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の急傾斜地崩壊危険箇所を調査把握し、災害発生のおそれがあるときは事前に巡視警戒を実施して、災害の未然防止を図るとともに、災害が発生したときは、被害の拡大防止を図る方策について定める。

1 防災パトロールの実施

市長は、土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び土砂災害が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査するため、定期的に防災パトロール等を実施するものとする。また大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても、随時パトロールを実施する。

2 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（昭和12年法律第57号）第6条及び第8条の規定に基づいて県知事が指定する。

《土砂災害警戒区域の指定基準》

（1）急傾斜地の崩壊

ア 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

イ 急傾斜地の下端から水平距離が10m以内の区域

ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

（2）土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

（3）地滑り

ア 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）

イ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

《土砂災害特別警戒区域の指定基準》

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

資料2-25 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」概要図

資料2-26 土砂災害警戒区域等の状況

3 警戒避難に関する事項の住民への周知

市長は、区域ごとの特色を踏まえたうえで、円滑な警戒避難等に関する情報を記載した土砂災害ハザードマップ等を配布し、住民への周知を図る。

4 情報伝達・警戒避難体制の確立

市長は、土砂災害の発生のおそれがある場合あるいは危険が切迫した場合、迅速かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう住民に対する情報伝達、警戒避難体制の確立を図るものとする。

5 土砂災害警戒情報の発表

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

(1) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内全ての市町村を発表対象とする。

(2) 発表及び解除

【発表】

大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるとき

【解除】

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき

(3) 伝達体制

水戸地方気象台から通報を受けた県は、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同様に関係機関及び市町村等へ伝達する。

6 土砂災害警戒情報の活用

市は、避難勧告等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を活用するものとする。

第13節 火災予防計画

担当部署	市民生活部・広域消防本部
------	--------------

この計画は、火災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防組織の整備、消防施設の充実、消防職・団員の教育訓練等により、消防力を充実強化する方策について定める。

1 消防体制の充実・強化

消防体制を充実・強化するため「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号〈平成17年題名改正〉）」に基づき整備を図るものとする。また、大災害に備えて各消防機関が相互に応援できる茨城県広域消防相互応援協定（平成7年締結）等に基づき、広域消防体制の確立を図るものとする。あわせて、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。

- 資料2-27 消防組織の状況
- 資料2-28 消防団の状況
- 資料2-29 特設自衛消防隊の状況
- 資料2-30 茨城県広域消防相互応援協定書
- 資料2-31 隣接消防相互応援協定の状況
- 資料2-32 茨城県緊急消防援助隊受援計画

2 消防施設等の整備・強化

市及び広域消防は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）」に適合するよう、消防機械、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その強化を図る。

- 資料2-33 消防本部(署)車両配置状況
- 資料2-34 消防団の車両配置状況
- 資料2-35 消防水利の現況
- 資料2-36 防火対象物件の状況

3 火災予防の徹底

(1) 建築同意制度の推進

市及び広域消防は、消防法第7条の規定による建築許可同意制度を活用し、防火面に対し、効果的に運用し、火災予防の徹底を図る。

(2) 防火管理者の育成・指導

広域消防は、消防法第8条及び第8条の2に規定にする防火対象物においては、防火管理者を定めるとともに、防火管理上必要な業務を行うよう指導の徹底を図る。

(3) 予防査察の強化及び指導

広域消防は、ひたちなか・東海広域事務組合火災予防立入検査規程（平成24年消

防本部訓令第1号)に基づき、消防法第4条、第4条の2及び第16条の5に規定する立入検査を、積極的に実施する。

(4) 危険物取扱者の指導

広域消防及び県は、消防法第13条で規定する危険物の貯蔵又は取扱いについては、保安監督者を定めるとともに、危険物の貯蔵取扱作業の保安に関する業務を適正に行うよう指導を徹底する。また消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行うものとする。

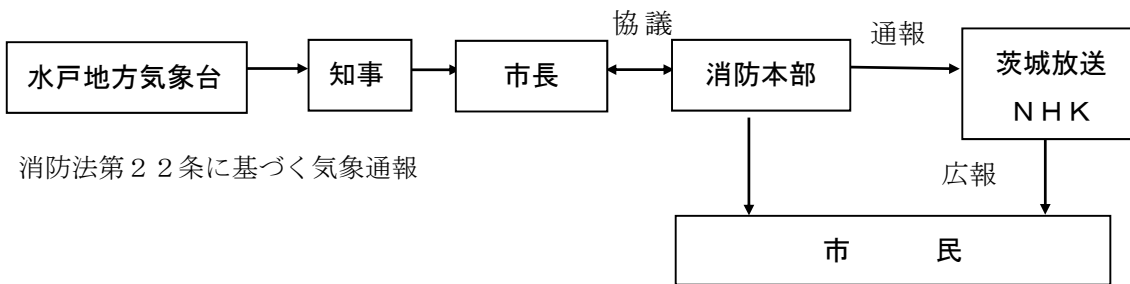
(5) 防火思想の普及徹底

市、広域消防及び県は、火災予防について、住民の理解と協力を得るため防火講習会等の開催、消防車による巡回広報及び広報紙等の配布を行い、予防広報活動を実施して防火意識の高揚を図る。

4 火災警報の発令等

市長は、消防法第22条第2項に基づく知事からの通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、同法第22条第3項の規定により、火災警報を発令することができる。また、火災警報を発令するときは、市防災行政無線等を活用して、住民に対する広報を実施し、火気取り扱いの制限を行う。

(1) 火災警報の発令伝達系



(2) 火災警報発令基準(ひたちなか・東海広域事務組合火災警報規程第2条)

ア 実効湿度が60%以下で最低湿度が40%以下かつ最大風速が7mを超える見込みのとき

イ 平均風速毎秒10m以上の風が連続して1時間以上吹く見込みのとき

ウ 前2号に準ずる気象条件で、火災の予防又は警戒上特に危険であると認められるとき

(3) 住民に対する周知の方法

住民に対する周知の方法は、ひたちなか市防災行政無線、消防車両、広報車、市ホームページ等のほか、消防法施行規則第34条第4項の規定による消防信号種別の火災警報信号による。

第14節 防災組織体制の整備計画

担当部署	市民生活部
------	-------

この計画は、災害対策を円滑に実施するために、市をはじめとする防災関係機関が、防災活動体制を整備するとともに、関係機関相互の連携及び相互応援体制を強化する方策について定める。

1 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対して、災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、災害応急対策に関する活動要領(マニュアル)等を配布するなどして啓発を図る。

また、市の各部課では、災害時に他の部課と円滑に連携が図れるよう、日頃より、情報交換を緊密に行うとともに、研修や訓練等を共同で行うなどして相互の連携体制を整備する。さらに、災害時には、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため、関係機関・団体等との協力体制の強化を図る。

2 相互応援体制の整備

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定を締結するなどして、他市町村や防災関係機関との相互の関係を強化していくものとする。

(1) 市町村間の相互応援

ア 協定締結の推進

市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう見直しを図っていく。

イ 応援要請体制の整備

災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した市町村との間で、防災訓練や情報交換等の実施を行う。

ウ 応援受入体制の整備

応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受入体制のマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(2) 国及び県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

災害時、指定行政機関、指定地方行政機関及び県からの職員派遣要請及びあっせんが、迅速かつ円滑に行えるよう、応援手続情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

市域内又は所掌事務に係る公共的団体に対し、災害時に、応急対策活動等に積

極的な協力が得られるよう協力体制を整える。このため、公共的団体に、防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にして、協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(4) 応援要請に対応するための体制整備

市は、被災した他市町村から応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないように、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯用資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備し、日常より研修及び訓練を実施する。その際、職員は、派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないように、食糧、衣料から情報伝達手段にいたるまで、自ら賄うことのできる自己完結型の体制を整える。

第15節 自主防災組織の活動体制整備計画

担当部署	市民生活部
------	-------

この計画は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、地域住民が自主的な防災活動を実施することにより、災害の未然防止及び軽減を図るとともに、自主防災組織の育成指導及び平常時、災害時の活動内容等の方策について定める。

1 自主防災組織づくり

自主防災組織は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という精神に基づき、自主的な防災活動を実施することにより、災害の未然防止及び軽減を図ることを目的として結成されたものであり、地域住民の自発的な運営を基本とする。

2 自主防災組織の育成指導

市及び県は、定期的に、災害の状況を想定した防災訓練を実施し、災害初期段階での避難行動要支援者等の安否確認、救出・救護及び初期消火など応急対策の確立及び防災意識の向上を図れるよう支援、指導を行う。

3 自主防災組織の概要

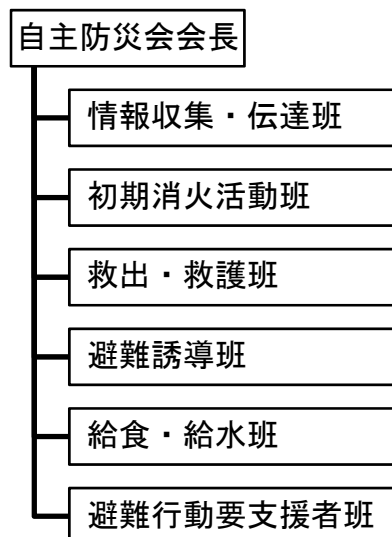
(1) 組織及び名称

基本的に自治会組織を一単位とし、それぞれの自治会活動とあわせて自主防災活動が効果的に実施できる組織とし、名称は自主防災会とする。

また、地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼間や平日においても支障のないように組織を編成する。

(2) 編成

自主防災会には、情報の収集・伝達班、初期消火活動班、けが人等の救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班、避難行動要支援者班の各班編成による地域防災活動に必要な分担を定めておく。



(3) 活動内容

ア 平常時

(ア) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成（避難行動要支援者支援体制の整備及び更新）

(イ) 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

(ウ) 情報収集・伝達，初期消火，避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

(エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

イ 災害時の活動

(ア) 初期消火の実施

(イ) 情報の収集・伝達

(ウ) 救出・救護の実施及び協力

(エ) 集団避難の実施

(オ) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力

(カ) 避難行動要支援者の安否確認等

(4) 自主防災会への活動支援

市は，自主防災会に対し，その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(5) リーダーの養成

市及び県は，自主防災会のリーダーを養成するための教育，研修等を実施し自主防災会の活動の活性化を図る。

資料2-37 自主防災組織等の状況

第16節 災害時ボランティア活動計画

担当部署	福祉部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、ボランティアによる防災活動の自主性を尊重し、連携に努めながら、災害時におけるボランティアの活動及び人材確保等の方策について定める。

1 災害時ボランティアの区分

災害時ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療、語学、アマチュア無線)とに区分し、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

区分	活動内容	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、給水、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	市(市民活動課、社会福祉課) 県(保健福祉部)	市社会福祉協議会 県社会福祉協議会
医療	医療活動(医師、看護師、臨床検査技師、放射線技師、理学療法士、作業療法士)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師、栄養士)、歯科診療(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士)、メンタルケア(精神保健福祉士、臨床心理士)	市(健康推進課、社会福祉課) 県(保健福祉部)	市・県医師会 市・県歯科医師会 市・県薬剤師会 県看護協会 県臨床検査師士会 県放射線師士会 県理学療法士会 県作業療法士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会
語学	外国語通訳・翻訳等	市(市民活動課) 県(生活環境部)	国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	県(生活環境部)	県

2 災害ボランティアセンターの設置

市は、ひたちなか市社会福祉協議会(以下「市社会福祉協議会」という。)に要請し、災害ボランティアセンターを市社会福祉協議会に設置する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、被災地のニーズを集約する体制等が予め機能するよう整備をする。また、市及び市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど広く周知する。

3 災害時におけるボランティアの人材確保

(1) 一般ボランティアの養成・登録

市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、一般ボランティアの養成・登録にあたり、次の対策を実施する。

ア コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受入れ、調整、紹介が一体化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制の構築を図るものとする。その際、コーディネーターが行う業務は次のとおりとする。

〔県の拠点施設における業務〕

(ア) 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整

(イ) (ア)に基づくボランティアの紹介

(ウ) 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

〔市町村の拠点における業務〕

(ア) 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整

(イ) (ア)に基づくボランティアの紹介

(ウ) ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

イ ボランティアリーダーの養成

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

ウ ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需要調整・行政との連携調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市町村社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

エ 一般ボランティアの登録

県社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

(2) 一般ボランティア団体のネットワーク

県社会福祉協議会は、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

(3) 一般ボランティアの活動環境の整備

市、県、市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

ア 災害時におけるボランティアの協力や円滑な活動が行えるよう、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においても、ボランティア活動の普及に努める。

イ 災害時ボランティアの活動拠点である災害ボランティアセンターは、市総合福祉センター（西大島3丁目16番1号）に置き（同福祉センターが被災した場合は、那珂湊総合福祉センター等適宜変更する。）、災害時に、ボランティア活動が円滑に行えるよう、情報通信手段となる非常・緊急通話用電話、FAX等通信機器等の資

機材の整備を進める。

- ウ 防災意識の高揚を図るため、登録された災害時ボランティア等は、市総合防災訓練や地域における自主防災組織等の防災訓練への積極的な参加を促し、災害時の心得や、防災意識の高揚を図る。
- エ ボランティア活動を行う者に対し、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を促進する。

4 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

さらに、市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災会や消防団などと積極的な連携を図りながら防災に関するアドバイスを行う。

第17節 要配慮者（避難行動要支援者）支援計画

担当部署	福祉部・市民生活部
------	-----------

この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語で災害情報が理解できにくい外国人等（以下「要配慮者」）に対する、災害時における支援体制や安全を確保する方策について定める。

1 避難行動要支援者の支援体制の確保

市は、要配慮者のうち自力で避難ができない者及び避難に時間を要する者等で、支援する家族がない、または家族の支援だけでは迅速な避難が困難であり、支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」）を対象として、福祉部局等で把握している情報をもとに、災害時における要支援者として登録希望の有無を郵送・面談等により確認したうえで、希望者を避難行動要支援者名簿に登録する。

避難行動要支援者名簿には①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他連絡先、⑥家族構成、⑦避難支援等を必要とする事由、⑧かかりつけ医療機関、⑨情報の外部提供に関する同意等の情報を記載、記録するが、避難行動要支援者の状況は転出入や出生、死亡、障害の発現等により絶えず変化するものであることから、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう随時更新を行う。

登録者については自治会、自主防災会等（以下、「地域支援者」）が、民生委員・児童委員等の協力を得ながら個別支援プランを作成し、災害時における支援体制を整える。なお、登録を希望せず、情報の詳細が未確定な場合でも、民生委員・児童委員等が安否確認を行うなど地域で見守る体制づくりを促進する。

(1) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。

(2) 相互協力体制の整備

市は、地域支援者等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関、福祉関係者と協力して、避難支援体制の整備に努める。また、地域支援者等が実施した避難行動要支援者の安否確認などの情報については、市民生活部職員がその情報収集に当たる。

(3) 防災知識の普及・啓発・防災訓練の実施

市は、地域支援者、民生委員・児童委員などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の適正管理

市は、地域支援者及び防災関係機関等の避難行動要支援者名簿の提供先に対し、災害対策基本法第49条の13の規定により守秘義務が課せられていることを説明し、

目的外利用等の不適切な取扱いが行われないよう適切な措置を講ずる。

2 社会福祉施設等における要配慮者の安全の確保

(1) 防災施設体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ自主防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。市は、社会福祉施設における自主防災組織の協力体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図るよう努める。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、災害時における通信手段の確保を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協力体制及び自主防災組織、ボランティア組織等との連携等、施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と自主防災組織、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄につとめる。市は、要配慮者の避難所ともなる福祉避難所等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、自主防災組織、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア組織等を含めた総合的な防災訓練への参加を推進する。

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援が行えるように、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施するよう努める。

(3) 防災知識の復旧・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

県は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に

相談し適切なアドバイスを受けられるように、外国人相談窓口の充実を図る。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

ウ 外国人への行政情報の提供

市及び県は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市及び県は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

市及び県は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

また、県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「サポーターバンク」としての機能を備えておくものとする。

カ 語学ボランティアの登録・養成

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。

第18節 防災知識の普及計画

担当部署	企画部・総務部・福祉部・教育委員会・市民生活部・広域消防本部
------	--------------------------------

この計画は、災害時の混乱防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から各防災関係機関と連携をとり、住民等に対して災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及及び高揚を図る方策について定める。

1 防災知識の普及方法

防災知識の普及は次の方法により行う。

(1) 学校教育・社会教育を通じた普及

災害の種類、原因等についての科学的知識、災害予防措置、避難方法等を学習内容に組み入れ、学校教育及び社会教育等の場を通じ防災教育に努める。

(2) 広報紙等による普及

市報又は印刷物等を作成配布するとともに、市ホームページ上において、防災知識の普及を図る。

(3) 講演会等による普及

学校、幼稚園、保育所等の施設、事業所、自主防災組織、地域住民等に対し、映画及び講演会等を適宜開催し、広くその普及を図る。

(4) 市職員及び防災関係者に対する普及

市職員及び防災関係機関の災害対策関係者に対し、防災体制及び災害時の適正な判断能力等についてあらゆる機会を利用して能力開発及びその周知徹底を図る。

また、市職員に対しては、災害時の心構えや動員等に関する「災害応急対策マニュアル」を作成し、一人ひとりが災害時に速やかに対応できるよう意識啓発を図る。

2 防災知識の普及内容

防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に捉えたものとし、普及事項はおおむね次のとおりとする。

(1) ひたちなか市地域防災計画の概要

(2) 防災の一般的知識

(3) 自主防災組織の意義

(4) 災害時の心得

ア 災害情報の聴取方法

イ 避難の方法、場所、時期等の徹底

ウ 停電時の心得

エ 非常食糧、飲料水等の準備

オ MCA無線機の使用方法

カ その他、災害の態様に応じてとるべき手段方法等

第19節 防災訓練計画

担当部署	福祉部・教育委員会・市民生活部・広域消防本部
------	------------------------

この計画は、災害対策基本法の趣旨に基づき、市、防災関係機関及び住民が、災害時における迅速かつ確かな対応と、平常時からの防災意識の高揚を図るために、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練の実施方策について定める。

1 総合防災訓練

市長は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、市防災会議に諮り総合防災訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練は、原則として防災週間（8月30日から9月5日）期間中に実施するものとするが、訓練内容等により、他の適切な時期に実施することも可能とする。

(2) 実施地域

訓練地域は、訓練内容等を勘案して選定する。

(3) 実施方法

市、防災関係機関、自主防災組織及び地域住民等の協力を得て実施する。

2 消防訓練

広域消防長及び消防署長は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し隣接市町村及び防災関係機関と合同して実施する。

(1) 消防職員の消防訓練

各消防署長は、所属職員に対し、災害時における基本的及び応用的な消防活動について、計画的な訓練を実施する。

(2) 訓練の種別

ア 基礎訓練（規律訓練，車両訓練，操法訓練，救助操法訓練，体力練成訓練）

イ 火災防ぎょ訓練（建物火災等防ぎょ訓練，林野火災防ぎょ訓練，車両火災防ぎょ訓練等）

ウ 水災防ぎょ訓練（水防訓練等）

エ 救助・救急訓練（多数傷病者発生時の救助・救急訓練等）

オ 総合防災訓練

3 防災訓練

(1) 自主防災組織，大規模施設等の訓練

各自主防災組織は、地域住民に対して安否確認（避難行動要支援者），避難誘導，初期消火及び救護訓練等を含めた防災訓練を実施する。

また、病院，社会福祉施設及び大規模店舗等の施設管理者は、収容者の人命保護のため、特に避難施設の整備と定期的な初期消火，避難訓練等を実施する。

(2) 学校等，病院及び社会福祉施設等の避難訓練

市は、幼児、児童生徒、及び施設を利用する傷病者、身体障害者、老人等の生命・身体の安全を確保し、災害による被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(3) 通信訓練

市及び県は、隣接市町村、防災関係機関を含め、災害時において有線通信が被災して不通となった場合、若しくは何らかの理由によって有線通信系を利用することが著しく困難な場合を想定した無線通信訓練（非常用電源を活用した場合も想定する。）を実施する。

(4) 非常参集訓練

各防災関係機関は、非常災害の発生に備え、非常参集による職員の配備を迅速に行い、各種情報の伝達・連絡についての訓練を実施し、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練も併せて実施する。

(5) 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。実施については、関係機関と密接な連絡をとるものとし、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施する。

4 防災訓練時の交通規制

市は、防災訓練を効果的に実施するため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について警察署長と協議する。

5 訓練結果の評価

訓練終了後は、訓練内容等の検証、評価を行い、課題問題点等を抽出し、訓練実施方法や体制の改善を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

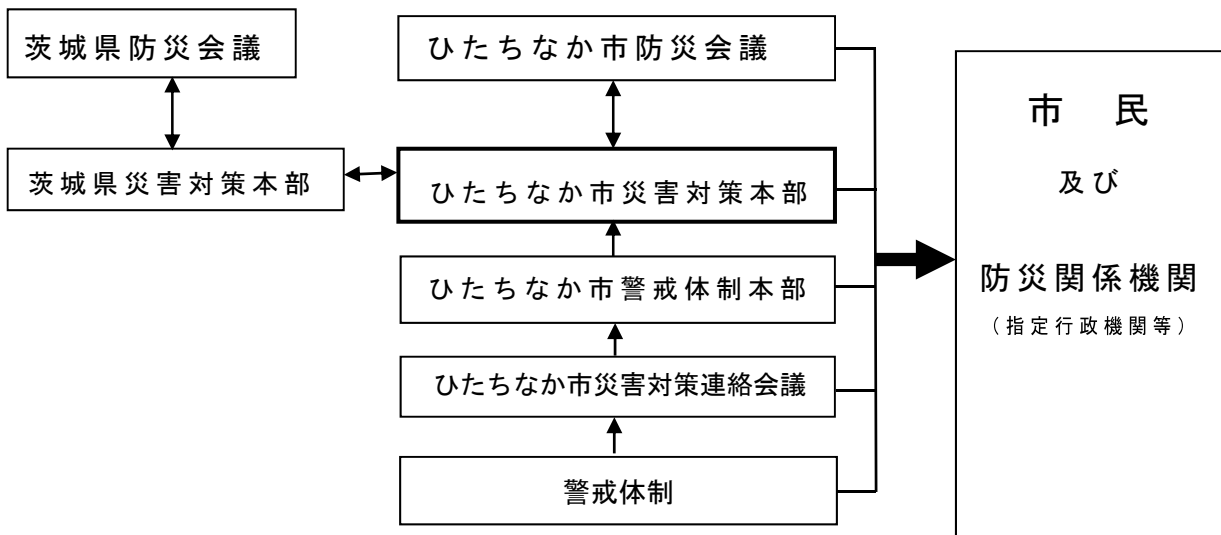
担当部署	全部署
------	-----

この計画は、市域における災害の未然防止と、災害が発生した場合において、市が災害応急対策を的確に行うための組織体制について定める。

1 防災組織図

市の防災体制は、市域における災害対策を総合的に実施する市防災会議と、災害の状況に応じて災害応急対策を実践する市災害対策本部等を下記のように位置付ける。

ひたちなか市防災組織図



2 ひたちなか市防災会議

市は、災害対策基本法第16条に基づき、ひたちなか市防災会議を置き、地域防災計画の作成及びその実施の推進を行う。

防災会議は、市長を会長とし、指定地方行政機関の職員、県の職員ほか、会長から任命された委員及び専門委員をもって組織する。

資料1-3 ひたちなか市防災会議委員構成

3 ひたちなか市災害対策本部

災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法、ひたちなか災害対策本部条例(平成6年条例第18号)及びひたちなか市災害対策本部規程(平成6年訓令第4号)に基づき、市長が設置する組織である。

(1) 構成

本部の構成は、次のとおりとする。

本部長	市長
副本部長	副市長，水道事業管理者，教育長
本部員	市民生活部長，企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，広域事務組合消防次長
本部付	各部の副部長，税務事務所長，福祉事務所長，区画整理事業所長，参事（外部出向者を除く），技正，水道事業所長，出納課長，議会事務局次長，農業委員会事務局長，監査委員事務局長，広域事務組合笹野消防署副参事 ※本部付の参事・技正は，課長兼務を除く。ただし，本部付職員がいない部等にあつては幹事課長とする。 ※本部長及び本部員の指示の下，会議に参加するものとする。
本部事務局	市民生活部生活安全課

(2) 設置基準

地震災害	ア <u>市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。</u> イ <u>茨城県に大津波警報が発表されたとき。</u> ウ 市域に地震による重大な被害が発生し，又は発生するおそれがあるとき。
風水害	ア 各種警報等が発令され，大規模な災害が発生し，又は発生するおそれがあるとき。 イ 海上及び港内において大規模な海上災害が発生し，又は発生するおそれがあるとき。
共通	ア 災害救助法の適用を受けるような大規模な災害が発生し，又は発生するおそれがあるとき。 イ 市長が特に必要と認めたとき。

※アンダーライン時には，災害対策本部は自動的に設置され，災害対策本部構成員は，招集命令を待つことなく，自主的に参集する。

(3) 設置の決定・廃止

ア 設置の決定

設置の決定は，市長が行う。ただし，市長が不在，連絡不能等の場合は，副市長，水道事業管理者，教育長の順でその権限を代行する。

イ 廃止の決定

災害対策本部長（市長）は，次の場合に本部を廃止する。

- (ア) 市域内において災害の発生するおそれが解消したと認めた場合
- (イ) 市域内において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (ウ) その他災害対策本部長が必要なしと認めた場合

(4) 本部設置の要請

ア 各部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、副市長に対し、設置を要請することができる。

イ 副市長は、設置の要請があったとき又は設置する必要があると認めたときは、水道事業管理者及び各部長等を招集し協議のうえ、市長に対し本部設置を具申する。

(5) 設置及び廃止の通知

市長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに知事及び防災関係機関に通知するとともに、住民等に公表する。

(6) 設置場所

ア 本部は、第3分庁舎防災会議室に本部事務室を設置する。ただし、その場所に設置が困難な場合は、市長が指定する場所に置く。

イ 市役所が被災して本部としての機能を果たせないときは、広域事務組合消防本部分庁舎に設置する。

(7) 災害対策本部会議

ア 本部に災害対策本部会議(以下「本部会議」という。)を置く。

イ 本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。

ウ 本部員及び本部付は、災害情報、被害情報及び災害応急対策の状況その他必要な事項について随時、本部会議に報告する。

エ 本部付は本部員を補佐し、本部長の指示により本部連絡員に決定事項を連絡する。

オ 本部会議は、本部長が必要の都度招集し、議長となる。

カ 本部長は、必要により防災関係機関等の代表者の参画を要請する。

キ 本部員は、本部会議決定事項のうち職員に周知を要すると認めたものについて、速やかにその徹底を図る。

ク 本部会議の構成は次のとおりとする。

災害対策本部会議構成員	本部長，副本部長，本部員，本部付，本部事務局（生活安全課），本部連絡員（各部ごとに本部員が指名した者），広報班，秘書班
-------------	-------------------------------------------------------------

(8) 審議事項

本部会議にかかる審議事項は、次のとおりとする。

ア 災害情報の収集、管理、伝達及び災害広報に関すること。

イ 避難の勧告又は指示に関すること。

ウ 県及び防災関係機関等に対する応援協力要請に関すること。

エ 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

オ 隣接市町村との相互応援協力に関すること。

カ 災害救助法の適用申請及び自衛隊の災害派遣要請に関すること。

キ その他重要な災害対策に関すること。

ク 災害対策本部の廃止に関すること。

(9) 各部等の分掌事務

ア 災害時における各部等の分掌事務は、災害対策本部等事務分掌によるものとする。

ただし、本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を指示することができる。(指名動員等)

イ 本部員は、本部長の命を受け、部を統括し、班長(課長等)は、本部員の命を受け、班の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

(10) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、被災地に災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

イ 本部長は、副本部長を現地災害対策本部長として任命し、被災地における特定の本部活動について、現地の判断により実施させる。

(11) 国の災害対策本部との連携

市長は、国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

資料2-38 災害対策本部組織図

資料2-39 災害対策本部事務室配置概要図

資料2-40 災害対策本部事務分掌

資料2-41 職員の登庁までのフロー

4 ひたちなか市警戒体制本部

警戒体制本部は、副市長が設置する組織である。災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合される。

(1) 構成

警戒体制本部の構成は、次のとおりとする。

本部長	副市長
副本部長	水道事業管理者, 教育長, 市民生活部長(本部事務局長)
本部員	企画部長, 総務部長, 福祉部長, 経済部長, 建設部長, 都市整備部長, 会計管理者, 議会事務局長, 教育次長, 広域事務組合消防次長
本部事務局	市民生活部生活安全課

(2) 警戒体制本部設置基準

ひたちなか市警戒体制本部は、次の場合において副市長がその必要を認めたときに設置する。

地震災害	ア <u>市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</u> イ <u>茨城県に津波警報が発表されたとき。</u>
風水害	ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 油流出等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
共通	ア 災害対策本部を設置する必要がないと認められる規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 副市長が特に必要と認めたとき。

※アンダーライン時には、警戒体制本部は自動的に設置され、警戒体制本部構成員は、招集命令を待つことなく、自主的に参集する。

(3) 警戒体制本部の設置・廃止

ア 設置の決定

警戒体制本部設置の決定は、副市長が行う。ただし、副市長が不在、連絡不能等の場合は、水道事業管理者、教育長、市民生活部長の順でその権限を代行する。

イ 廃止の決定

警戒体制本部長（副市長）は、次の場合に警戒体制本部を廃止する。

- (ア) 市域内において災害の発生するおそれが解消したと認めた場合
- (イ) 市域内において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (ウ) その他、警戒体制本部長が必要なしと認めた場合

(4) 警戒体制本部設置の要請

ア 各部長は、警戒体制本部を設置する必要があると認めたときは、市民生活部長に対し警戒体制本部の設置を要請することができる。

イ 市民生活部長は、警戒体制本部設置の要請があったとき、又は警戒体制本部を設置する必要があると認めたときは、副市長に対し警戒体制本部の設置を具申する。

(5) 警戒体制本部の設置場所

警戒体制本部は、第3分庁舎防災会議室に本部事務室を設置する。ただし、その場所に警戒体制本部の設置が困難な場合は、副市長が指定する場所に置く。

(6) 警戒体制本部会議

ア 警戒体制本部に警戒体制本部会議を置く。

イ 警戒体制本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。

ウ 構成員は災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況その他必要な事項について随時、警戒体制本部会議に報告する。

エ 警戒体制本部会議は、警戒体制本部長が必要と認めたとき、招集する。

オ 警戒体制本部会議の決定事項のうち、職員に周知を必要と認めた事項について、警戒体制本部員は速やかにその徹底を図る。

カ 警戒体制本部会議の構成は次のとおりとする。

警戒体制本部会議構成員
警戒体制本部長，警戒体制副本部長，警戒体制本部員， 警戒体制本部事務局（生活安全課）

(7) 警戒体制本部会議審議事項

警戒体制本部会議にかかる審議事項は、次のとおりとする。

- ア 災害対策本部の設置に関すること。
- イ 災害情報の収集，管理，伝達及び災害広報に関すること。
- ウ 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- エ その他重要な災害対策に関すること。
- オ 警戒体制本部の廃止に関すること。

(8) 各部等の分掌事務

- ア 災害時における各部等の事務は、災害対策本部等事務分掌によるものとする。ただし、本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を指示することができる。（指名動員等）
- イ 本部員は、本部長の命を受け、部を統括し、班長は、本部員の命を受け、班の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

5 ひたちなか市災害対策連絡会議

(1) 構成

ひたちなか市災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の構成は、次のとおりとする。

災害対策連絡会議構成員	副市長，市民生活部長，総務部長，建設部長，都市整備部長，広域事務組合消防次長，事務局（市民生活部副部長，生活安全課）
-------------	------------------------------------------------------------

(2) ひたちなか市災害対策連絡会議設置基準

連絡会議は、次の場合において副市長が必要と認めるときに設置する。ただし、副市長が不在，連絡不能等の場合は、市民生活部長がその権限を代行する。

地震災害	ア 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき
	イ 茨城県に津波警報が発表されたとき
風水害	ア 災害が発生し，又は発生するおそれがあるとき。
	イ 油流出等の災害が発生し，又は発生するおそれがあるとき。
共通	ア 災害対策本部を設置する必要がないと認められる規模の災害が発生し，又は発生するおそれがあるとき。
	イ 副市長が特に必要と認めるとき。

(3) 連絡会議開催の要請

市民生活部長は、気象，海上災害情報等から推測して連絡会議を開催する必要があると判断したときは、副市長に連絡会議開催を要請することができる。

(4) 連絡会議審議事項

連絡会議にかかる審議事項は、次のとおりとする。

- ア 気象、海上災害情報等の資料収集及び災害予測の検討に関すること。
- イ 災害の発生が予測される場合、警戒体制本部及び災害対策本部設置の検討に関すること。

6 警戒体制

市民生活部長は、次の基準において必要と認めたときに第1次及び第2次警戒体制をとることを決定する。

(1) 警戒体制決定基準

ア 第1次警戒体制（警戒体制）

(ア) 気象業務法に基づく気象注意報が県下に発令され、局地的な災害の発生が予測されるとき

(イ) 市域に震度4の地震が発生した場合（自動設置）

(ウ) 東海地震注意情報が発表された場合（自動設置）

(エ) その他、市民生活部長が特に必要と認めた場合

イ 第2次警戒体制（非常体制）

(ア) 気象業務法に基づく気象警報が県下に発令され、局地的な災害の発生が予測され、応急対策活動等を迅速に進める必要があると認めた場合

(イ) 市域に震度5弱の地震が発生したとき、又は茨城県に津波注意報が発表された場合（自動設置）

(ウ) その他、市民生活部長が特に必要と認めた場合

★ 第1，2次警戒体制をとる場合の降雨量のめやす

区 分	前日まで連続降雨量が100 mm以上あった場合	前日まで連続降雨量が50 mm以上～100 mm未満あった場合	前日までの降雨量がない場合
第1次警戒体制 （警戒体制）	当日の日雨量が50 mmを超えたとき。	当日の日雨量が70 mmを超えたとき。	当日の日雨量が100 mmを超えたとき、又は2時間雨量が60 mmを超えたとき。
第2次警戒体制 （非常体制）	当日の日雨量が50 mmを超え、時降雨量が25 mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が70 mmを超え、時降雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100 mmを超え、時降雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき。

※降雨量の測定は、県雨量計（ひたちなか市役所本庁舎）、広域消防本部雨量計の測定値による。

(2) 配備職員

ア 第1次警戒体制 生活安全課職員

イ 第2次警戒体制 生活安全課職員、道路管理課長及び課長が指名した職員、河川

課長及び課長が指名した職員，下水道課長及び課長が指名した職員

(3) 警戒体制の決定者及び代決者

警戒体制の決定者及び代決者は次のとおりとする。

区 分	決定者	第1代決者	第2代決者
警戒体制	市民生活部長	市民生活部副部長	生活安全課長

7 事後対策本部

(1) 構成

市長が必要と認めた者

(2) 設置基準

市長又は副市長が，災害対策本部又は警戒体制本部が廃止の際に事後対策として災害対策本部の分掌事務を継続して行う必要があると認めたとき。

8 災害復興対策本部

(1) 構成

市長が必要と認めた者

(2) 設置基準

市長が，災害対策本部の廃止の際に災害復興を行うために，必要と認めたとき。

9 支援対策本部

(1) 構成

市長が必要と認めた者

(2) 設置基準

市長が，応援協定を締結する市町村で災害により応援を必要とすると認めたとき。

第2節 動員計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、市が円滑な災害応急対策活動を行うために必要な職員の動員体制について定める。

1 動員決定基準

動員にかかる決定基準は、気象予報の発表状況、市内における災害発生予測及び発生状況等により、次のとおり定める。

体制区分		決定基準	動員職員
動 員 体 制	指名動員	(1)市長(災害対策本部長)、副市長(警戒体制本部長及び災害対策連絡会議)が特に必要と認めたとき	本部長から指名を受けた職員
	第1次動員	(1)気象業務法に基づく気象警報が県下に発令され、局地的な災害が発生したとき (2)その他、市長(災害対策本部長)又は副市長(警戒体制本部長)が特に必要と認めたとき	各部・班ごとにその責任者が必要と認めた職員で、全職員約5分の1の人員(各部の管理職等)
	第2次動員	(1)大規模な災害が発生したとき又は発生が予測されるとき (2)局地的な災害が発生し更に被害が拡大するおそれがあるとき (3)その他、市長(災害対策本部長)又は副市長(警戒体制本部長)が特に必要と認めたとき	全職員

2 動員体制の決定

(1) 動員体制の決定

ア 本部事務局長(市民生活部長)の報告をもとに、状況を判断し災害対策本部長又は警戒体制本部長が決定する。

イ 災害対策本部長が不在又は連絡不能の場合は、副市長、水道事業管理者、教育長の順でその権限を代行する。

ウ 警戒体制本部長が不在又は連絡不能の場合は、水道事業管理者、教育長の順でその権限を代行する。

(2) 決定者及び代決者

動員体制の決定者は次のとおりとする。

区分	本部	決定者	第1代決者	第2代決者	第3代決者
動員 体制	災害対策本部	市長	副市長	水道事業管理者	教育長
	警戒体制本部	副市長	水道事業管理者	教育長	—

3 動員名簿の提出

- (1) 各所属長は、所属職員について動員区分を明らかにした名簿を整備し、所属部長の決裁を経て、毎年度当初、速やかに市民生活部長に提出するとともに、所属職員に対して災害時における応急対策事務の周知徹底を図らなければならない。また、所属職員の変更が生じた場合においても、前記に準じ速やかに処理する。
- (2) 市民生活部長は、各所属長から提出された名簿により、速やかに動員名簿を作成し、市長に報告するとともに、各所属長にその写しを送付する。

4 動員方法

(1) 勤務時間中の動員の伝達

- ア 本部長が動員を決定したときは、本部事務局長は速やかに総務部長又は人事班長（人事課長）に連絡し各部長に動員伝達を実施させる。
- イ 本部員は、各班長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害の状況により本部事務室に本部連絡員を派遣する。
- ウ 各班長は、本部員の命に従い動員体制を整える。
- エ 動員された職員は、各班長の指示に従い直ちに災害応急対策活動を実施する。
- オ 動員の周知については、庁内放送、庁内電話、庁内LAN、防災行政無線又は放送等の方法により行う。

(2) 勤務時間外の動員の伝達

- ア 人事班は各部長・各班長に、また、各班長は所属職員に一般加入電話及び携帯電話を用いて、動員の伝達を行う。
- イ 一般加入電話及び携帯電話が使用不能の場合、本部事務局長は、防災行政無線を使用し動員の伝達を行う。

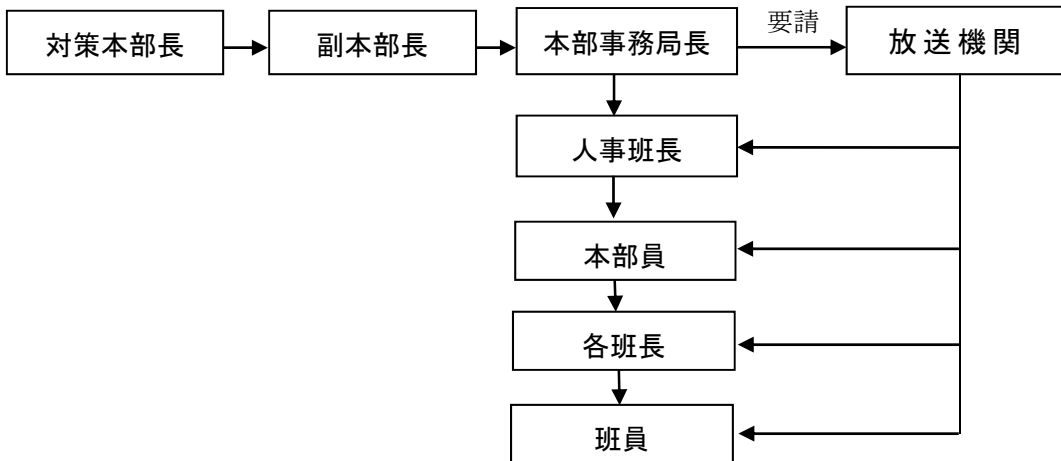
5 自主参集

職員は、勤務時間外において、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、テレビ、ラジオ等の放送機関等による災害情報を視聴し、災害の状況把握をするとともに動員決定基準に該当する場合は、動員命令を待たず自主的に登庁又はあらかじめ定められた避難所の開設・運営にあたる。

6 非常参集

職員は、動員命令による非常参集又は自主参集にあたって、原則的に所属勤務課所へ登庁又はあらかじめ定められた避難所の開設・運営にあたらなければならないが、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁又はあらかじめ定められた避難所の開設・運営ができないときは、市の避難所に指定されている最寄りのコミュニティセンター、学校等に非常参集する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得た後、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。なお、あらかじめ定められた職員が避難所開設・運営ができないときは、所属長は代替りのものを避難所に派遣する。

★災害対策本部及び警戒体制本部の動員系統図



7 動員除外

次に掲げる職員で、所属長が認めた者は、動員対象から除外する。

- (1) 病弱者等で災害応急対策活動を実施することが困難である者
- (2) 災害による被害を受けた者
- (3) その他、特段の事情のある者

8 動員状況報告

- (1) 本部員は、各班毎の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員を通して動員状況報告書を本部事務局長に提出する。
- (2) 本部事務局長は、提出された報告内容を調整し、本部長に報告する。(様式第2号 動員状況報告書)

9 応援及び協力要請

- (1) 各班において災害応急対策活動を実施するにあたり、所属部内各班が相互応援協力しても、なおかつ職員に不足を生ずるときは、所属部長を通じ本部事務局長に他部からの応援を要請する。

関係部長から前号の要請を受けた本部事務局長は、直ちに他部との調整を行い、応援協力体制を整える。

資料2-4-1 職員の登庁までのフロー

第3節 気象情報等収集・伝達計画

担当部署	建設部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

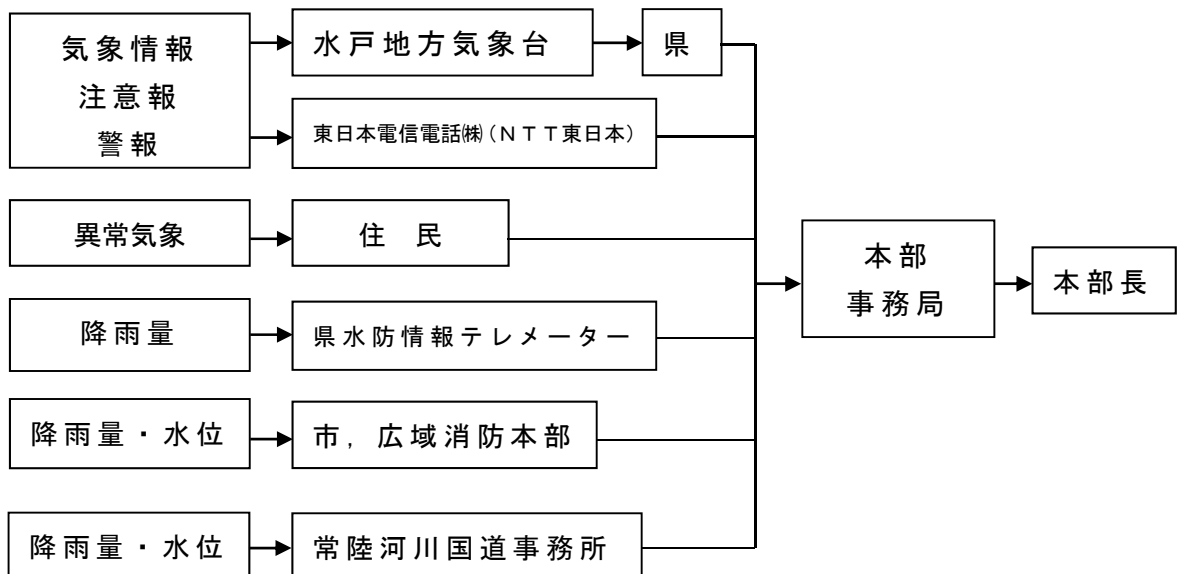
この計画は、警報や注意報等の気象情報や災害が発生するおそれがある異常な現象等の情報の速やかな収集と伝達方法について定める。

1 気象情報等の収集・伝達

(1) 市関係

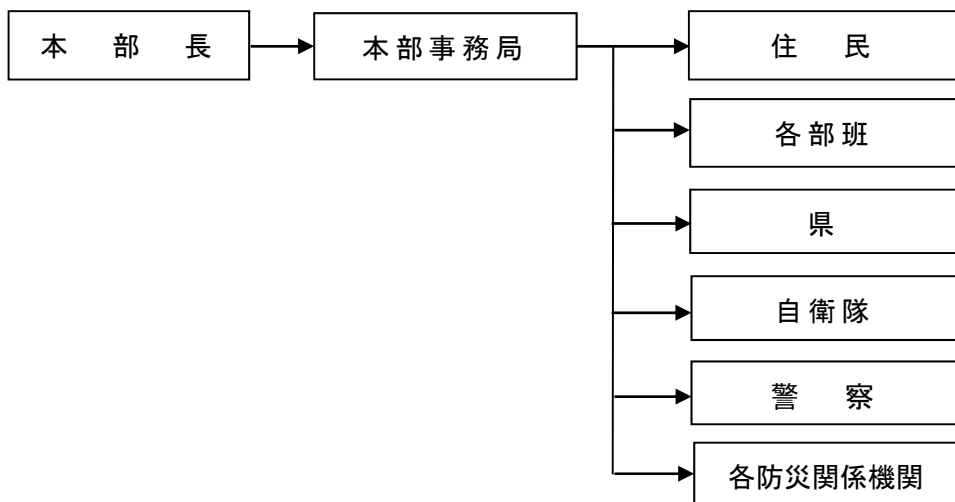
市長は、県等から通報を受けた情報を、速やかに判断し、必要がある場合は、住民等に対し防災行政無線等を使用して伝達する。(様式第1号)

ア 情報収集系統



※水防警報等は本計画第3章第39節「水防計画」による。

イ 情報伝達系統



(2) 東日本電信電話株式会社 (NTT東日本) 関係

水戸地方気象台から東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に通報された警報は、NTT東日本の通信システムにより市に伝達される。

この場合、伝達される内容は警報の種類だけで内容については伝達されない。

★警報の種類

暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報、高潮警報

(3) 日本放送協会(NHK)関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送することになっており、茨城放送(I B S)もこれに準じている。

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK東京第1放送	JOAK	5 9 4 KHz	300KW
NHK水戸FM放送(水戸)	JOEP-FM	8 3 . 2 MHz	1 KW
NHK水戸FM放送(日立)	JOEP-FM	8 4 . 2 MHz	10W
NHK水戸FM放送(北茨城)	JOEP-FM	8 2 . 9 MHz	100W
NHK水戸FM放送(大子)	JOEP-FM	8 4 . 8 MHz	10W
NHK水戸デジタルテレビジョン放送	地デジ JOEP-DTV	水戸 20CH(UHF)	300W
		日立 20CH(UHF)	3 W
		十王 47CH(UHF)	10W
		山方 20CH(UHF)	3 W
		常陸鹿島 20CH(UHF)	3 W
		那珂湊 31CH(UHF)ほか	0.05W
茨城放送水戸放送局	JOYF	1, 1 9 7 KHz	5 W
茨城放送土浦放送局	JOYL	1, 4 5 8 KHz	1 KW

2 異常現象発見者の通報

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、遅滞なく、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

(3) 上記(1)、(2)により通報を受けた市長は、本計画の定めるところによりその旨を水戸地方気象台、知事(県生活環境部防災・危機管理課)その他の防災関係機関に通報する。

(4) 市長は、上記(3)による通報を行うと同時に住民その他の団体等に周知する。

第4節 被害状況調査報告計画

担当部署	市民生活部・広域消防本部
------	--------------

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害情報の受信・報告と、災害が発生し被害が生じた時の災害対策本部長及び国、県への被害状況の調査報告の内容について定める。

1 災害情報の受信・報告

災害が発生し又は発生するおそれがある時の災害情報の受信は、災害情報受信表(様式第3号)により受信し、情報の内容により本部事務局長を経由して本部長へ報告する。

2 被害状況の調査報告

(1) 本部長に対する報告

各部長は、災害の発生により被害が生じたときは、調査収集した災害に関する情報を整理分析し、次の要領により本部事務局長を経由して本部長に報告する。

ア 報告事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 発生日時
- (ウ) 発生場所又は地域
- (エ) 被害の状況〔被害状況調書(様式第4号～第14号)〕
- (オ) 災害に対して既にとられた処置及び今後の措置
- (カ) その他必要事項

イ 報告区分

(ア) 即報(発生報告)

人的被害及び住家被害についての被害現況を把握次第直ちに報告し、併せて災害応急対策実施の都度、その措置状況について速やかに報告する。

(イ) 中間報告

被害状況が確定するまで毎日正午までに前日までの被害状況及び災害応急対策の措置状況についてとりまとめ報告する。

(ウ) 確定報告

被害の全容が判明し被害状況が確定した場合及び災害応急措置が完了した場合に報告する。

ウ 報告要領

報告の方法は、原則として文書をもって行う。但し、緊急を要する場合にあっては、口頭又は電話等をもって行うことができる。

エ 被害の分類認定基準

人及び住家その他被害分類の認定基準は、資料2-4-2「被害の分類認定基準」による。

オ 本部長指令等

被害状況等の報告を受けた本部長等は、災害応急対策に万全を期するとともに災害行動の徹底を図るため、次により、発令又は指示する。

- (ア) 本部長 本部長指令(様式第15号)
- (イ) 各部長 本部指示(様式第16号)
- (2) 県(災害対策本部), 国(消防庁)への報告
- ア 県等に対する報告

市長は、市域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。なお、「火災・災害等即報要領(昭和59年消防災第267号)」第3直接即報基準に基づき、直接即報基準に該当する事象(震度5強以上を記録した場合等)が発生した場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

- (ア) 市災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大するおそれがあるとき
- (エ) 地震が発生し、震度4以上を記録したとき
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

※県に報告できない場合にあつては、国(消防庁)へ報告し、事後速やかに県へ報告する。また、地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

報告先

茨城県防災・危機管理課

電 話 029-301-2885 (直通)

F A X 029-301-2898

消防庁応急対策室 電 話 03-5253-7527

F A X 03-5253-7537

イ 報告事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 発生日時
- (ウ) 発生場所又は地域
- (エ) 被害の状況
- (オ) 災害に対して既にとられた措置及び今後の措置
- (カ) その他必要事項

ウ 報告区分

(ア) 災害緊急報告

災害発生覚知後、県等が広域的に応急対策を行うために必要な重要かつ緊急性のある情報を直ちに報告する。また、第1報の後、詳細判明の都度直ちに電話・FAX等で報告する。

(イ) 即報

把握している被害及び措置情報を県の指定時刻までに茨城県防災情報システムを利用して報告する。

(ウ) 確定報

災害に対する応急対策が終了した後、被害状況、措置情報及び被害総額情報等を10日以内に文書及び茨城県防災情報システムにより報告する。

(3) 県に対する要請(災害救助法適用要請等)

災害発生状況及び災害概況の通報とともに、県に対し要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める要請の必要事項を具備して要請(様式第17号 災害救助法の適用について)する。

(4) 防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策実施状況等の措置について、市防災会議に報告する。

資料2-42 被害の分類認定基準

第5節 通信連絡計画

担当部署	消防本部・広域消防本部
------	-------------

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における情報の収集・伝達及び被害状況等の報告並びに災害応急対策等の実施状況についての通信連絡を迅速、的確に行うために必要な公衆電気通信設備及び専用通信設備等の利用について定める。

1 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し通話が不能若しくは困難な場合で、災害応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条の規定による非常・緊急通話用電話又は電報を利用する。

(1) 非常・緊急通話用電話の指定

ア 災害時優先電話

非常・緊急通話用電話として災害時優先電話の指定をあらかじめ東日本電信電話株式会社茨城支店に申請し承認を受けておく。

イ 災害時臨時電話

災害時臨時電話は、災害時において、緊急連絡用として使用できる専用電話である。平常時は使用できないため、災害が発生したときに東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策室(029-232-4825)に連絡して使用を申し込む。

(2) 非常・緊急通話の利用

ア 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、それでも困難な場合には次によるものとする。

イ 原則的に「災害時優先電話」により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、オペレーターへ次のことを告げ通話を申込みのものとする。

(ア) 非常扱い通信又は緊急扱い通信の申込みであること

(イ) 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名等

(ウ) 相手の電話番号及び会話の内容等

なお、相手方の通信設備の被害状況等によりつなげない場合もある。

ウ 非常・緊急通話の内容及び利用し得る機関の範囲は次のとおりである。

<非常・緊急通話の内容等>

区分	通話及び電報の内容	機関等
非常通話	1 気象，水象，地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水，津波，高潮等が発生し若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設(道路，港湾等を含む)の災害の予防又は復旧その他輸送確保に関し緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間(海上保安庁の機関を含む。) 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災，事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急通話	1 火災，集団的疫病，交通機関の重大な事故その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し又は発生するおそれがある場合において，その予防，救援，復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(非常扱いの通話の表中8欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の選挙の執行又はその結果に関し緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災，事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社，放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道，ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関相互間（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）

資料2-17 災害時優先電話の配備状況

資料2-18 災害時臨時電話の配備状況

(3) 非常・緊急電報の利用

ア 非常・緊急電報を頼信する場合は，発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記して電報取扱局に申し込むものとする。

なお，電話により非常・緊急電報を頼信する場合は，自己の電話番号及び頼信責任者氏名を電報取扱局等に申し込むものとする。

イ 非常・緊急電報の内容及び利用し得る防災関係機関の範囲は，上記非常・緊急通話の内容等に準じる。

(4) 電話の輻そう対策

NTT東日本は，大規模災害時における電話の輻そうに対応するため，地域住民の安否の登録，取り出しを可能とする災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

2 専用通信設備の利用

次に掲げる専用通信設備の設置者は，災害時の通信連絡にあたって，それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか，他の防災関係機関の利用についても協力する。

- ・ 消防庁消防防災無線設備
- ・ 茨城県防災行政無線設備
- ・ 警察電話(有線・無線)設備
- ・ 消防無線設備
- ・ 東京電力通信設備
- ・ 東日本旅客鉄道(株)通信設備
- ・ 海上保安庁通信設備
- ・ 漁業無線設備
- ・ 気象通信設備
- ・ 茨城交通通信設備
- ・ 国土交通省無線設備
- ・ その他防災関係機関の専用通信設備

- 資料2-19 ひたちなか市無線連絡系統図
- 資料2-20 ひたちなか市防災行政無線の整備状況
- 資料2-21 ひたちなか市MCA無線の整備状況
- 資料2-22 ひたちなか・東海広域消防無線の整備状況
- 資料2-23 茨城県防災情報システムの配備状況

3 公衆電気通信設備が利用できない場合

(1) 他機関の通信設備の使用等

市長は、災害に関する予報・警報の伝達等災害対策基本法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

ア 使用又は利用できる通信設備

- ・ 警察通信設備
- ・ 消防通信設備
- ・ 水防通信設備
- ・ 航空通信設備
- ・ 海上保安通信設備
- ・ 気象通信設備
- ・ 鉄道通信設備
- ・ 電力通信設備
- ・ 自衛隊通信設備

イ 事前協議

市長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。(災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く。)

ウ 警察通信設備の使用手続き

市長が警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合は、原則として次の申込書による。但し、緊急やむを得ない場合は、口頭により行う。(様式第19号 警察電話使用申込書)

(2) 非常通信の利用

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときには、非常通信を利用する。

なお、非常通信は無線局の免許人が自ら送受信するほか防災関係機関からの依頼に応じて送受信する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し、非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

資料2-43 通信の内容

資料2-44 非常無線通信取扱機関の状況

ア 頼信の手続き

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報依頼紙に電文形式(片仮名)又は平文ではっきり書いて無線局に依頼する。

(ア) 宛先の住所、氏名(職名)及び電話番号

(イ) 本文はできるかぎり簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。

(ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。従って次のますをあげない。

(エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的項目(例えば「自衛隊員100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように)を記入する。

(オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、又は末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(3) 放送機能の利用

市長は、緊急を要する場合で他の有線電気通信設備及び無線通信設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、災害に関する通知、要請、伝達、予報等の放送を、知事を通じてNHK水戸放送局、(株)茨城放送に知事に対する放送要請(様式第20号)により要請する。また、災害協定に基づく放送要請については、(株)茨城放送、水戸コミュニティ放送(株)へ災害協定に基づく放送要請書(様式第21号)により市長が要請する。

(4) 防災相互通信用無線電話の利用

災害現地において、防災関係機関が災害応急対策のため相互に連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

資料2-45 防災相互通信用無線局の状況**資料2-46 市周辺の報道機関の状況**

(5) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは著しく困難な場合、防災関係機関は使送により通信を確保する。

(6) 自衛隊の通信支援

市長は、災害対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼する。

なお、要請を依頼する場合は、第3章第30節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に定める。

(7) アマチュア無線等による通信支援

市長は、市内における被害状況等を迅速に把握するため、日本アマチュア無線連盟J R 1 Z E Y J A R L勝田クラブ等に対し通信支援を要請する。

第6節 広報計画

担当部署	企画部・総務部・市民生活部・広域消防本部
------	----------------------

この計画は、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合に、災害に関する情報を住民等に対する的確に広報する方策について定める。

1 住民等に対する広報の方法

市長は、住民等に対して、災害に関する情報を次の方法によりの確に広報する。

(1) 防災行政無線による広報

市内全域に設置されている防災行政無線（201箇所の屋外放送塔及び戸別受信機）により広報を実施する（様式第1号）。なお、災害の態様に応じて全域広報と一部地域広報とし、広報にあたっては、ひたちなか市防災行政無線局管理運用規程（平成7年訓第2号）に基づくものとする。

(2) 広報車等による広報

災害状況により防災行政無線と併せて災害区域及び災害予想区域に広報車等を出動させ、細部にわたる広報を実施する。なお、広報すべき区域が広範囲な場合、災害対策本部事務分掌における広報広聴班は生活安全班と協議し広報する区域を分割して本計画第3章第2節「動員計画」に基づく応援及び協力要請による現地広報体制をとる。

(3) 戸別広報

広報車等の活動不能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、職員等を派遣して戸別に広報を実施する。

(4) その他の広報

必要に応じて広報広聴班は、生活安全班と相互に緊密な連絡をとり、市ホームページ（携帯電話メール配信サービス、緊急速報メール等）及びチラシ等広報資料を作成し災害地域において配付・掲示するとともに、その他あらゆる広報媒体を利用して広報する。また、視覚障害、聴覚障害など障害に応じた広報手段の確保を図るものとする。

なお、チラシ等の配布にあたっては、職員のほか、自治組織、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得る。

2 広報の内容

災害発生前、災害発生直後等における各種情報、被害の状況などを的確に知らせることにより住民感情を安定させ、災害応急対策への意欲の高揚を図るため、住民等に対し次の内容の広報を行う。

(1) 災害発生前の広報

ア 気象、地震、津波、海上災害、火災予防等に関する情報

イ 一般的注意事項

(2) 災害発生直後の広報

ア 気象、地震、津波、海上災害、火災等に関する情報

- イ 避難勧告等に関すること
 - ウ 道路交通及び交通機関の状況
 - エ 市の災害対策活動体制及び活動状況
 - オ 電気、水道等ライフラインの状況
 - カ 防災関係機関，自主防災組織，事業所等に対する応急対策活動の実施要請
 - キ 災害時の一般的注意事項
 - ク その他必要と認められる事項
- (3) その後の広報
- ア 気象，地震，津波，海上災害，火災等に関する情報
 - イ 被災状況
 - ウ 救援物資の配布に関する情報
 - エ 市内各施設の復旧状況
 - オ 市の一般平常業務の再開状況
 - カ 各種災害援護対策に関する事項
 - キ 消毒その他保健衛生に関する事項
 - ク その他必要と認められる事項

3 外部機関からの広報要請

市は，県及び防災関係機関等から災害応急対策等に必要な広報の要請を受けた場合は，市のホームページ，防災行政無線等の広報手段を使用して広報を行う。

4 報道関係機関との協力

市は，災害広報を行うにあたり必要と認める場合は，報道関係機関に対し協力を要請する。また，報道関係機関が次のような災害に関わる報道をするにあたり，資料の提供等について依頼を受けた場合は，積極的に協力する。

- (1) 災害関係記事または番組
- (2) 災害関係の情報
- (3) 災害対策のための解説，キャンペーン，記事又は番組
- (4) 防災関係機関の告知事項

5 報道関係機関に対する発表

市は，報道関係機関に対して，応急活動情報，災害情報及び被害状況等収集されたもののうち災害対策本部が必要と認める情報について速やかに発表する。

第7節 消防救急活動計画

担当部署	福祉部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、災害時における消防活動及び救急活動を円滑、適切に実施する方策について定める。

1 消防活動体制の整備

市域内における風水害等を防ぎよし、又はこれらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の円滑な実施体制計画を策定しておく。

2 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市域内での次に掲げる危険区域について、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図る。

- (1) 中心市街地及び住宅密集地区の火災危険区域
- (2) 崖崩れ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域(高層建築物、危険物及び放射線関係施設等)

3 応援協力体制の確立

風水害等の非常事態時における消防活動の万全を期するため、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

資料2-30 茨城県広域消防相互応援協定書

資料2-31 隣接消防相互応援協定の状況

資料2-32 茨城県緊急消防援助隊受援計画

4 広域災害時の対応

風水害等が発生し、相互応援協定のみでは迅速かつ適切な応援措置が実施困難な場合又は緊急かつ必要がある場合は、適時、知事に人員の派遣等について、応援協力の要請をする。

5 火災気象通報

市長は、消防法第22条の規定に基づき、知事から火災についての気象情報を受理し、かつ市内における気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令する。

6 救急業務

救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制を図る。また、風水害等及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、次により救急医療体制の整備に努め、救急医療の確保を図る。

(1) 通報

災害発生第1報の受信から、医療施設等に対する通報及び医療機関相互の連絡を迅速・的確に実施する。

(2) 医師等医療関係者の出動要請

市長は、災害等の通報を受信したときは、被害の規模・状況等を考慮して、直ちにひたちなか市医師会長に対し、医師等の出動を要請するとともに、災害の長期化等その他の態様に応じ隣接市町村に対しても協力が得られるよう配慮する。

(3) 負傷者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を行う。

(4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか学校、コミュニティセンター等の収容可能な施設をあらかじめ明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮する。

(5) 医療用器材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療用器材を必要とするので、その確保計画、運用及び医療施設に対する供給等に関し、ひたちなか市医師会等と協議して円滑な運用を図る。

7 救急医療施設の整備

休日、夜間における救急医療の確保を図るため、休日夜間診療所の充実及び夜間当番医制を整備するとともに、県は、救急告示医療機関又は救急医療協力医療機関の増設を促進する。

資料2-47 救急告示医療機関の状況

資料2-48 近隣の二次救急医療機関の状況

第8節 交通対策計画

担当部署	建設部・都市整備部・市民生活部
------	-----------------

この計画は、災害時における道路上の危険を防止し、施設構造の保全と交通の安全及び円滑化を図るための交通規制と緊急時における措置の方策について定める。

1 規制の種別等

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第46条に基づく規制

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全、又は交通の危険を防止する必要があると認めるときは、道路管理者は、通行を禁止し、又は制限する。

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条、第5条及び第6条に基づく規制

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるときは、公安委員会、警察署長、警察官(以下「警察関係機関」という。)は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 災害対策基本法第76条に基づく規制

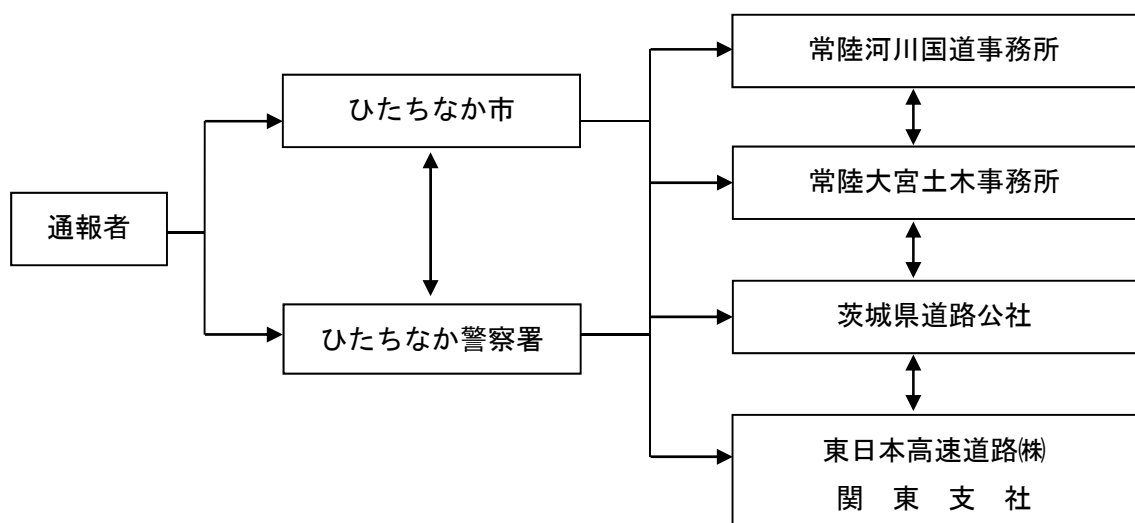
災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

2 発見者の通報

災害時に道路施設の被害等により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。

連絡を受けた市長又は警察官は、相互に連絡を図るものとし、あわせて道路管理者等に速やかに通知する。

★ 道路情報連絡系統図



3 交通の禁止及び制限情報の収集等

(1) 公安委員会が災害対策基本法第76条及び同法施行令第32条の規定により

行う交通の禁止及び制限や、警察署長の行う交通規制については、確実な情報の収集に努め、迂回道路の検討等、輸送確保の万全を図る。

(2) 市長は、管内道路状況を常に把握し、交通の禁止又は制限に関し、警察関係機関と緊密な連絡をとり、緊急輸送が円滑に行われるよう努める。

4 緊急時の措置

道路管理者は、道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の通行止め等の規制を行う。

なお、市以外の機関が管理する道路施設で、管理者に通知したが、その管理者が規制する暇がないときは、市長は、直ちに警察官に連絡して道路交通法に基づく規制を実施するとともに、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。

また、立ち往生や所有者の避難等による放置車両等によって緊急通行車両の通行が阻害される恐れがあるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき対象となる区域を指定したうえで、運転者等に車両車両を移動するよう命令を行う。燃料切れや避難等により運転者が周囲にいない場合においては、道路管理者が必要な範囲で付近の道路外へと移動する等、緊急車両の円滑な通行を確保するよう努める。

(様式第31号 遺体処理台帳)

第9節 緊急輸送道路確保計画

担当部署	総務部・建設部・都市整備部・市民生活部
------	---------------------

この計画は、災害時における応急対策を実施するにあたり、人員及び救援物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うために必要な緊急輸送道路を確保する方策について定める。

1 被害状況の把握と連絡体制

市長は、道路施設の被害状況を把握するため、道路パトロールを実施するとともに、防災関係機関との連絡体制の強化を図る。

2 復旧順位

市長は、人員及び救援物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うために必要な災害対策用緊急輸送道路を確保するため、次の順位により応急処置を国、県等と協力して行う。

- (1) 第1次緊急輸送道路 … 被災地域へ通ずる国，県，市道等
- (2) 第2次緊急輸送道路 … その他応急対策活動上緊急度の高い道路
- (3) 第3次緊急輸送道路 … 第1次・第2次緊急輸送道路を結ぶ道路

資料2-2 緊急輸送道路

3 復旧資機材等の確保

市長は、市内における復旧用資機材及び作業要員の状況について把握するとともに、ひたちなか市建設業協同組合との労務等供給体制を確立し、緊急輸送道路の確保に努める。

4 交通規制に関する措置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害対策基本法、道路法及び道路交通法の定めるところにより、公安委員会、警察署及び道路管理者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制等の緊急措置を講ずる。

(様式第31号 遺体処理台帳)

第10節 災害救助法による救助計画

担当部署	福祉部・建設部・市民生活部・広域消防本部
------	----------------------

この計画は、市域内において大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用され、迅速な救助活動を実施するための方策について定める。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する場合である。

- (1) 本市において100世帯以上の住家が滅失したとき
- (2) 県内で2,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市で50世帯以上の住家が滅失したとき
- (3) 県内で9,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市の多数の世帯の住家が滅失したとき
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

注 (1)～(4)までに規定する住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

2 実施責任者

災害救助法に基づく応急救助活動は知事が実施するが、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）に基づき、市長は、知事からの市が行う事務の内容及び期限の通知により行うこととする。

なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告するものとする。

(1) 災害救助法の内容

災害救助法適用時における災害救助の内容は、茨城県災害救助法施行細則（昭和36年8月5日茨城県規則第83号）のとおりとする。

資料2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」 早見表

第11節 避難計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、対象地域にいる住民等に対し避難の勧告、指示等を行い、安全な地域に避難させ、必要に応じて避難施設に収容し、人命の保護その他災害の拡大防止を図る方策について定める。

1 事前避難

災害が発生するおそれのある場合、事前避難を必要とする地域をあらかじめひたちなか警察署と協議して定めておき、その地域の住民等に対しては、避難所及び避難方法等を周知徹底するとともに、災害時には市長があらかじめ準備した指定避難所に積極的に自主避難するよう指導する。

2 避難の勧告及び指示

(1) 避難の勧告、指示、準備情報の基準

市長は、災害対策基本法第60条の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険があると認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告し及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。また、市長は、災害の発生する可能性が高まり、要配慮等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階と判断した場合には、避難準備情報を発令する。

<避難の勧告、指示、準備情報の基準>

区分	実施基準
避難準備情報	1 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき
避難の勧告	1 気象等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 河川が避難判断水位を超え、洪水のおそれがあるとき 3 その他の災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき
避難の指示	1 水害、洪水、がけ崩れ等の被害の危険が急迫しているとき 2 現に災害が発生しているとき

<実施責任者等>

実施責任者	区分等	災害の種類	根拠法令等	指示等を行った場合の措置
市長	避難準備情報	災害全般	水防警報、河川の水位や堤防の状況などから総合的に判断	

市長	勧告指示	災害全般	災害対策基本法第60条	知事に報告
水防管理者	指示	洪水高潮	水防法第29条	警察署長に通知
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	市長に通知
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条	市長に通知
知事又はその委任を受けた職員	指示	洪水高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	警察署長に通知
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条(その場に警察官がない場合に限る。)	市長に通知

(2) 避難の勧告, 指示, 準備情報の周知

住民等への避難の勧告, 指示及び準備情報の伝達は, ひたちなか市防災行政無線, 戸別受信機, 広報車, サイレン, ホームページ, 携帯電話メールサービス等により行うとともに, Lアラート(公共情報コモンズ)等を通じて放送機関に協力を要請し, テレビ, ラジオ等を通じて周知徹底を図るものとし, 併せて防災関係機関に対しても相互に連絡するものとする。

また, 市長は, 自主防災組織等と協力・連携を図り, 要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

なお, 市長は, 避難勧告等を行ったときは, 速やかに知事へ報告する。

ひたちなか市防災行政無線, 戸別受信機及び広報車による場合の伝達内容は, 次により行う。

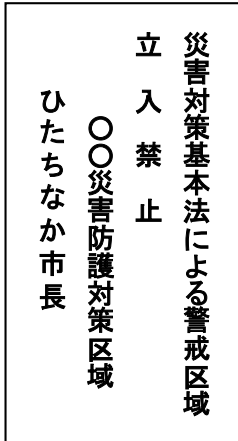
- ア 避難勧告, 指示, 準備情報の伝達者の名称
- イ 避難勧告, 指示, 準備情報の実施者
- ウ 避難勧告, 指示, 準備情報の理由
- エ 対象となる地域(町名等)
- オ 避難所, 避難経路等
- カ その他必要事項

3 警戒区域の設定

市長は, 災害が発生し, 又はまさに発生しようとしている場合において, 人命又は財産に対する危険を防止するため, 特に必要があると認めるときは, 災害対策基本法第63条の規定により「警戒区域」を設定し, 災害対策に従事する者以外の者に対し

て、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。なお、「警戒区域」を設定した場合は、ひたちなか警察署にその旨を通知し、警察官と協力して当該区域からの退去、立入りの制限・禁止を実施する。「警戒区域」が小規模の場合は、バリケードの設置、又はロープ等で区域を明示し、広範囲に及ぶ場合は、道路を封鎖する。

警戒区域設定表示板例



※ 形状及び規格は適宜とする。

※ 「立入禁止」の措置は実際にとられる措置を表示する。

4 避難誘導

(1) 避難誘導の方法

市長は、避難の勧告、指示又は準備情報を発令した場合において、関係住民を安全確実に避難させるため、警察署及び防災関係機関の協力を得て、次により組織的に避難誘導を行う。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害が発生するおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を確保する。

ウ 自主防災会、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

エ 住民に対し、高齢者、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図る。

オ 避難誘導は、避難所での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治会（自主防災会）の班、組等の単位で行う。

(2) 住民の避難対応

ア 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障害者等（要配慮者）の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）等とし、比較的時間のある場合は、若干の食糧、生活用品等とする。

5 避難所の設置

避難所は、原則として市の指定する場所及びその他の公共施設に設置するが、災害の状況、規模等に応じては、民間施設及び県の「災害時支援協力に関する協定」に基づきゴルフ場の活用を図るほか、野外等にテント等を設営して設置する。

(1) 避難所の開設

ア 避難所を開設するときは、速やかに当該施設の管理者等に通知し、承諾と協力を得る。

イ 避難所を開設した場合は、開設状況等を避難所設置報告書(様式第22号)により知事に報告する。

ウ 避難所には、その標示を行うとともに、給食、給水、毛布・寝具等の支給及び負傷者に対する応急救護等、被災者救援措置を講ずる。

(2) 避難所の管理運営

市長は、指定避難所の合鍵を一括管理し、避難所を開設したときは、予め定めた担当職員を派遣して管理運営を行わせるとともに、避難者の保護について措置する。また、避難所の管理運営にあたっては、次により努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげるようにする。

ア 避難所の運営は、各施設の管理者等の承諾と協力を得て行う。

イ 避難所への収容順序は、要配慮者を優先的に収容する。

ウ 担当職員は、避難所における衛生について、特に留意し必要な措置を講ずるときは、市長に報告する。

エ 愛玩動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるように、県等と協力して、(避難所の隣接した場所に受け入れるように配慮する等) 必要な措置を講じる。

オ 担当職員は、避難所施設の安全性を常に検討し、安全性に欠ける場合は、市長に報告し避難者の移動を行う。

カ 給食、給水、その他の物資の配分にあたっては、統制を保ち、かつ公平に行う。なお、食糧等物資の受払いについては、食糧等物資受払簿(様式第23号)による。

キ 担当職員は、避難者の精神的動揺を安定させるため、常に市との情報を交換し、災害情報を収集するとともに、努めて避難者に対し災害状況及び市の応急対策状況を周知する。

ク 市長は、避難者に対する通信連絡手段を確保するため、東日本電信電話株式会社茨城支店に要請し、災害特設公衆電話を設置する。

ケ 担当職員は、避難者名簿(様式第24号)を整備し、直ちに市長に報告するとともに、毎日の収容状況を避難所収容状況報告(様式第25号)に整理し、市長に報告する。

(3) 福祉避難所の開設

ア 市長は、福祉避難所開設マニュアルを整備し、指定避難所で対応が困難な被災者(要配慮者等)の避難所として、市が管理する公共施設のうちあらかじめ指定した指定避難施設を「福祉避難所」として開設する。管理運営担当職員として福祉部職員があたり、市長の指示に基づき、速やかに受け入れる体制を整える。

イ 市長は、市が管理する「福祉避難所」では、被災者の状況等により対応が困難と

判断したときは、災害協定を締結した民間老人福祉施設に「福祉避難所」の開設及び被災者の受け入れを依頼し、体制を整える。

資料2-50 指定避難所

資料2-51 福祉避難所開設フロー

6 学校その他の施設の避難計画

学校等、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設等の管理者は、次の事項に留意し、防災関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成するとともに関係職員等に周知徹底させ、避難の万全に期する。

(1) 学校等施設

小中学校については、地域の特性等を考慮した避難の場所、経路、時期、誘導及びその指示・伝達の方法等並びに児童生徒の集団避難体制等に留意する。

(2) 医療施設

病院等については、患者を他の医療機関、又は安全な場所へ集団避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生に関する事項等に留意する。

(3) 福祉関係施設

福祉関係施設については、避難者に対する避難の指示・伝達、移送、介護、収容先等に留意する。

(4) その他の施設

避難者に対する避難の指示・伝達及び誘導等に留意する。

7 住民等の避難行動

市長は、避難が円滑に実施されるように、あらかじめ次の事項を住民等に周知し、平素から訓練及び指導を行う。

(1) 氏名票(住所・氏名・生年月日・血液型等を記入)を携行すること

(2) 2食程度の食糧、水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の着替え、照明器具、携帯ラジオ等を携行すること(食糧及び水等については、家族が最低3日間(1週間程度)は自足できる分をあらかじめ備蓄しておく。)

(3) 服装はできるだけ軽装とする。裸足、長靴は避け、ひもでしめられる運動靴等をはき、雨や寒さ対策としてレインコートや防寒衣を携行すること

(4) 原則として徒歩避難とし、貴重品以外の荷物はできるだけ持ちださないこと

(5) 前各号の内、平素から用意しておける物品は非常用袋に準備しておくこと

8 災害救助法による避難所の設置

本市に災害救助法が適用された場合の避難所の設置等については、同法及び同法施行細則等による。

(1) 対象者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者

ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(2) 実施方法

避難所は、学校、コミュニティセンター、神社、寺院、公園・緑地、工場等の既存の建物を利用することとし、これらの中から「市町村地域防災計画」に定めた場所に収容し保護するものとする。

なお、既存の建物がない場合又は既存の建物だけでは収容できないときは、仮設物を設置し収容保護する。

(3) 費用の範囲及び限度額

ア 費用の範囲

- (ア) 賃金職員等雇上費
- (イ) 消耗器材費
- (ウ) 建物、器物等使用謝金
- (エ) 燃料費
- (オ) 仮設便所及び炊事場の設置費等
- (カ) 衛生管理費

イ 限度額

(ア) 基本額

避難所設置費 1人1日当たり300円以内

(イ) 加算額

冬期(10月～3月)についてはその都度定める額

(4) 開設期間

避難所の開設期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

資料2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」
早見表

第12節 食糧供給計画

担当部署	福祉部・経済部・都市整備部・教育委員会・市民生活部
------	---------------------------

この計画は、災害時に住家に被害を受け炊飯ができない者及び避難所等へ避難した被災者等に対し必要な食糧を調達供給する方策について定める。

1 実施機関

- (1) 食糧の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。
- (2) 市独自の食糧供給が困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。

2 対象者

- (1) 避難所に避難した者で、現に食糧を得ることができない者
- (2) 住家に被害を受け、炊飯ができない者(旅館、ホテル等の宿泊人、帰宅困難者も含む。)
- (3) 災害復旧作業に従事する者

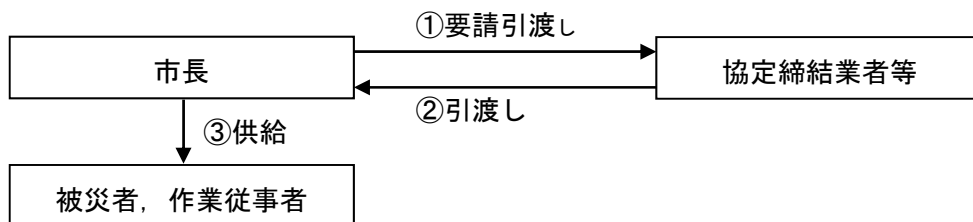
3 食糧の供給

市長は、上記対象者に対し、市で備蓄している非常用備蓄食糧（アルファ米等）及び救援物資を適宜供給する。

4 食糧の調達

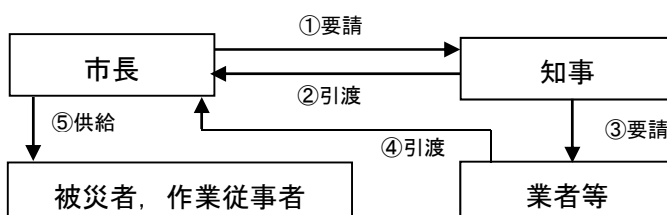
(1) 市内業者等からの調達

市長は、保有している非常用備蓄食糧に不足が生じた場合は、必要に応じて主要食糧等の配給を協定締結業者（協定締結業者一覧参照。）（以下「協定締結業者」という。）及び市内の各業者に要請する。



(2) 県からの調達

市長は、協定締結業者等及び市内の各業者から調達しても、さらに不足が生じたときは、知事に対して県で備蓄している食糧、または県があらかじめ協力を依頼している業者等に主要食糧の引渡しを要請し調達する。



5 食糧の応急供給

(1) 応急食糧供給実施範囲

- ア 被災者に対し炊出し等による食糧の供給を行う場合
- イ 災害により食糧供給機関が通常の供給を行うことができないため、供給機関を通じないで供給を行う必要がある場合

(2) 供給食糧

供給食糧は、原則として米穀，アルファ米とするが，消費の実情に応じて弁当，パン，調味料，副食等，被災者が直ちに食することができる現物を支給する。

(3) 非常炊出し計画

非常炊出しは，市で保有している非常用備蓄食糧の供給及び協定締結業者並びに市内各業者等から調達した非常用食糧の供給をしても，なお不足する場合において，各学校等に設置してある調理場施設を利用し実施するものとする。

この場合，状況に応じて自主防災会，地域の婦人会及びボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 整備すべき書類

- ア 応急食糧等受給者名簿(様式第26号)
- イ 応急食糧等調達台帳(様式第27号)
- ウ 応急食糧等購入代金等支払証明書類

6 災害救助法による食品の給与

本市に災害救助法が適用された場合の炊出し，その他による食品の給与については，同法及びその運用方針による。

ひたちなか市の災害時応援協定締結状況（平成27年6月現在）

業者・団体名	協定内容	協定期期
県内全市町村 (43市町村)	生活物資，資機材，活動要員派遣，避難所，車輛提供等	H6.4.1
宮城県石巻市 (姉妹都市)	生活物資，資機材，活動要員派遣，住宅斡旋，児童生徒受入れ，車輛提供等	H7.7.6
栃木県那須塩原市 (姉妹都市)	生活物資，資機材，活動要員派遣，住宅斡旋，児童生徒受入れ，車輛提供等	H7.8.11
ひたちなか市建設業協同組合	応急対策活動	H9.3.21
ひたちなか市医師会	医療救護活動	H9.3.21
千葉県市川市，神奈川県茅ヶ崎市，静岡県富士市	生活物資，資機材，活動要員派遣，住宅斡旋，児童生徒受入れ，車輛提供等	H9.10.3
日本郵便(株)	郵便事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策	H9.10.14
いばらきコープ生活協同組合	生活物資，要員派遣	H15.3.19
東京電力(株)	災害時の電力停止に伴う防災行政無線施設の使用	H16.2.2

(株)カワチ薬品	生活物資, 資機材, 災害情報, 避難場所	H20. 1. 25
(株)カスミ	生活物資	H20. 1. 25
(株)セイブ	生活物資	H20. 1. 25
(株)ヨークベニマル	生活物資, 資機材, 活動要員派遣	H20. 1. 25
(株)ジョイフル本田	生活物資, 資機材	H20. 1. 25
(株)セイミヤ	生活物資	H20. 1. 25
(株)サンユーストアー	生活物資, 資機材, 活動要員派遣, 避難場所	H20. 1. 25
(株)ケーヨー	生活物資, 資機材, 避難場所	H20. 1. 25
(株)アクティオ	機材レンタル	H20. 1. 25
西尾レントオール(株)	機材レンタル	H20. 1. 25
(福)北養会北勝園	福祉避難所	H20. 1. 25
(福)森田記念会さわの森	福祉避難所	H20. 1. 25
(福)桂雄会はまぎくの里	福祉避難所	H20. 1. 25
(福)克仁会恵苑	福祉避難所	H20. 1. 25
(福)孝友サンフラワーひたちなか	福祉避難所	H20. 1. 25
市造園事業協同組合, 市造園業協会	応急対策活動	H20. 4. 28
ひたちなか塗装工業組合, ひたちなか防水研究会	応急対策活動	H20. 9. 4
市指定管工事業協同組合, ひたちなか電設業協会	応急対策活動	H20. 11. 13
PGMプロパティーズ(株) (勝田ゴルフ倶楽部)	原子力災害時における一時避難所	H20. 11. 13
コカ・コーライーストジャパン(株)	生活物資 (飲料水)	H24. 2. 28
茨城県石油業協同組合 ひたちなか支部	燃料	H24. 2. 28
(株)茨城放送, 水戸コミュニティ放送(株)	放送要請	H25. 8. 1
茨城県トラック協会 常陸那珂支部	緊急救援輸送	H25. 11. 20
ひたちなか市歯科医師会	医療救護活動	H26. 4. 17
ひたちなか薬剤師会	医療救護活動	H26. 4. 17
(株)那珂湊商業開発, (株)カスミ	津波災害時における一時避難所 (ピアポート)	H26. 5. 30
(福)新世会いきり苑	福祉避難所	H27. 5. 22
コストコホールセールジャパン(株)	生活物資, 資機材	H27. 6. 19

資料2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度, 方法及び期間」
早見表

第13節 生活必需品等供給計画

担当部署	福祉部・市民生活部
------	-----------

この計画は、災害時による住家の被害等により、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する方策について定める。

1 実施機関

- (1) 生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法適用の有無にかかわらず、市長が行う。
- (2) 市独自で困難な場合は、近隣市町村、県、国、災害時相互応援協定都市及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。

2 対象者

- (1) 住家に被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

3 衣料・生活必需品等調達方法

衣料・生活必需品等の物資の調達については、応急救助用として必要な数量を関係業者及び協定締結業者等との密接な連携により行う。

4 給与又は貸与品目

- (1) 寝具（毛布及び布団等）
- (2) 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）
- (3) 衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等）
- (4) 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- (5) 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- (6) 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- (7) その他（ビニールシート等）

5 給与又は貸与方法

衣料・生活必需品等物資の配分については、世帯構成員別被害状況あるいは被災者台帳（様式第4号）に基づき、物資配布計画を作成し、被災者の被害区分に応じて給与又は貸与する。

6 整備すべき書類

応急物資支給・配給台帳(様式第28号)

7 災害救助法による生活必需品の給与又は貸与

本市に災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与については、同法及びその運用方針による。

資料2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」
早見表

第14節 給水計画

担当部署	企画部・福祉部・水道事業所・教育委員会・市民生活部・広域消防本部
------	----------------------------------

この計画は、災害時の応急給水について定める。

1 実施機関

- (1) 飲料水の供給は市長が行う。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。
- (2) 市独自で対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国、災害時相互応援協定都市及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 水道施設の応急復旧は、水道事業管理者が行う。

2 情報の収集・伝達

水道事業管理者は、災害が発生した場合、速やかに水道施設の点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、火災等に備えて広域消防本部との連絡を速やかに行う。

3 対象者

市が行う飲料水の供給は、災害のため飲料水を必要とする者を対象に行うものとする。この場合、医療施設、避難所、社会福祉施設、老人施設、要配慮者等については、他に優先して供給する。

4 飲料水の供給方法

(1) 飲料水の確保

飲料水については、使用可能な水道施設(配水池等)から確保する。

(2) 給水方法

ア 給水拠点

応急給水は、災害の状況に応じて市内に給水拠点(9つの中学校)を設けて実施する。また、各自主防災会へフレキシブルタンクを提供し、自主防災会毎の応急給水活動を支援する。

イ 運搬方法

配水地等で確保した飲料水を給水用具及び車両等を活用して、給水拠点まで運搬し給水する。

5 整備すべき書類

応急飲料水供給台帳(様式第29号)

6 広報

市防災行政無線、戸別受信機、広報車、市ホームページ及び報道機関等の協力を得て給水日時、場所、復旧見通し、その他適切な事項を被災住民に広報する。また、住民等が自助努力によって飲料水を確保する場合は、衛生上の注意事項等を含めた広報

を実施する。

7 給水量

被災者に供給する飲料水は、1人1日3リットルとする。なお、水道施設の復旧状況に応じ、給水量を増加する。

8 応急復旧

水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち、次により行う。

(1) 応急復旧方針

取水施設、導水施設、浄水施設等基幹施設の復旧を最優先とし、次いで送配水施設を復旧する。

(2) 応援・協力体制

ア 水道事業管理者は、ひたちなか市指定管工事業協同組合と災害時における応急復旧体制を構築しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の市町村、水道工事業者等の応援又は協力を求める。

イ 水道事業管理者は、必要があるときは、水道資機材取扱業者及び防災関係機関へ復旧活動の協力を求める。

9 災害救助法による飲料水の供給

本市に災害救助法が適用された場合の飲料水の供給については、同法及びその運用方針による。

資料2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」 早見表

第15節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保対策計画

担当部署	福祉部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、要配慮者に対する、安否確認、避難誘導、救助活動、搬送、情報提供及び保健・福祉巡回サービス等の安全確保対策を実施する方策について定める。

1 安全確保対策の実施機関

- (1) 要配慮者（避難行動要支援者）に対する安全確保対策は、市長が行う。
- (2) 社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- (3) 当該施設及び市独自で安全確保対策が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者名簿を活用し、自治会（自主防災会）、民生委員・児童委員、地域支援者、福祉団体、ボランティア等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施し、要支援者の状況により指定避難所（福祉避難所）、病院等に搬送する。

市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難行動要支援者支援制度による、全体計画及び個別避難支援計画に基づき適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、避難行動要支援者の搬送手段として、自主防災組織等の協力を得るとともに、救急自動車や福祉関連施設所有及び地域支援者等の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報提供

市は、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施すると共に、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保し、自治会（自主防災会）、民生委員・児童委員、地域支援者、福祉団体、ボランティア等の協力を得て、要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、保健師などの地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健、医療、福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 社会福祉施設における要配慮者の安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入居者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設管理者の要請に基づき、施設入居者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣すると共に、近隣市町村に応援を要請する。

また、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア組織等にも要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入居者等を搬送するための手段の確保を図る。

市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の福祉関連施設に受入を要請する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員を確保するため、施設間の応援協力等に基づき、他の社会福祉施設及び市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入居者等や他の施設に避難した要配慮者等に対して、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン業者は、社会福祉施設の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

市は、教育委員会の外国人教師及び語学ボランティア等の協力を得て、広報車や防災行政無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援，確保するため，語学ボランティア等の協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や，チラシ，情報誌などの発行，配布を行う。

イ テレビ，ラジオ，インターネット通信等による情報の提供

市は，外国人に適切な情報を伝達するため，テレビ，ラジオ，インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

ウ 情報伝達マニュアルの作成

市は，災害時に外国人への情報伝達を円滑に行うための情報伝達マニュアルを作成する。

(4) 外国人相談窓口の開設

市及び県は，外国人相談窓口を設置し生活相談に応じる。

また，相談窓口のネットワーク化を図り，外国人の生活相談に係る情報の共有化を図る。

第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

担当部署	総務部・福祉部・建設部
------	-------------

この計画は、災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、応急仮設住宅の建設や、空き市営住宅等を利用して居住の確保を図るとともに、住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない場合には、必要最小限度の部分を応急的に修理して居住を確保する方策について定める。

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅等の供与は、市長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行う。
- (2) 住宅の応急修理は、災害救助法適用の有無にかかわらず、市長が行うことができる。
- (3) 市独自で困難な場合は、近隣市町村、県、国及び防災関係機関の応援を得て実施する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 対象者

災害により住家が全焼、全壊又は流出の被害を受けたため、居住する場所がない者であって、自らの資力では、住宅を得ることができない者(世帯単位)とする。なお、入居者は次の基準により決定する。

ア 住家が全焼、全壊、又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力で住家を確保することができない者

(ア) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等

(エ) 特定の資産のない勤労者及び中小企業者

(2) 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、原則として市、県及び国が有する公有地とする。やむを得ず私有地を借り上げる場合は、所有者と市との間に賃貸借契約を締結する。

その場所は、飲料水が得やすく、保健衛生上適切な安全な場所(高台等災害の発生する可能性が極めて低い場所)とする。

(3) 規模及び構造

応急仮設住宅1戸当りの規模は、茨城県災害救助法施行細則に定める規模を基準とする。また、建物の構造は、軽量鉄骨組立方式とする。

(4) 着工及び供与期間

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。設置にあたっては、リース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

(5) 設置計画の作成等

市は、被災状況等をもとに必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

3 住宅の応急修理

(1) 修理対象者

災害のため住家が半焼又は半壊し、日常生活に欠くことのできない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない者(世帯単位)とする。なお、応急修理は前記2(1)の基準により行う。

(2) 応急修理の方法

住宅の応急修理部分は、日常生活に欠くことのできない箇所で、居室、炊事場及びトイレ等必要最小限度の部分とする。

(3) 修理時期

応急修理は、災害発生から1か月以内に完成させるものとする。

4 整備すべき書類

応急仮設住宅設置等状況(様式第30号)

5 災害救助法による応急仮設住宅の供与

本市における災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与は、同法及びその運用方針による。

資料2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」
早見表

第17節 医療及び助産計画

担当部署	福祉部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療・助産の途を失った場合において、応急的に医療及び助産等の応急救護活動を実施する方策について定める。

1 実施機関

- (1) 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。
- (2) 市独自で困難な場合は、近隣の市町村、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

2 対象者

- (1) 医療
災害のため医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要のある者
- (2) 助産
災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩をした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)

3 医療及び助産の実施

医療及び助産は、市長の要請に基づきひたちなか市医師会、ひたちなか市歯科医師会及び日本助産師会茨城県支部の協力のもとに行う。

4 応急救護活動

災害により傷病を受け、医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者に対して医師等の指示に基づき応急処置を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

- (1) 医療の範囲
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- (2) 助産の範囲
 - ア 分娩の介助
 - イ 分娩前、分娩後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

5 医療救護所の設置

(1) 設置基準

市長は、以下の基準を目安として、医療救護所の設置を決定する。

- ア 医療施設の収容能力を越えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき
- イ 医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断したとき
- ウ 時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあると見込まれるとき
- エ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき

(2) 設置手順

市長は、以下の手順に基づき、医療救護所を設置する。

- ア 被災状況を勘案して、学校、コミュニティセンター等の避難所、病院、生涯保健センターや那珂湊保健相談センター等の適時適切な場所に医療救護所を設置し、運営する。
- イ 設置後は、速やかに設置内容(以下の事項)についてひたちなか保健所に報告する。
 - (ア) 設置場所(救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、救護所への経路等)
 - (イ) 市医師会による医療救護班の必要性の有無(医師、看護師等具体的な内容)
 - (ウ) ライフラインの確保状況(電気、ガス、水道等)
 - (エ) 医療品等の必要性の有無
- ウ 速やかに市防災行政無線、戸別受信機、広報車、市ホームページ及び報道機関等を利用して、医療救護所の開設状況等を住民に広報する。
- エ 災害現場により自らの判断で設置することが困難と判断した場合には、保健所等と連絡を取り合って協議の上設置する。

6 医療救護班の編成

市長は、ひたちなか市医師会等に医療救護班の出動を要請する。また、災害の程度により県に派遣要請を行う。

7 医薬品等の確保

災害時の医薬品等は、保健所及び茨城県災害対策本部に供給を要請し、確保に努める。

資料 2-52 薬局・薬店の状況

資料 2-53 AED設置施設一覧

8 災害救助法による医療及び助産

本市に災害救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針による。

資料 2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」
早見表

第18節 防疫計画

担当部署	福祉部・市民生活部
------	-----------

この計画は、被災地における感染症などの蔓延及び食中毒等の発生を未然に防止し、災害時の防疫措置を迅速に実施する方策について定める。

1 実施機関

被災地における防疫は、知事の指示に基づき市長が実施する。

2 防疫の実施

防疫は、被災地域又は被害状況を正確・迅速に把握するとともに、市保有の諸機材等をもって行う。また、併せて各自主防災組織等と連携を図りながら適切な防疫対策を実施する。

(1) 防疫組織の設置

市は、健康推進班が防疫組織をつくり、日頃より必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後、県、気象庁及び警察等と連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫計画の策定

市は、県の協力を得て、被害の状況などを考慮し災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を策定する。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

市及び県は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置の実施

市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号以下「感染症法」という。)に基づく県の指示により、防疫措置等を行うものとし、県は、市の被災状況に応じ、保健所職員をもって組織される防疫班などにより、次の事項を行う。また、被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。

ア 県の実施事項

(ア) 被害状況の調査及び市町村指導

(イ) 法に基づき就業制限、入院勧告を要する患者に対する措置

(ウ) 検病調査及び健康診断

(エ) 感染症の病原体に汚染された疑いのある物件の移動制限、移動禁止、消毒及び廃棄等の指示並びに消毒及び廃棄等の実施

(オ) 多人数の集合する場所(集団避難所)への予防上必要な設備の設置

(カ) 清潔方法・消毒方法の指示及び消毒の実施

- (キ) 生活用水の使用制限，禁止及び市町村に対する用水供給の指示
- (ク) 臨時予防接種の実施または指示
- (ケ) ねずみ族昆虫等駆除に係る区域の指定及び駆除の指示並びにその実施
- (コ) 厚生労働大臣に対する応援要請

イ 県の指示に基づく市の実施事項

- (ア) 清潔方法及び消毒方法の施行(法第27条第2項及び第29条第2項)
- (イ) ねずみ族昆虫等の駆除(法第28条第2項)
- (ウ) 生活用水の供給(法第31条第2項)
- (エ) 避難所の衛生管理及び防疫指導
- (オ) 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)

(6) 患者等の措置

知事は，被災地において，「感染症法」に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合，同法に基づき適正な措置を講じるほか，交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は，近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講じる。

(7) 予防教育及び広報活動の実施

市及び県は，災害が予想される時期において，災害時の伝染病や食中毒予防等に関する教育を行う。また，災害発生地域や避難所においても同様の教育を行うとともにパンフレット，広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

市は，警察，消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し，その状況や防疫活動状況をひたちなか保健所長に報告する。

(9) 医療ボランティアの要請

市及び県は，必要に応じて，薬剤師会等関係団体に対し，消毒等の指導のため，医療ボランティアの確保を要請する。

※災害防疫の実施については，「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

第19節 清掃計画

担当部署	経済部・建設部・市民生活部
------	---------------

この計画は、災害時において同時多量に発生する廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、可燃性ごみ、し尿等)の収集、運搬及び処理を迅速かつ適切に行うことにより、地域住民の保健衛生の確保及び良好な環境を保全する方策について定める。

1 実施機関

- (1) 被災地域における清掃は、市長が実施する。
- (2) 市独自で困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。

2 廃棄物の収集・処理

(1) ごみの収集及び処理

被災地域において、あらかじめ地区別に集積所の設置を計画することは、災害の態様により変化するため、災害時においては、被災地区の状況に応じ、不燃物、可燃物等集積場所(定期的実施しているもので自治組織等が指定した場所)等を集積所とし、これらに集積されたごみをごみ対策班で保有する収集車及び市委託業者等の応援・協力により収集する。なお、地震災害時における収集車による収集処理が不能である期間は、住民自らの処理の協力を求め、環境への影響が最も少ない場所、方法により応急処理を行う。

ア ごみ排出量の推定

市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの(建物倒壊、火災による建物の焼失等)と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

イ 作業体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

ウ 処理対策

(ア) 状況把握

市は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(イ) 市民への広報

市は、速やかに仮置場及び収集日時を定めて市民に広報する。

(ウ) 処理の実施

市は、市民によって集められた仮置場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ、他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置

を講じる。

また、必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(2) し尿の収集及び処理

ア し尿処理排出量の推定

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

イ 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

ウ 処理対策

(ア) 状況把握

市は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(イ) 市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置きを指導する。

(ウ) 処理の実施

市は、必要に応じて避難所、又は地区毎に仮設トイレの設置や簡易トイレを配布する。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

(3) 仮設トイレの設置・簡易トイレの配布

災害時において収集車によるし尿収集ができない期間及び下水道の処理機能が復旧するまでの期間は、地下水汚染等の環境問題が起きないような場所を選定するなど、立地条件等を考慮し、屋外仮設トイレの早急な設置や簡易トイレを配布する。また、屋外仮設トイレの閉鎖にあたっては、消毒実施後、完全に埋設する。

(4) 死亡獣畜処理方法

死亡獣畜の処理は、次の方法により処理する。

ア 集中焼却

移動し得る死亡獣畜については、環境衛生上支障のない場所に集めて埋めるか、又は焼却等の方法により処理する。

イ 個別処理

移動し難い死亡獣畜については、その場で他に影響を及ぼさない方法で個別に処理する。

第20節 救出救護計画

担当部署	総務部・福祉部・建設部・市民生活部・広域消防本部
------	--------------------------

この計画は、災害により、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出し保護する方策について定める。

1 対象者

- (1) 火災の際に火中に取り残された者
- (2) 水害の際に水とともに流された者又は孤立した地点に取り残された者
- (3) 地すべり、がけ崩れ等により生き埋めになった者
- (4) 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者
- (5) 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない者
- (6) その他、救出を要する者

2 救出の方法

- (1) 市長は、警察署、自衛隊及び地元消防団等の協力を得て被災者救出を実施する。
- (2) 被災者救出において、倒壊家屋、土石、倒木等の障害物で特殊救出技術を要し、その状況により機械等を必要とする場合は、ひたちなか市建設業協同組合、県、防災関係機関等へ協力を要請する。

なお、被災者救出については、警察署と十分な連絡をとり、円滑な活動を実施する。

- (3) 負傷者の救出完了後、的確な判断により最寄りの病院、診療所等の医療機関に搬送する。
- (4) 災害現場に、日本赤十字社及びひたちなか市医師会等による応急救護所が設置された場合において、医療機関への搬送については、応急救護所の医師等の指示に従う。
- (5) 負傷者の搬送は、原則として救急自動車で行うものとし、状況によりバスその他の車両を動員して行う。

第21節 行方不明者等の捜索及び処理埋葬計画

担当部署	福祉部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、災害により行方不明となっている者の捜索・収容と、災害により死亡した者について遺体識別等の処理及び遺体の応急的な埋葬等を実施する方策について定める。

1 実施機関

- (1) 遺体の捜索及び埋葬等は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- (2) 遺体の処理は、市長がひたちなか市医師会等の協力を得て実施するものとするが、災害救助法が適用されたときは、知事及び市長が行う。
- (3) 市独自で困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

2 遺体の捜索、収容及び埋葬等

(1) 捜索の方法

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防職員、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元ボランティア等と協力して捜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

(2) 遺体を発見した時の処置

ア 遺体は、速やかに検死または検案を受け、身元が判明し引取人があるときは、遺族等の引取人に引き渡す。

イ 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容所に収容する。この場合、警察は死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)の規定に基づき、検視等所要の措置を講ずる。

(3) 遺体の収容及び埋葬等

ア 発見遺体、漂着遺体及びその他の事故遺体は、災害発生に伴い臨時に開設された遺体収容所に収容する。

イ 市は、被害地域の周辺の適当な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

ウ 収容された遺体については、その必要に応じ遺体の鑑別ができるよう洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

エ 遺体の氏名、住所、性別、発見場所、身長及び特徴等を遺体処理台帳(様式第31号)に記載するとともに、一体ごとにその棺にも標示する。

オ 縁故者から遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査の上、これを引渡す。

カ 遺体の身元が判明しないもので、一定期間経過後、引取人のないときは行路死亡人として取り扱うこととし、火葬許可を受け埋火葬する。

(4) 行方不明者の届出

行方不明者の届出の受理にあたっては、行方不明搜索届出書(様式第32号)に記録し、警察署に通報する。

(5) 遺体の埋葬等

ア 埋葬等を行う場合

災害の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋葬等を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合には遺体の応急的な埋葬等を行う。

イ 埋葬等の方法

(ア) 埋葬等の方法は、応急的な火葬とする。

(イ) 身元不明のため行路死亡人として火葬された遺骨及び遺留品は、市役所等において保管し、引渡人の申し出があれば十分調査の上引き渡す。

資料2-54 寺院の状況

3 災害救助法による遺体の搜索、処理及び埋葬等

本市に災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、処理及び埋葬等は、同法及びその運用方針による。

資料2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」
早見表

第2.2節 障害物の除去計画

担当部署	総務部・建設部・市民生活部
------	---------------

この計画は、災害応急対策活動に支障となっている障害物及び住民の日常生活に著しい支障を及ぼしている、がけ崩れ、浸水等によって運ばれた土砂、倒木等の障害物を迅速に除去する方策について定める。

1 実施機関

- (1) 障害物の除去は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれの維持管理者が行う。
- (3) 市独自で困難な場合は、ひたちなか市建設業協同組合、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。
- (4) 公共施設以外の障害物の除去は、原則としてその施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

2 対象者等

対象者等は、下記のとおりとする。

- (1) 当面の日常生活が営めない状態にある者
- (2) 住家が半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住できない状態を含む)した者で、自らの資力では障害物の除去ができない者
- (3) 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去方法

- (1) 障害物の除去は、やむを得ない場合の他、周囲の状況等を考慮し、事後、支障の起こらないよう配慮する。
- (2) 実施者は、自らの機械器具等を用い、又は状況に応じ、ひたちなか市建設業協同組合等の協力を得て速やかに行う。

4 障害物の集積場所

市長は、災害の状況に応じ公園、広場及び日常生活や道路交通に支障とならない場所等を、環境衛生に留意し、障害物の集積場所として指定する。

5 災害救助法による障害物の除去

本市に災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、同法及びその運用方針による。

資料2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」
早見表

第23節 輸送計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、災害時における被災者の収容、避難及び救助物資、応急対策用資機材、災害対策要員等の輸送を迅速かつ適切に行うための方策について定める。

1 実施機関

- (1) 避難、救助物資等の輸送は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- (2) 市独自で困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。

2 対象者等

輸送の対象者等は、下記のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 重傷患者、妊産婦その他要配慮者
- (3) 飲料水、食糧及び救助用物資
- (4) 死体の捜索又はその処理のための人員、資機材
- (5) その他、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材及び人員

3 輸送力の確保

市長は、災害応急対策を実施するため、市保有車両の配車計画を別に定めるとともに、被害の状況により車両等が不足した場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を講ずる。

(1) 乗用車、バス及び貨物自動車

市長は、財団法人茨城県トラック協会緊急輸送常陸那珂支部及び茨城交通株式会社勝田営業所に協力を要請する。

なお、財団法人茨城県トラック協会に対する協力の要請は、知事を通じて行う。

(2) 特殊自動車

特殊自動車については、ひたちなか市建設業協同組合等に協力を要請する。また、知事を通じ陸上自衛隊施設学校に派遣を要請する。

(3) 船艇

那珂湊漁業協同組合、磯崎漁業協同組合に協力を要請する。また、知事を通じ陸上自衛隊施設学校に派遣を要請する。

(4) JRへの協力要請

大規模な緊急輸送が生じた場合においては、JR東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長に協力を要請する。

(5) 航空機（ヘリコプター）

災害応急対策の実施について緊急を要するときは、知事を通じ自衛隊等に対して航空機（ヘリコプター）の災害派遣を要請する。

4 輸送体制

- (1) 被災者の避難輸送を優先的に実施し、物資等の輸送は、その状況により適切な運用を行う。
- (2) 輸送車両は、災害緊急輸送である旨の表示をし、市庁舎講内に待機する。
なお、災害対策基本法第76条の規定により行う場合は、県公安委員会の指示に従う。
- (3) 配車担当(管財班)は、輸送計画を策定し輸送活動に支障のないよう努める。
- (4) 各部班において車両を必要とするときは、車両、台数、引渡場所、日時等を明示のうえ配車担当に請求する。
- (5) 車両及び航空機等を緊急に借上げし、又は要請した場合における運用等については、その都度、協議して定める。

資料2-55 市有車両の状況

資料2-56 日本貨物鉄道(株)の災害割引の対象となる災害の程度

資料2-57 日本貨物鉄道(株)の災害割引の適用条件

様式第34号 日本貨物鉄道(株)のり災者用物資証明書

第24節 労務供給計画

担当部署	総務部・福祉部・教育委員会・市民生活部
------	---------------------

この計画は、災害時における円滑な応急対策を実施するため、市職員及びその他の労務の供給方法等について定める。

1 実施機関

- (1) 災害応急対策に必要な労務の確保は市長が行う。
- (2) 市長は、労務を確保することが困難又は不足する場合、知事に調達又はあっせんを要請する。

2 労務の供給方法

- (1) 市職員及び知事要請による労務供給
市職員については、本計画第3章第1節「組織計画」及び第3章第2節「動員計画」によるものとし、知事要請によるものは、第3章第30節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」による。
- (2) ひたちなか市建設業協同組合等からの労務供給
ひたちなか市建設業協同組合等に要請し供給する。
- (3) 住民からの労務供給
自主防災会及び自治会等の民間団体に要請し供給する。

3 労務作業の内容

災害応急対策における市職員以外の者の労務作業の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出・救護
救出・救護行為及び救出に要する器具等の操作
- (2) 医療及び助産における移送
医師等が到着しなければ医療措置を講じられない重傷患者、又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他に方法がない場合
- (3) 飲料水等の供給
飲料水の供給行為及び浄水するための医薬品等の配布
- (4) 救助用物資の整理、輸送及び配布
 - ア 被服、寝具その他の生活必需品
 - イ 学用品
 - ウ 食糧品及び燃料
 - エ 医薬品及び衛生材料
- (5) 緊急輸送道路の確保に必要な作業
- (6) その他災害応急対策に必要な作業

第25節 応急教育計画

担当部署	教育委員会・市民生活部
------	-------------

この計画は、災害により教育施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の実施が困難になった場合に、応急教育及び応急的な学用品の給与等を行い、児童、生徒の安全及び教育を確保する方策について定める。

1 情報等の収集・伝達

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、学校長等に対し災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長等は、市長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかに所属教職員に伝達するとともに、自らもテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童、生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
- (3) 学校長等は、児童、生徒及び学校施設等に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市長に報告する。
- (4) 学校長は、停電により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報連絡方法や伝達方法を定める。

2 児童、生徒の避難等

- (1) 避難の指示
学校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難所等を迅速に教職員等に指示する。
なお、状況によって教職員は、児童、生徒に対し個々に適切な指示を行う。
- (2) 避難の誘導
学校長及び教職員等は、各学校等であらかじめ定める避難計画に基づき、児童生徒の安全を確保した、避難誘導を行う。
なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市及び防災関係機関の指示及び協力を得て行う。
- (3) 下校時の危険防止
学校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与えると同時に、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率及び保護者等への引渡し措置を講ずる。
なお、通学路の安全については、日頃から点検に努める。
- (4) 校内保護
学校長等は、災害の状況により児童、生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し保護者へ連絡する。この場合において学校長等は、速やかに市長に対して児童生徒数や保護の状況等必要な事項を報告する。
また、保護者との連絡が取れない場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続する。なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引渡し方法等につい

て、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努める。

(5) 保健衛生及び健康管理

市長及び学校長は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

また、学校長等は、災害時において建物内外の清掃、給食及び飲料水等に注意し、児童生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

3 応急教育

市長及び教育委員会等は、速やかに被害状況等を把握するとともに、相互に協力し教育施設等を確保すると同時に、次の措置を講じ、授業の確保に努める。

また、校舎の被害状況を速やかに、かつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(1) 校舎の被害が軽少な場合

速やかに応急修理をして授業を行う。

(2) 校舎の一部が被害を受けた場合

残存教室等の施設を利用するとともに、状況により合併及び二部授業等を実施する。

(3) 校舎の全部が被害を受けた場合

ア 短期間に復旧できる場合

臨時休校とし、家庭学習等を実施する。

イ 復旧に長期間を要する場合

(ア) コミュニティセンター等の公共施設を利用する。

(イ) 寺院等の民間施設を利用する。

(ウ) 隣接学校の校舎を利用する。

(エ) 必要な場合は、応急仮設校舎を建設する。

(4) 特定の地域全体が被害を受けた場合

被害を受けなかった他の学校、コミュニティセンター及び寺院等の施設を利用する。

(5) 教職員の確保

学校長は、災害発生時における教職員の確保のために、次の措置を講じる。

ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

イ 教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

4 学用品の調達・給与

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け学用品が使用不能となった児童生徒であることとする。

(2) 調達及び給与方法

学用品等は給与対象人員、学校別、学年別等による必要数量を正確に把握し、一括購入し、児童生徒に配分する。

なお、学用品等の購入及び配分については、関係書類(様式第35号 学用品の給

与状況調), 帳簿等を整理し保存する。

(3) 学用品等の品目

学用品等としては、教科書、教材、文房具及びその他授業を受ける最小限の必要な用品とする。

(4) 県への要請

市独自で学用品等の給与の実施が困難な場合は、県に対し学用品等の給与の実施及び調達について応援を要請する。

5 応急給食

災害の状況によっては学校給食の一時中止又は簡易な献立等に変更する。なお、学校給食に必要な食糧等は、第3章第12節「食糧供給計画」に基づき措置する。

6 生涯学習施設、文化財等の応急措置

生涯学習施設及び文化財等の被害については、その被害の程度を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに、被害程度に応じた適切な措置を講ずる。

7 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、上記に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずる。

8 災害救助法による学用品等の給与

本市に災害救助法が適用された場合の学用品等の給与については、同法及びその運用方針による。

9 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、事前に次の措置を講ずる。

ア 市長は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を学校長と協議する。

イ 市長は、避難所に指定する学校長と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。

ウ 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。

エ 学校長は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

資料2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」 早見表

第26節 応急保育計画

担当部署	福祉部・教育委員会・市民生活部
------	-----------------

この計画は、災害により保育所等の保育施設が被災し、通常の保育を行うことができない場合、応急保育及び応急的な保育用品の給与等を行い、入所児童・園児の安全及び保育を確保する方策について定める。

1 情報等の収集・伝達

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、保育施設の管理者に対し災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 保育施設の管理者は、市長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかに保育士・幼稚園教諭に伝達するとともに、自らも地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- (3) 保育施設の管理者は、入所児童・園児及び保育施設等に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市長に報告する。

2 保育児、園児の避難等

(1) 避難の指示

保育施設の管理者は、災害の状況を的確に判断し屋外への避難の要否、避難所等を迅速に指示する。

なお、状況によって保育士・幼稚園教諭は、個々に適切な指示を行う。

(2) 避難の誘導

保育施設の管理者及び保育士・幼稚園教諭は、入所児童・園児の安全を確保するため、各保育施設で定める避難計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により施設外への避難が必要である場合には、市及び防災関係機関の指示及び協力を得て行う。

(3) 施設内保護

入所児童・園児を帰宅させることが危険であると認める場合は、施設内に保護し、保護者へ連絡する。

また、災害が鎮静化した場合は、状況を判断して、保護者に連絡し、入所児童・園児を引き渡す。

(4) 保健衛生及び健康管理

施設の管理者は、災害時において建物内外の清掃、給食及び飲料水等に注意し、入所児童・園児の保健衛生について必要な措置を講ずる。また、伝染病予防接種や健康診断を行う必要があると認めるときは、保護者の了解を得るとともに、ひたちなか保健所及び嘱託医師等に依頼し実施する。

3 応急保育

(1) 園舎の被害が軽少な場合

速やかに応急修理して可能な限り保育を行う。

(2) 園舎の一部が被害を受けた場合

残存保育室等の施設を利用するとともに、状況により合併保育等を実施する。

(3) 園舎の全部が被害を受けた場合

原則として臨時休園とするが、状況によりコミュニティセンター等の公共施設、寺院等の民間施設を利用する。また必要な場合は、応急仮設園舎を建設する。

(4) 特定の地域全体が被害を受けた場合

災害を受けなかった他の保育施設、コミュニティセンター及び寺院等の施設を利用する。

(5) 保育士・幼稚園教諭の確保

保育施設の被害及び保育士・幼稚園教諭の事故等により、変則的保育を実施するときは、保育関係機関と緊密な連絡をとり、保育士・幼稚園教諭の確保等必要な措置を講ずる。

4 保育用品の調達・給与

災害のため住家及び保育施設に被害を受け、保育用品を喪失又は棄損し、しかも物品販売機構の一時的混乱により、これら保育用品を直ちに入手することができない状態にある入所児童・園児に対し、資力の有無にかかわらず必要最小限度の保育用品を給与し、保育の便を図る。

(1) 対象者

ア 災害によって住家に被害を受けた入所児童・園児であること。

イ 公立、私立の別を問わない。

(2) 給与方法

保育用品は、給与対象人員、施設別、年齢別等による必要数量を正確に把握し、一括購入して保育園児に対し配分する。

なお、保育用品の購入及び配分については、関係書類、帳簿等を整理保存しておく。

(3) 保育用品の品目

保育用品としては、通常保育に用いられている用品とする。

(4) 県への応援要請

市独自で保育用品等の給与の実施が困難な場合は、県に対し保育用品等の給与の実施及び調達について応援を要請する。

5 応急給食

災害の状況によっては保育給食の一時中止、又は簡易な献立等へ変更する。

なお、保育給食に必要な食糧等は、本計画第3章第12節「食糧供給計画」に準拠する。

第27節 農地農業対策計画

担当部署	経済部・市民生活部
------	-----------

この計画は、災害により農作物、農地等に被害が発生した場合、応急的に所要の施策を講じて、農作物、農地等の被害を軽減し、主要食糧等の安定供給を図る方策について定める。

1 農地の応急措置

- (1) 農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。
- (2) 農業用施設の応急措置
 - ア 堤防

ため池堤防等の法崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。
 - イ 水路

素掘仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。
- (3) 頭首工の応急措置

一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。
- (4) 農道の応急措置

特に重要な農道については、必要最小限度の仮設道の建設を行う。

2 農作物等の応急措置

- (1) 農作物の応急措置

災害時において、所要の応急措置を行い被害の発生又は拡大の防止を図る。
- (2) 家畜の応急措置
 - ア 風害
 - (ア) 被害畜舎の早期修理，復旧に努める。
 - (イ) 外傷家畜の治療と看護に努める。
 - (ウ) 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止する。
 - イ 水害
 - (ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図るものとし，乾燥後，畜舎内外の消毒を励行する。
 - (イ) 県家畜防疫員による災害地域内家畜の一斉健康診断を行い，併せて病傷家畜に対する応急手当を行う。
 - (ウ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努める。
 - (エ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

資料2-58 農作物の応急措置要領

第28節 土砂災害対策計画

担当部署	建設部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、降雨等により土砂災害の発生が予想される土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の急傾斜地崩壊危険箇所について、土砂災害に関する情報の収集と警戒体制をとることにより、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合に被害を最小限にとどめる方策について定める。

1 土砂災害発生に関する情報の収集

- (1) 降雨量
- (2) 地表水又は湧水の状況
- (3) 亀裂の有無
- (4) 立木等の傾倒の状況
- (5) 建築物等の損壊の状況
- (6) 周辺の人家数
- (7) その他災害予防又は応急対策上参考となる事項

2 警戒体制

- (1) 警戒体制をとるべき時期

警戒体制をとるべき時期については、本計画第3章第1節「組織計画」に準拠する。

- (2) 実施内容

ア 警戒体制

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の警戒巡視及び住民に対する広報等を実施する。

イ 非常体制

住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置及び同法第60条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

3 住民への伝達

住民への気象情報、避難の勧告及びその他の必要な周知すべき事項の伝達は、本計画第3章第6節「広報計画」及び第11節「避難計画」に準拠する。

4 避難

災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫し関係住民を避難させる場合は、災害の推移あるいは周囲の状況により本計画第3章第11節「避難計画」に準拠する。

資料2-25 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」概要図

資料2-26 土砂災害警戒区域等の状況

第29節 環境保全対策計画

担当部署	市民生活部
------	-------

この計画は、災害時における有害物質等の流出、漏洩、飛散及び浸透(以下「流出等」という。)の防止に関する環境保全対策について定める。

1 有害物質等

有害物質等とは、次に定めるものをいう。

- (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項第3号で定める有害物質、第2条第5項で定める特定粉じん及び第17条第1項で定める特定物質
- (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項第1項で定める有害物質
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条で定めるダイオキシン類
- (4) 茨城県化学物質の環境にやさしい取扱指針(平成7年1月策定)第2号に定める特別配慮化学物質

2 有害物質等の流出防止

市は、有害物質等の研究、開発、製造、使用、保管、処理及び処分を行っている工場・事業場に対して、災害時に有害物質等の大気、地下又は公共用水域への流出防止についての万全の措置を講ずるよう指導する。

また、建造物に使用されている有害物質等の流出防止についても、所有者、管理者に適切な措置を講ずるよう指導する。

3 保安組織体制の充実

有害物質等の研究、開発、製造、使用、保管、処理及び処分を行っている工場・事業場は、社内保安組織体制の充実を図るとともに、有害物質等の流出防止に必要な資機材を常に備蓄し、流出事故発生時に、迅速かつ的確に対応するため、定期的に従業員の教育訓練等を行う。(様式第36号 有害物質等流出事故通報記録用紙、様式第37号 有害物質等流出事故時の避難勧告文例)

第30節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、天災地変その他の災害に際して、市民等の生命及び財産保護のため、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等について定める。

1 災害派遣要請要領

(1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請は、原則として知事が文書をもって自衛隊に要請する。

(2) 災害派遣要請の手続き

市長は、以下の要件により自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請依頼書(様式第38号)を提出する。

ただし、事態が急迫し所定の手続きによりがたい場合は、電話等により依頼する。なお、市長は知事に災害派遣要請の要求の申し出をできない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接、最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること

イ 緊急性

差し迫った必要性があること

ウ 非代替性

自衛隊部隊が派遣される以外、他に適当な手段がないこと

(3) 災害派遣要請依頼書の提出先

茨城県 生活環境部 防災・危機管理課

電 話 029-301-2885 (直通)

F A X 029-301-2898

衛星電話 8-600-2885

衛星F A X 8-600-2898

2 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の災害派遣要請を必要とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)に通報するほか、必要な情報の交換を行う。

3 災害派遣部隊の受入れ体制

市長は、災害派遣が決定されたときは、災害派遣部隊の活動が円滑、効率的に行い得るよう防災関係機関との緊密な連絡をとるとともに、作業計画及び資機材の準備等を行い、受入れ体制を整える。

(1) 作業計画

市長は、自衛隊に作業を要請又は依頼するにあたっては、より効率的に行い得るよう、作業計画を次の基準により作成するとともに、他の防災関係機関と競合することのないよう配慮する。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資機材の種類別保管(調達)場所

エ 派遣部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(2) 資機材等の準備

市長は、作業計画に基づき速やかに作業実施に必要な十分な資機材等の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を得るよう配慮する。

なお、調達が困難な場合は、知事に要請する。

(3) 自衛隊との連絡・交渉窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡・交渉の窓口を総務部総務課に置く。

(4) 受入施設

派遣された部隊の受入施設は、原則として陸上自衛隊施設学校とする。

4 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 ヘリコプターの受入体制

(1) ヘリコプターの受入基準

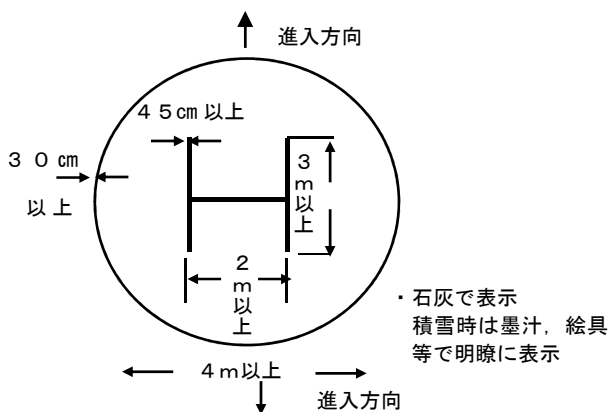
ア 知事及び市長は、派遣された部隊に対し、以下の条件をみたます発着場を用意する。

機種	必要面積
小型機 (OH-6)	約 30m × 30m
中型機 (UH-1, UH-60J)	約 40m × 40m
大型機 (CH-47)	約 100m × 100m

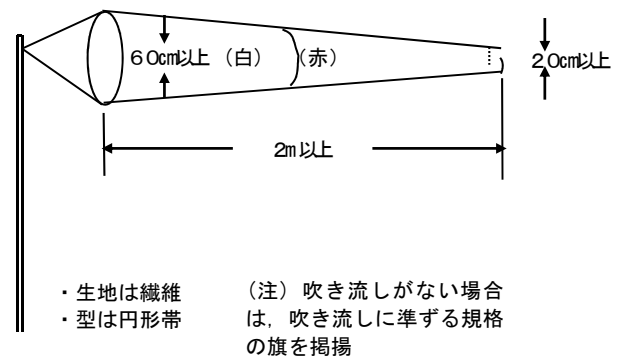
注) 四方向に障害のない広場のとき

イ 着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



(2) 危険予防の措置

ア 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機(ヘリコプター)の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

(3) 災害用応急ヘリコプター離着陸場

市域の災害用応急ヘリコプター発着場(ヘリポート)の設置場所は、下記の通りとする。

名 称	所 在 地	土地の状況	連絡先
六ツ野グラウンド	東石川 3379	草地・裸地	029-274-8273
那珂湊中学校グラウンド	廻り目 2896	裸地	029-262-4349
陸上自衛隊施設学校グラウンド	勝倉 3433	草地	029-274-3211
オフサイトセンター	西十三奉行 11601-12	草地	029-265-2111
津田運動ひろば	津田 1736-1	草地	029-274-8273
佐野運動ひろば	高野 2456	草地	029-274-8273
石川運動ひろば	石川町 10	草地	029-274-8273
那珂湊漁港中央埠頭	和田町 3-11-11	舗装地	029-263-6311
那珂川グラウンド	勝倉地先	草地	029-273-0111
ひたちなか地区多目的広場	新光町 46	草地(一部砕石舗装)	029-273-0111

6 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、事前に派遣部隊の長と協議の上、自衛隊災害派遣部隊撤収依頼書(様式第39号)をもって知事に対し派遣部隊の撤収要請を行う。

7 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。

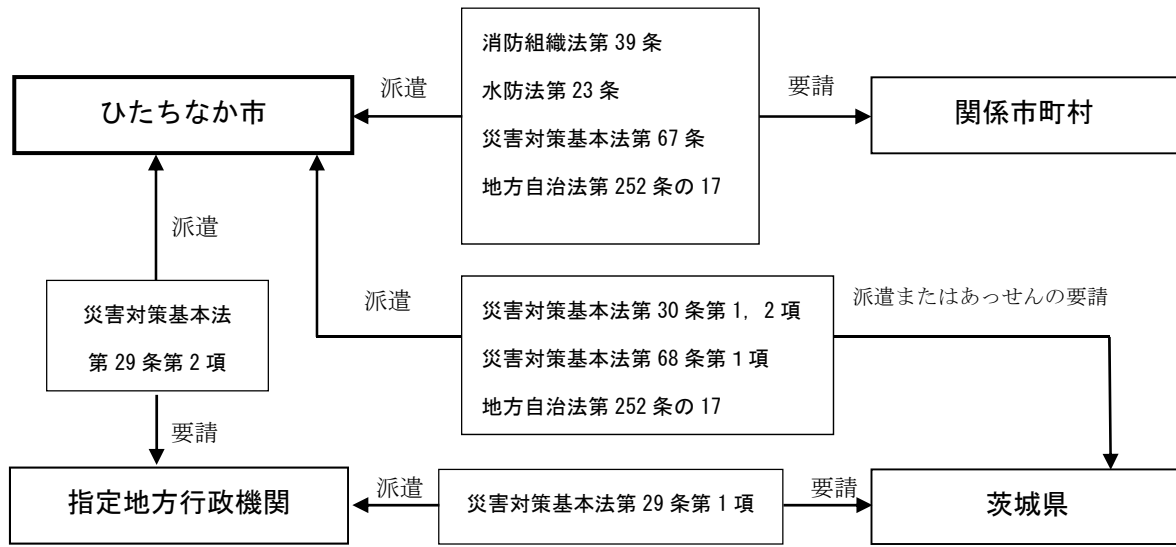
- (1) 派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く)の補償(なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議する。)

第31節 相互応援協力計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、市独自では十分な応急措置が実施できないときに、他の市町村に応援を求め、迅速かつ円滑な応急対策を実施する方策について定める。

1 応援・協力の要請系統



2 応援要請

(1) 他市町村への要請

市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

資料2-59 災害時等の相互応援に関する協定

資料2-60 災害時相互応援協定

資料2-61 災害時相互応援に関する協定書

(2) 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、知事に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付する。

ア 応援要請時に記載する事項

(ア) 災害の状況

(イ) 応援(応急措置の実施)を要請する理由

(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量

- (エ) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- (カ) その他必要な事項
- イ 職員派遣あつせん時に記載する事項
 - (ア) 派遣のあつせんを求める理由
 - (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項
- (3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

3 応援受入体制の確保

(1) 連絡窓口

市の応援受入の連絡窓口は、市民生活部生活安全課とする。

ただし、災害対策本部が設置されたときの、応援受入連絡窓口は、災害対策本部とする。

(2) 受入施設

市長は、総合体育館、松戸体育館、那珂湊体育館等を、国県及び他市町村等からの物的、人的応援の受入施設として指定する。

4 経費の負担

(1) 応援に要した負担は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

- ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費
- イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

(2) 災害対策基本法第32条の規定に基づき、市は他の地方公共団体等から災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対して、災害派遣手当(所得税の課税対象外)を支給する。

ア 公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)	3,970円
--------------------------	--------

イ その他の施設(1日につき)30日以内の期間	6,620円
ウ 30日を越え60日以内の期間	5,870円
エ 60日を越える期間	5,140円

5 応援支援体制の整備

(1) 支援対策本部の設置

市長は、応援協定を締結した市町村で応援を必要とする災害が発生した場合、速やかに情報収集を行い、関係部課で構成する支援対策本部を設置し、物資供給、職員派遣等の応援内容について協議する。

(2) 応援の実施

支援対策本部は、収集した災害情報に基づいて、応援内容等の決定を行う。応援の実施に際しては、応援先の市町村から支援を受けることのないよう自己完結型の体制を整える。

6 消防機関の応援要請，受入体制の確保

(1) 応援要請

市域内の消防力で十分な活動が困難である場合、県内の被害を受けていない他の消防機関に対し、広域消防が締結している茨城県広域消防相互応援協定に基づいて応援を要請する。

(2) 応援受入体制の確保

ア 受入窓口

市の応援受入窓口は、広域消防本部総務課とする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部とする。

イ 受入施設

市長は、総合体育館、松戸体育館、那珂湊体育館等を消防機関の応援を速やかに受け入れるための施設として指定する。

(3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

ア 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)

イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)

ウ 補給・休憩宿泊施設の整備、提供(学校、体育館等)

エ 消防活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として、茨城県広域消防相互応援協定書(平成7年)の規程に基づく。

資料2-30 茨城県広域消防相互応援協定書

資料2-31 隣接消防相互応援協定の状況

資料2-32 茨城県緊急消防援助隊受援計画

第32節 民間協力計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、災害時における市域内の応急対策活動を円滑に行うために、市内の民間団体に対する協力要請の範囲及び災害活動内容等について定める。

1 協力団体との連絡調整

市は、災害時における応急対策活動が効率的かつ円滑に行えるよう協力団体と平素から連絡を密にする。また、市が実施する総合防災訓練への積極的な参加を求めるとともに、市民に対し災害時協力要請団体の周知に努める。

2 協力要請対象団体

- (1) ひたちなか市建設業協同組合
- (2) ひたちなか市指定管工事業協同組合
- (3) ひたちなか市造園業協会
- (4) ひたちなか市造園事業協同組合
- (5) ひたちなか電設業協会
- (6) ひたちなか塗装工業組合
- (7) ひたちなか防水研究会
- (8) ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会
- (9) ひたちなか市赤十字奉仕団
- (10) 日本アマチュア無線連盟茨城支部 J R 1 Z E Y J A R L 勝田クラブ
- (11) ひたちなか地区交通安全協会、ひたちなか市民間交通指導員
- (12) ひたちなか市自治会連合会、自主防災会、民間防火防災組織、青年婦人団体
- (13) 農業協同組合
- (14) 漁業協同組合
- (15) その他勤労奉仕等を申し出た団体

3 協力要請の範囲

被災地域における活動内容は、おおむね次に示すものとし、作業の種別により適宜、協力要請を行う。

(1) 災害情報の連絡

異常現象、災害危険箇所等を発見した場合における市及び防災関係機関への通報連絡(市は、災害危険箇所周辺住民の代表者を「防災情報連絡協力員」として配置した。)

(2) 災害情報の伝達

災害に関する気象予報・警報その他の情報の区域内住民への伝達

(3) 避難所等での奉仕

避難所等に収容された被災者のうち、自らの資力で避難生活を維持することができない者等への援助

(4) 炊き出し奉仕

被災者のうち自ら食糧を確保することができない者への炊き出し

(5) 救援物資の支給

救援物資の整理及び輸送並びに支給対象者への配分

(6) 飲料水の供給

飲料水を確保することが困難な被災者への給水活動

(7) 清掃及び防疫奉仕

被災地域内の清掃及び防疫の協力

(8) 被害調査等

被災地域内の被害状況調査等活動

(9) その他災害応急対策措置の応援活動

4 協力要請の時期

市長は、本計画中他の応急対策計画に定めるところにより、民間団体等の協力を必要と認めるときは、協力要請団体等のうちから適宜、指定して要請する。

5 協力要請の方法

市長は、災害応急対策活動上、特に民間団体等の協力の必要性を認めるときは、直接民間団体等の責任者に対し、次の事項を明確にして協力要請を行う。

- (1) 災害活動の内容
- (2) 災害協力希望人員
- (3) 調達を必要とする資機材
- (4) 災害活動の場所及び期間
- (5) 災害活動内容と事後措置
- (6) その他参考となる事項

6 災害活動内容と事後措置

市長は、民間団体等に協力要請したときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 各部長は、協力要請した団体等の長に対し、災害活動内容を説明するとともに、活動区域に誘導する職員を配置し、活動状況を把握する。
- (2) 活動に必要な資機材をあらかじめ確保し、輸送計画を策定する。
- (3) その他、作業の円滑化を図る措置を行う。
- (4) 各部長は、協力要請活動が終了した場合には、次の事項を明らかにした報告書を市長に提出する。

ア 協力の内容

イ 協力の人員と期間

ウ 活動場所

エ 協力の効果

オ 事故ある場合はその内容及びその他今後の参考となる事項

資料2-62 防災情報連絡協力員

第33節 災害時ボランティア活動の体制整備計画

担当部署	福祉部・市民生活部
------	-----------

この計画は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うにあたり、ボランティア活動を円滑に実施するための受入体制及び活動内容等について定める。

1 受入体制の確保

市長は、ひたちなか市社会福祉協議会に要請し、災害ボランティアセンターを設置（「市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル（平成24年度策定）」等に基づく）して、ボランティアの受入体制を確保する。

2 災害ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりとする。

- (1) 被災者ニーズの把握，市からの情報収集
- (2) ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- (3) ボランティア活動用資機材，物資等の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティア連絡会議の開催
- (6) 市との連絡調整
- (7) ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
- (8) ボランティア支援本部（茨城県社会福祉協議会）へのボランティアの応援要請
- (9) その他，被災者の生活支援に必要な活動

3 災害ボランティアセンターとの協力体制

市長は、災害発生後、市社会福祉協議会に要請し、災害ボランティアセンターを開設した時は、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

4 協力依頼する活動内容

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援（炊き出し，給水，救援物資の仕分け・配布，高齢者等の介護等）
- (3) 在宅者の支援（高齢者の安否確認・介護，食事・飲料水の提供等）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入，仕分け，配布，配達等）
- (5) その他，被災者の生活支援に必要な活動

5 活動拠点の提供

市長は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、市社会福祉協議会に要請し、総合福祉センター，那珂湊総合福祉センター等を必要に応じてボランティア

の活動拠点として提供する。

6 ボランティア活動保険への加入

ボランティア活動を行う者は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入する。

第34節 被災者生活支援計画

担当部署	企画部・福祉部・市民生活部
------	---------------

この計画は、災害により被害を受けて支援を必要とする住民に対し、できるだけ早期の自立を促していくために、相談窓口等を設置し、適切な情報提供等を行う方策について定める。

1 ニーズの把握、相談窓口の設置

市長は、被災者の生活支援のため、必要に応じて被災地域その他必要な場所に臨時被災者相談所を設け、生活、資金、法律、健康、就職、身上等の被災者の相談に応ずる。また、救助事務の重複防止のため被災者台帳に基づき、被災証明書(様式第40号)をいつでも発行できるように準備しておく。

なお、臨時被災者相談所の設置場所及び規模は、被害規模及び状況により、その都度定める。

(1) ニーズの把握

ア 被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携によりニーズを集約する。さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

イ 要配慮者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るため、以下の内容を優先的に行う。

(ア) 避難所

- a 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- b 病院通院介助
- c 話し相手
- d 応急仮設住宅への入居募集
- e メンタルケア
- f 家財の持ち出し、家の片付け、引越し(荷物の搬入、搬出)

(イ) 在宅(独居、寝たきり、高齢者、外国人世帯等)

- a 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- b 病院通院介助
- c 買物
- d 縁故者への連絡
- e 話し相手
- f メンタルケア
- g 母国との連絡

(2) 相談窓口の設置

ア 総合窓口の設置

総合窓口を設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他の団体が設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

イ 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて下記の相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を行う。また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- (ア) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (イ) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (ウ) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (エ) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係、PTSD（心的外傷後ストレス障害））
- (オ) 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- (カ) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (キ) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (ク) 消費（物価、必需品の入手）
- (ケ) 教育（学校）
- (コ) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- (サ) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (シ) 廃棄物（ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体）
- (ス) 金融（融資、税の減免）
- (セ) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (ソ) 手続き（り災証明、死亡認定等）
- (タ) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

2 生活情報の提供

被災者の生活向上と早期自立のために有意義と思われる生活情報は、各種媒体を活用して積極的に提供する。

- ア テレビ・ラジオの活用
- イ インターネットの活用
- ウ パソコン通信の活用
- エ ファクシミリの活用
- オ 災害新聞の発行
- カ FM局との連携

3 被災者支援システムの構築と運用

市は、り災証明の受付による家屋等の調査判定結果を一元的に管理するシステムを構築し、各種支援制度や税金等の減免制度等に活用する。

第35節 海上災害対策計画

担当部署	企画部・経済部・市民生活部・広域消防本部
------	----------------------

この計画は、海上、海岸部及び港湾内部における船舶の火災、座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらに起因する多量の油の流出に対し、迅速かつ円滑な応急対策を行うための方策について定める。

1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

市長は、海上災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急対策がとれるよう災害現場や関係機関等で情報収集員及び連絡要員をあらかじめ定め、緊急時の体制を整備する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の活動体制の整備

非常参集体制の整備を図るとともに、災害活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容を周知する。

イ 防災関係機関相互の連絡体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時においても連携を強化しておく。

ウ 茨城県沿岸排出油等防除協議会等への参加

海上保安部、県、関係団体、事業者等からなる茨城県沿岸排出油等防除協議会や常陸那珂港船舶安全対策協議会へ参加し、関係機関及び関係団体等相互の連絡調整を図るとともに、応急体制の整備を推進する。

(3) 捜索、救出・救助及び消火活動への備え

海上保安部、県及び市等防災関係機関は、災害時に迅速に応急対策活動が行えるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救急・救助用資機材、消火用資機材、船舶等の整備に努める。

(4) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

ア 排出油防除体制の確立

海上保安部及び県は、関係機関及び関係団体の保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除資機材、化学消火薬剤、作業船舶等を把握確認するとともに、緊急時における防災関係機関の協力体制の強化に努める。

イ 排出油防除資機材の整備

海上保安部、県及び市等防災関係機関は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除資機材、化学消火薬剤等消火機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

ウ 回収油の一時保管等の検討

市長は、沿岸へ漂着した油の回収に備えて、回収方法、回収資機材の調達方法、回収油の一時保管方法等をあらかじめ定めておく。

(5) 防災関係機関との防災訓練の実施

海上保安部、県及び市等防災関係機関は、大規模海難、危険物大量流出等の海上災害及び被害の想定を明らかにし、実践的で相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるとともに、油防除能力の向上を図る。

(6) 災害復旧への備え

県、港湾管理者及び市等防災関係機関は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等関連資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 災害応急対策

(1) 災害情報の収集・連絡

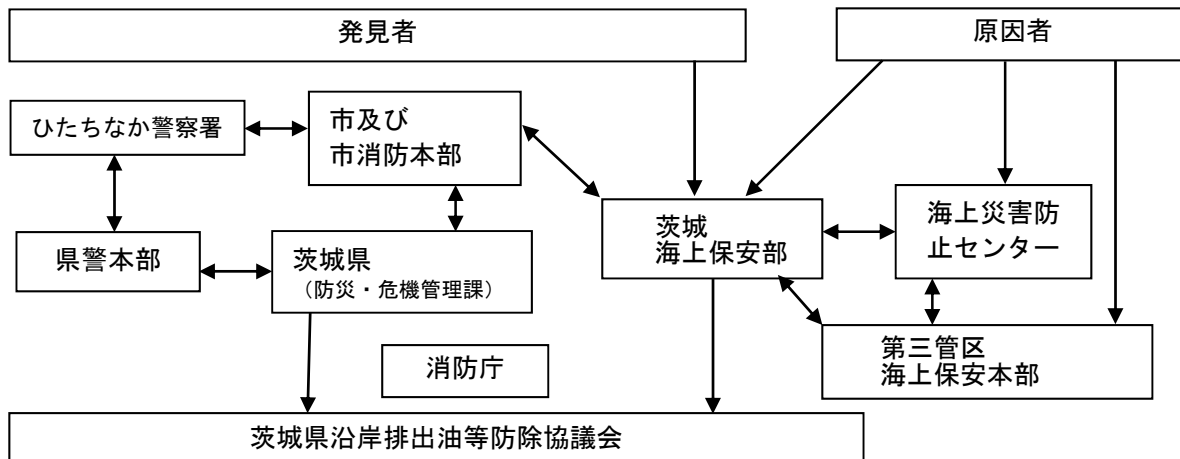
海上保安部は、海上災害が発生したことを覚知したときは、海上災害情報収集・連絡系統に基づき、関係機関等へ通知するとともに情報の収集を行い、その状況の把握に努め、調査収集した情報は災害対策本部で整理し、関係機関等に伝達する。

海上災害発生時に収集する事項は次のとおりとする。

項目	内容
ア 災害の概要	災害の種類，発生日時，発生場所
イ 船舶等の概要	船名，総トン数，船種，船籍，船舶電話番号，仕出港，仕向港，船長，所有者，運航者，代理店，積載貨物品名
ウ 被害の状況	人的被害，火災等の発生状況
エ 気象の状況	気象状況，海象状況
オ 排出物質の状況	排出物質（品名，生状，数量等），排出の状況，拡散の状況，沿岸の状況
カ 今後の対応等	対応状況

(2) 災害情報の収集・連絡系統

災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



(3) 被害概況の収集・把握

市長は、市域内に被害が発生した場合または発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。あわせて「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告するものとする。

(4) 災害情報の通報

海上災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長、広域消防本部、警察署又は海上保安部に通報しなければならない。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、その旨を速やかに市長へ通報し、また市長は水戸地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

(5) 市民等への情報提供

海上保安部、県及び市は、防災関係機関相互の連絡を密にし、海上災害の状況、安否、各機関が講じる施策等の情報について、市民等へ適切に提供する。

また、この情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。なお、テレビ放送については字幕をつけるよう依頼する。

3 応急活動体制

海上災害が発生した場合の警戒体制、災害対策連絡会議、警戒体制本部、災害対策本部の設置及び動員体制については、本市計画風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」及び第2節「動員計画」による。

4 搜索、救出・救助活動

(1) 海上、海岸部及び港湾内部での災害

市長は、海上災害が発生し、搜索及び被害者の救助等の必要がある場合は、直ちに、海上保安部へ船艇及び航空機等の災害現場への派遣を要請し、資機材等を使用して搜索や救出・救助活動を行うよう依頼する。

(2) 資機材の携行

救助活動等に必要な資機材は、当該活動を行う機関が携行する。また、必要に応じ、他機関からの協力等により資機材を確保し、救助活動等を円滑に行う。

5 危険物等流出応急対策

(1) 排出の原因者（防除措置等義務者）の自衛対策

排出の原因者（防除措置等義務者）は、危険物の回収、処理等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処分を速やかに行うものとする。また、自らの実施が不可能な場合は、（一財）海上災害防止センター等にこれを委託するものとする。

(2) 市の対応

市は、排出の原因者（防除措置等義務者）から危険物流出の連絡を受けた場合には、

速やかに被害状況を調査し、海上保安部、県等関係機関に報告する。

6 沿岸の監視及び住民への避難勧告等

市長は、排出油等の漂流、漂着又は排出油火災に対処するため、地先水面の巡回監視を実施する。排出油等が漂着し、又は漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し排出油等の状況や火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報する。また、市長（市長が指示できないと認めるときは、警察官、海上保安官等）は住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難の勧告又は指示を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章で広報する。

7 漂着油等の防除活動の実施

市長は、海岸等への漂着油等に対処するため、海上保安部の協力要請に基づき、又は県と協議し必要と認めた場合、防除措置等義務者（排出油の原因者）に協力し、オイルフェンス等の設置により必要な措置を講ずる。

(1) 排出油の漂流・拡散の防止等

ア 油流出源の周囲にオイルフェンスを展張する等により、排出油の拡散を防止する。
イ 排出油を回収しやすい場所に誘導する。この場合の代表的なオイルフェンス展張形態としては「誘導展張」がある。

(2) 排出油の回収

ア オイルフェンスにより拡散を防止し、油層を厚くした排出油を回収する。
イ オイルフェンスの性能は、気象・海象等の影響により減殺されることが少なくないので、オイルフェンスにより包囲等を行った浮流油は直ちに回収の措置を講ずる。

(3) 油処理剤による分散処理

回収不可能な浮流油については、環境への影響を考慮し関係者等と協議のうえ、油処理剤の効果が期待できる場合には、油処理剤による分散処理を図る。

(4) 処分

漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物について、県又は海上保安部をとおして、排出した原因者側に速やかに処分させる。

(5) 保管方法等

市長は、排出した原因者側に対して、処分までの一時保管について、環境と安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理を指導する。

8 排出油災害の補償対策

(1) 補償請求資料の記録と保存

県及び市は、海上排出油、漂着油等を直ちに採取保存し、証拠の保全を行うとともに、補償請求の基礎となる資料の記録と保存に努める。

(2) 排出油防除費用の請求

(一財)海上災害防止センターとの排出油防除に係る委託契約に基づき排出油防除を実施した機関は、防除に要した費用を(一財)海上災害防止センターに請求する。

また、海上保安部の要請（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による）に応じ、排出油防除のため必要な措置を講じた場合は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の3に基づき、防除に要した費用を防除措置等義務者に請求するものとする。

(3) 被害補償請求

排出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害等を受けたものがそれぞれ「油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償保障法」等慣例法令に基づき、船舶所有者、P&I保険及び国際油濁補償基金に対し補償請求するに際して、県及び市は、これに助言を行う。

第36節 鉄道災害対策計画

担当部署	市民生活部・広域消防本部
------	--------------

この計画は、市域を運行する列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害が及ぶなど大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関が実施する方策について定める。

1 ひたちなか市の鉄道状況

東日本旅客鉄道(株)	常磐線	水戸～東海	(14.7km)
	水郡線	青柳～後台	(4.6km)
ひたちなか海浜鉄道(株)	湊線	勝田～阿字ヶ浦	(14.3km)

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市、広域消防、県及び鉄道事業者は、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる連絡体制の整備を図る。また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性をかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進する。

(2) 通信手段

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段においては、本計画風水害等対策計画編第2章第9節「情報通信設備等整備計画」に準ずるものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

市は、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

また、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制を整備する。

「災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）」

「茨城県広域消防相互応援協定（県内消防本部）」

4 救助・救急、消火活動の備え

市、広域消防及び県は、迅速な救助・救急、消火活動を行うため、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用、消火用資機材の整備に努める。

5 医療活動の備え

医療活動の備えとしては、本計画地震災害対策計画編第3章第6節「応急医療計画」

等を準用するものとする。

6 災害情報の収集・連絡

大規模な鉄道災害の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

その他詳細については、本地域防災計画風水害等対策計画編各節、茨城県地域防災計画「5 鉄道災害対策計画編」等を準用するものとする。

第37節 航空災害対策計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、市内における航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生に備え、防災関係機関が実施する方策について定める。

1 茨城県の航空状況

茨城県には、公共用飛行場が1か所(小美玉)、公共用ヘリポートが1か所(つくば)、非公共用飛行場が2か所(阿見、龍ヶ崎)、非公共用ヘリポートが2か所(前山下妻、茨城県庁)及び自衛隊の飛行場が2か所(霞ヶ浦(陸上自衛隊)、百里(航空自衛隊))ある。また、茨城県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段においては、本計画風水害等対策計画編第2章第9節「情報通信設備等整備計画」に準ずるものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

市は、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

また、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制を整備する。

「災害時等の相互応援に関する協定(県内全市町村)」

「茨城県広域消防相互応援協定(県内消防本部)」

4 救助・救急、消火活動の備え

市、広域消防及び県は、迅速な救助・救急、消火活動を行うため、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用、消火用資機材の整備に努める。

5 医療活動の備え

医療活動の備えとしては、本市計画震災対策計画編第3章第5節「応急医療計画」等を準用するものとする。

6 災害情報の収集・連絡

大規模な航空災害の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

その他詳細については、本計画風水害等対策計画編各節、茨城県地域防災計画「風水害等対策計画編、4航空災害対策計画」等を準用するものとする。

第38節 大規模火事災害対策計画

担当部署	市民生活部・広域消防本部
------	--------------

この計画は、市域における大規模な火事による多数の死傷者等の発生に備え、大規模な火事災害を未然に防止するとともに、発生時の被害の軽減を図る方策について定める。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市及び広域消防は、大規模な火事災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段

非常通信体制を含めた大規模火事災害時における通信手段においては、本計画風水害等対策計画編第2章第9節「情報通信設備等整備計画」に準ずるものとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

市は、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。また、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制を整備する。

「災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）」

「茨城県広域消防相互応援協定（県内消防本部）」

3 救助・救急活動の備え

市、広域消防及び県は、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

4 医療活動の備え

医療活動の備えとしては、本計画地震災害対策計画編第3章第6節「応急医療計画」を準用するものとする。

5 消火活動への備え

市、広域消防及び県は、同時多発火災並びに消火栓の使用不能等に備え、防火水槽

の整備，河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

6 災害情報の収集・連絡

市は，火災の発生状況，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて「火災・災害等即報要領」に基づき，消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

7 防災知識の普及

市，広域消防及び県は，全国火災予防運動，防災週間等を通じ，各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及，啓蒙を図るものとする。

8 防災関連機器等の普及

市，広域消防及び県は，住民等に対し，住宅用防災機器（住宅用火災警報器）等の普及に努めるものとする。

その他詳細については，本計画風水害等対策計画編各節，茨城県地域防災計画「風水害等対策計画編，8大規模な火事災害対策計画」等を準用するものとする。

第39節 水防計画

担当部署	建設部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、洪水、高潮等による被害等の警戒・防ぎよ及びその被害の軽減のための水防活動(※)を円滑、適切に実施する方策について定める。

※水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第2条の規定による水防管理者であるひたちなか市長は、法第32条の規定に基づく水防計画を定め、知事と協議を行う。水防計画とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

1 水防管理団体としての責任

ひたちなか市は、水防管理団体として、市内の水防活動が十分行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団(消防団)の整備
- (3) 水防倉庫、資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 河川、海岸、堤防、ため池等の巡視
- (6) 水防時における適正な水防活動の実施
 - ア 水防に要する費用の自己負担の確保
 - イ 消防団の出動体制の確立
 - ウ 通信網の再点検
 - エ 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
 - オ 雨量、水位観測の的確な実施
 - カ 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
 - キ 堤防、ため池等決壊時及び決壊後の措置を講ずること
 - ク 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
 - ケ 住民の水防活動従事の指示
 - コ 警察官の出動要請
 - サ 関係機関への協力応援要請
 - シ 避難のための立退きの指示
 - ス 水防管理団体相互の協力応援
 - セ 水防解除の指示
 - ソ 水防てん末報告書の提出
- (7) 水防機関の整備
- (8) 水防計画の樹立
- (9) 水防訓練の実施

2 水防事務の処理

水防管理団体であるひたちなか市は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法の規定による水防警報の通知等を受けたときから、洪水又は高潮による危険が回避されるまで、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。

3 水防組織

市域における水防組織については、本市計画風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

※動員体制については、本計画風水害等対策計画編第3章第2節「動員計画」の定めるところによる。

4 監視、警戒及び重要水防区域

(1) 監視、警戒

ア 常時監視

水防管理者は、法第9条の定めるところに従い、随時、区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに次に掲げる当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
関東地方整備局 常陸河川国道事務所	水戸市千波町 1962-2	029-240-4061
茨城県 常陸大宮土木事務所	常陸大宮市野中町 3083-2	0295-52-3151

那珂川については、水府橋、早戸川水門、鳴戸川合流地点、新那珂川大橋(東水戸道路)に設置されているCCTVカメラ(常陸河川国道事務所)を活用し常時監視する。当該情報の取得については、市生活安全課の端末機により行う。

イ 非常警戒

水防管理者は、非常警戒に至った時、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所や重要水防区域箇所を中心として巡視する。特に次に掲げる項目に注意し、異常を発見した場合は、直ちに(1)に定める機関に報告するとともに、水防作業を開始する。

- (ア) 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- (イ) 堤防表のりで水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (ウ) 堤防天端の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防の越水
- (オ) 樋門堰の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取合せ部の異常

資料2-63 市内河川、海岸の重要水防区域

資料2-64 重要水防区域評定基準

資料2-65 重要水防区域

5 器具、資材及び設備の整備

(1) 水防倉庫及び備蓄資機材

水防用の資機材は水防倉庫のほか、各消防署に備蓄する。

(2) 土のうの整備

水防活動を迅速かつ効率的に執行するため、あらかじめ土のうを備蓄し、水防活動に供する。

資料2-66 水防倉庫一棟当り備蓄水防資器材基準

資料2-67 水防倉庫設置場所

資料2-68 水防倉庫備蓄資材保有状況

資料2-69 土のう備蓄状況

6 通信連絡

(1) 通信連絡施設の整備強化

水防管理者は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努める。

(2) 通信連絡系統

無線による通信連絡については、本計画風水害等対策計画編第2章第9節「情報通信設備等整備計画」の定めるところによる。

資料2-70 水防時の連絡系統

7 洪水予報

(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

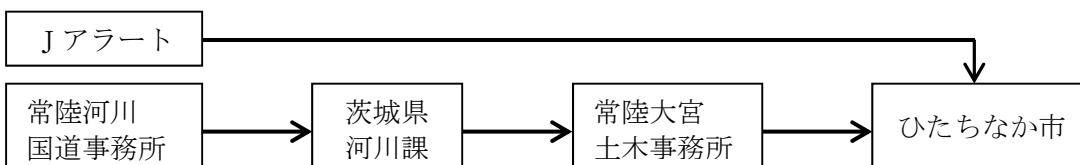
法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して水位又は流量を示して洪水の予報を行う法第10条第3項の規定により定められた河川のうち本市に係る河川は次のとおりである。

河川名	区 域	担当官署名
那珂川	左岸：栃木県大田原市亀久字大平 419 番 4 番地先から海まで 右岸：栃木県大田原市佐良土宇野鳥 2835 番 1 番地先から海まで	常陸河川国道事務所 水戸地方气象台

資料2-71 気象庁の行う洪水予報

資料2-72 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報の種類と基準

<那珂川洪水予報伝達系統>



8 観測通報

(1) 雨量の観測通報

ア 雨量観測所

設置箇所	所在地
ひたちなか市役所	東石川2丁目10番1号
ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	笹野町2丁目8番1号

イ 雨量の通報

水防管理者は、雨量が次の基準に達したときは、常陸大宮土木事務所長に通報する。

1時間雨量 …… 20mm

3時間雨量 …… 50mm

6時間雨量 …… 60mm

12時間雨量 …… 80mm

24時間雨量 …… 100mm

※連続雨量80mmを超えたときは、毎時間ごと

(2) 水位の通報

ア 那珂川水位の通報

水防管理者は、那珂川の水位の変動を監視し、次の水位に達したときは、遅滞なく常陸大宮土木事務所長に報告する。

(ア) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき

(イ) 事後水防団待機水位（通報水位）を下るまでの間、毎時間

(ウ) はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき

(エ) 避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき

(オ) はん濫危険水位（危険水位）に達したとき

(カ) はん濫注意水位（警戒水位）を下ったとき

(キ) 急激に水位上昇したとき

イ その他の河川の水位の通報

那珂川以外の河川についても、水位の変動を監視し、異常が認められるときは、遅滞なく常陸大宮土木事務所長に報告する。

(3) 異常高潮及び波浪の通報

水防管理者は、潮位又は波浪の変動を監視し、異常を発見したときは、遅滞なく常陸大宮土木事務所長、茨城港湾事務所長及び大洗港区事業所長に報告する。

9 情報の収集・分析

(1) 情報の収集

情報の収集については、本市計画風水害等対策計画編第3章第3節「気象情報計画」の定めるところによる。

資料2-73 基準水位観測所

(2) 情報の分析

ア 水防管理者は、過去の雨量、水位及び浸水被害状況等のデータを収集し整理に努める。資料の整理は、那珂川の水府橋地点ではん濫注意水位（警戒水位）を越えたものを基準とする。

イ 水防管理者は、那珂川での水位（水府橋地点）がはん濫注意水位（警戒水位）を越える場合は、前項のデータに基づいて、今後予想される次の事項について順次分析を行う。

- (ア) 降雨状況
 - (イ) 洪水到達時間及び浸水範囲
 - (ウ) 潮位（満潮時）
 - (エ) 水位の上昇（特に、ピーク（頂点）の予想及びその時間）
 - (オ) その他
- (3) 住民への広報

ア 対象区域

ひたちなか市全域を対象とするが、特に、那珂川沿線の地区には、那珂川関係の情報を、海岸部には高潮関係の情報を重点的に広報する。

イ 伝達方法

伝達方法については、本計画風水害等対策計画編第3章第6節「広報計画」の定めるところによる。

10 水防警報

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

法第16条の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う当市に係る河川についての水防警報の発表は、常陸河川国道事務所長が行う。

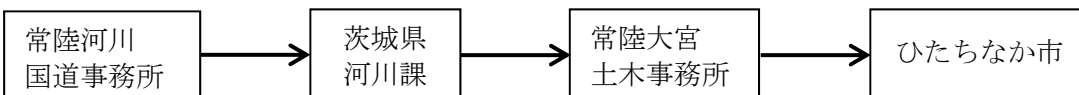
資料2-73 基準水位観測所

資料2-74 水防警報該当河川

資料2-75 洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図

(2) 水防警報通知系統

水防警報の発表及び通知系統は、次のとおりとする。



資料2-76 水防警報の種類、内容及び発表基準

資料2-77 待機の時期

資料2-78 指示の時期

1.1 水防機関の活動

水防管理者は、洪水予報及び水防警報が発せられたときは必要に応じ、災害対策本部等を設置するとともに、水防関係者を待機させ、活動の準備をし、その旨、常陸大宮土木事務所長に報告する。

(1) 水防配備

水防配備は、本市計画風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

(2) 信号及び標識

ア 信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

(ア) 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

(イ) 第2信号 水防（消防）団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

(ウ) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの

(エ) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

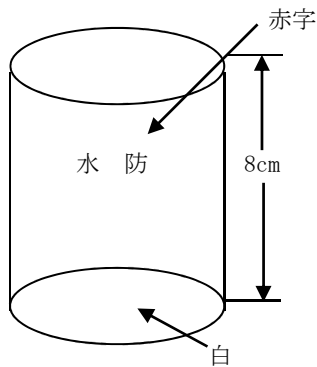
水防信号（昭和58年4月1日規則第23号全改）

	警 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 ○	
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	
第4信号	乱 打	

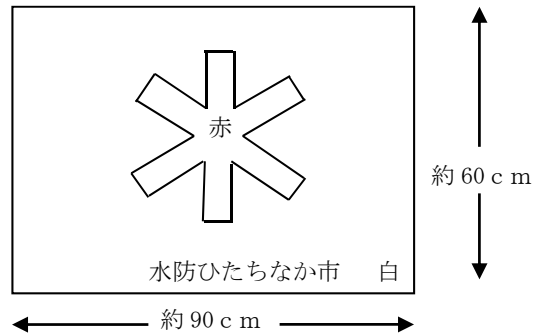
- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること
 - 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険があったときは、口頭伝達及び防災行政無線により周知する。

イ 標 識

(ア) 腕章



(イ) 諸車標識旗



ウ 水防作業

(ア) 水防工法

水防工法の選定については、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮し、最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工する。

エ 公用負担

(ア) 権限の行使

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため、緊急の必要のあるときは、水防の現場においては次の権限を行使することができる。

- a 必要な土地の一時使用
- b 土石、竹木、その他の資材の使用、若しくは収用
- c 運搬具若しくは器具の使用
- d 工作物、その他の障害物の処分

(イ) 公用負担権限委任証明書

法の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者、水防団長又は消防機関の長及びその委任を受けた者は、次に定める証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

資料2-79 ㊦様式第1号 公用負担権限委任証明書

(ウ) 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の命令票を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に直接交付する。

資料2-79 ㊦様式第2号 公用負担命令票

オ 避難計画

避難計画については、本計画風水害等対策計画編第3章第11節「避難計画」の定めるところによる。

発令基準(那珂川)

勧告等	実施基準	内 容
注意喚起	茨城県、栃木県に気象等の警報が発表され、避難判断水位を越えるおそれがあるとき	ア 喚起の理由 イ 発令者 ウ 対象地域
立退き勧告 (避難勧告)	気象等の警戒が発表され、災害の発生が予想されるとき 河川が避難判断水位を越え、洪水のおそれがあるとき 河川の水位(水府橋)が5.8m※を越え、今後の水位上昇が著しく予想されるとき	ア 勧告の理由 イ 発令者 ウ 対象区域
立退き指示 (避難指示)	河川の水位(水府橋)が6.5m※を越え、今後の水位上昇が予想されるとき 現に災害が発生しているとき	ア 指示の理由 イ 発令者 ウ 対象区域

※東日本大震災後、暫定基準(6.0m避難判断水位、6.8mはん濫危険水位)を適用している。(平成25年4月1日現在)

カ 避難所

那珂川沿岸及び海岸地区における避難所は、資料2-81「指定避難所等」のとおりとする。

資料2-80 指定避難所等(那珂湊沿岸及び沿岸地区)

キ 水防解除

水防管理者は、各種注意報の解除並びに水位の低下により、水防警戒の必要がなくなったと認めるときは、水防解除を命ずるとともに、一般に周知し、その旨を、常陸大宮土木事務所長を経由して知事に報告する。

1.2 決壊時の通報と処置

(1) 決壊時の通報

水防管理者は、堤防等が破堤し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、法第25条の規定により、直ちにその旨を常陸河川国道事務所長、常陸大宮土木事務所長に通報しなければならない。

(2) 決壊後の処置

水防管理者は、堤防等の決壊後においても、できるかぎりはん濫により被害が拡大しないよう努める。

1.3 協力応援

(1) 相互応援

法第23条の規定に基づく隣接市町村の相互応援については、本市計画風水害等対策計画編第3章第3.1節「相互応援協力計画」の定めるところによる。

(2) 体制強化

ア 警察官の援助要請

法第22条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは警察署長に対して警察官の出動を求める。

イ 居住者の水防義務

法第24条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があるときは、区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させる。

ウ 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、本市計画風水害等対策計画編第3章第30節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」の定めるところによる。

エ 建設業協同組合への協力要請

水防管理者は、水防のため必要と認めるときは、建設業協同組合に対し協定に基づき協力応援を要請する。

14 水防報告

(1) 緊急報告

水防管理者は、次の場合は速やかに知事に報告する。

ア はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、又はそれ以外の場合で消防機関が出動したとき

イ 水防作業を開始したとき

ウ 堤防等に異常を発見したとき、及びこれに関する処置を行ったとき

エ 一般被害の生じたとき

(2) 水防てん末報告

水防管理者は、水防活動を終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめ、常陸大宮土木事務所長を経由して知事に報告する。

ア 気象の状況

イ 出水、雨量、水位、高潮及び波浪の状況

ウ 水防活動要員の出動、終結の時刻及び人員

エ 堤防その他の施設等の異常の有無

オ 水防作業の状況及びその結果

カ 使用水防資材の種類及び員数、経費、並びにその消耗分と回収分

キ 法第21条による公用負担下命の種類及び員数

ク 応援の状況

ケ 居住者等の出動状況

コ 警察、自衛隊援助の状況

サ 現場指揮者氏名

シ 避難、立退きの状況

ス 水防関係者の死傷状況

セ 功労者及びその功績

ソ 今後の水防につき考慮を要する点、その他管理者の所見

資料2-79 ㊟様式第3号 水防てん末報告書

15 その他

(1) 水防訓練

ア 水防訓練の実施

水防管理者は、円滑な水防活動ができるよう次の訓練を実施するとともに住民に対する水防思想の高揚に努める。

(ア) 観測

(イ) 通報

(ウ) 動員

(エ) 輸送

(オ) 工法

(カ) 避難, 立退き

(2) 証票

法第49条第2項の規定により、水防計画作成のため必要な土地に立ち入る場合は、身分証明書を携帯し、必要に応じ関係者に提示する。

資料2-79 ㊟様式第4号 身分証明書

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、厚生資金その他の資金の貸付け並びに義援金品の配付等により、被災者生活の早期更生を図る方策について定める。

1 義援金品の募集及び配分

(1) 義援金品の募集

義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、市は県とともに、直ちに義援金品の受付窓口を設置する。募集に当たっては、県、日本赤十字社茨城県支部、日本赤十字社茨城県支部ひたちなか市地区、ひたちなか市社会福祉協議会、茨城県共同募金会と連携を図りながら、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては、品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

(2) 義援金品の受付

ア 義援金

住民、県、日本赤十字社茨城県支部等から預託された義援金については、出納班が受付、受領にあたっては、様式第41号により預託者に受領書を発行する。

イ 義援品

住民、県等から預託された義援品については、社会福祉班が受け付けし、受領にあたっては、様式第41号により預託者に受領書を発行する。

(3) 義援金配分委員会（以下「委員会」という。）の設置

ア 委員会の設置

市は、被災者あてに委託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

イ 委員会の構成

市民（自治会）及び市職員の代表者、その他市長が必要と認める団体の代表者等

(4) 義援金品の配分の実施

ア 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期、方法並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

イ 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、被災者に対し、迅速かつ適正に配分する。

ウ 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分について、市報等を通じて公表する。

2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づくひたちなか市災害弔慰金支給等条例(平成6年条例第67号)の定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

<災害弔慰金の支給>

対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生計維持者が死亡した場合 500万円 (2) その他の者が死亡した場合 250万円
遺 族 の 範 囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4)

<災害障害見舞金の支給>

対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障 害 の 程 度	<p>上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼が失明した者 (2) そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する

	障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
支給額	(1) 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 (2) その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国(1/2), 県(1/4), 市町村(1/4)

<災害援護資金の貸付>

対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害		
貸付限度額	(1)世帯主の1月以上の負傷 150万円 (2)家財の1/3以上の損害 150万円 (3)住居の半壊 170(250)万円 (4)住居の全壊 250(350)万円 (5)住居の全体が滅失 350万円 (6)(1)と(2)が重複 250万円 (7)(1)と(3)が重複 270(350)万円 (8)(1)と(4)が重複 350万円 ()は特別の事情がある場合		
貸付条件	所得制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額
		1人	220万円未満
		2人	430万円未満
		3人	620万円未満
		4人	730万円未満
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円未満とする。		
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)		
据置期間	3年(特別の事情のある場合は5年)		
償還期間	10年(据置期間を含む)		
償還方法	年賦又は半年賦		
貸付原資負担	国(2/3), 県(1/3)		

3 生活福祉資金

茨城県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図られると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として福祉資金の住宅の改築、補修等に必要

な経費の貸付対象とはしないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護等資金、修学資金及び緊急小口資金に限り、貸付対象とすることができる。申込受付は、市社会福祉協議会が窓口になって行う。

4 農林漁業復旧資金

市長は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県等に要望する。

- (1) 天災融資法(昭和30年法律第136号)による融資
- (2) 農林漁業金融公庫(農林漁業施設資金)による融資
- (3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例(昭和42年茨城県条例第20号)による融資
- (4) 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)による融資

5 中小企業復興資金

市長は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

6 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受けた次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市長は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

ア 貸付対象者住宅が50%以上の被害を受けたもので、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者

イ 貸付限度

- | | |
|-------------|-----------|
| (ア) 木造等 | 1,100万円以内 |
| (イ) 耐火, 準耐火 | 1,160万円以内 |
| ウ 土地取得費 | 770万円以内 |
| エ 整地費 | 380万円以内 |
| オ 償還期間 | |
| (ア) 木造等 | 25年以内 |

- (イ) 準耐火 30年以内
- (ウ) 耐火 35年以内

(2) 補修資金

ア 貸付対象者

補修に要する費用が10万円以上で、住宅部分が1/2以上ある住宅を補修する者

イ 貸付限度

- (ア) 木造等 10万円以上590万円以下
- (イ) 耐火, 準耐火 10万円以上640万円以下
- ウ 移転費 380万円以内
- エ 整地費 380万円以内
- オ 償還期間 20年以内

(3) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地の市長は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

7 租税及び公共料金等の特例措置

市長は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に被災住民等に周知していく。

(1) 市税の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、市税(延滞金等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(2) その他公共料金の特例措置

ア 郵便事業

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお交付場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社茨城県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

(エ) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(オ) 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

イ 通信事業(NTT東日本株式会社茨城支店)

(ア) 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免
 避難勧告の日から同解除の日までの期間(1ヵ月未満は日割り計算)とする。

(イ) 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

ウ 電気事業(東京電力株式会社)

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とする。ただし、関東経済産業局の許可が必要となる。

(ア) 電気料金の徴収期間及び支払い期限の延伸

(イ) 不使用月の基本料金の免除

(ウ) 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る。)

(エ) 仮設住宅等で臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

(オ) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除

(カ) 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除

(キ) 被災に伴う引込線・メーター類の取付位置変更のための諸工料の免除

8 住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市長は、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を迅速かつ適切に実施する。市で対応が困難な場合は、県に対し、災害公営住宅の建設を要望する。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

(1) 建設計画の作成

住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、被災者名簿、滅失住宅地図を作成する。

(2) 事業の実施

作成した建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

(3) 入居者の選定

特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

9 被災者生活再建支援法の適用

市は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の適用にあたって、被災者に対して制度の周知と助言を行う。

(1) 法律の目的

この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(3) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額とする。（注）世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

ア 住宅の被害程度に応じて支給される支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円			50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）

(5) 支援金支給申請手続き

ア 支給申請手続き等の説明

市長は、支給対象世帯に対して、手続き等について説明するものとする。

イ 必要書類の発行

市長は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

(ア) 住民票等世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

(イ) 被災証明書類

(6) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を取りまとめのうえ速やかに県に送付する。

10 り災証明書の発行

(1) 発行の手続き

り災証明書の発行事務は、市民課及び那珂湊支所にて取り扱う。また、火災のり災証明書の発行事務は、広域消防本部予防課で取り扱う。

ア り災証明書の交付事務処理

り災者から、り災証明交付申請書（ひたちなか市火災調査規程様式26号）（様式44号）により申請があった場合は、り災証明書（同様式第27号）（様式43号）を交付する。

イ 前項の規定様式以外の証明願出については、証明をもって足りるものとする。（他の証明により、規定様式の必要事項が確認できれば同様に扱うこととする。）

ウ り災証明は、原則としてり災者の被害状況の調査確認終了後交付する。

エ り災家屋の調査は、職員の流動体制によりチームを編成し行う。

(2) り災証明交付台帳の作成

り災証明書を交付したときは、り災証明交付台帳（同様式第28号）（様式44号）に記入し交付の状況を明確にする。

(3) 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の被害（資料2-42 被害の分類認定基準）とする。

ア 人的被害 ① 死者 ② 行方不明 ③ 負傷者

イ 住家被害 ① 全壊（全焼・全流出）② 半壊（半焼）③ 大規模半壊
④ 一部損壊 ⑤ 床上浸水 ⑥ 床下浸水

ウ 非住家被害 ① 非住家 ② 公共建物 ③ その他

(4) 証明手数料

り災証明については、証明手数料を免除する。

第2節 被災施設の復旧計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、災害による被害が発生し、災害応急対策を講じた後、被災した施設の復旧計画の作成と災害復旧事業の実施に伴う財政援助及び助成措置の調整等について定める。

1 災害復旧事業計画の作成

市長は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、市施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 災害の再発防止

被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害による被害の防止に努めるよう関係機関とも十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

被災状況等を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の調整

市長は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため、査定実施が速やかに行われるよう努める。このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業費並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次の通りである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助されるもの

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)

イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和28年法律第247号)

ウ 公営住宅法(昭和26年法律第193号)

エ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

キ 予防接種法(昭和23年法律第68号)

ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

コ 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

（2） 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市長は災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

（3） 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市長は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に事業に着手する。

（4） 解体、がれき処理

ア 作業体制の確保

迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

イ 処理対策

（ア） 状況処理

職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。

（イ） 処理の実施

被災地域の状況に基づき、住宅、道路及び河川・港湾施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

（ウ） 集積地の確保

解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積地の確保を要請する。

（エ） 最終処分場の確保

県は、がれき等の処理・処分を円滑に行うため、近隣市町村や民間の廃棄物処理業者等の協力を得て処理施設や最終処分場の確保を図る。

第3節 激甚災害の指定

担当部署	全部署
------	-----

市長は、市域に著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく、激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

1 調査体制の整備

市長は、激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害状況を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要があるため、災害後、迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するものとし、このための体制整備に努める。

2 災害調査

知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。各関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し（局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は生活環境部を通じ）、知事に報告する。その際、市は、県が行う調査について協力するものとする。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

3 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

<激甚災害指定基準>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第3条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 2.5

	(2)一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の25
法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B事業) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2)一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	(1)激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 又は (2)農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5% で第8条の措置が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3)漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4)漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5% で第8条の措置が適用される場合。 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15

	<p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 $>$ 当該都道府県内の農業を主業とする者の数\times100分の3</p>
<p>法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。 $>$ 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額\times100分の5</p> <p>(B基準) 林業被害見込額$>$ 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額\times100分の1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1)一の都道府県内の林業被害見込額$>$ 当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額\times100分の60</p> <p>(2)一の都道府県内の林業被害見込額$>$ 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額\times100分の1</p>
<p>法第12条, 13条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額$>$ 当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得\times中小企業付加価値率\times中小企業販売率。以下同じ。)\times100分の0.2</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額$>$ 当該年度の全国中小企業所得推定額\times100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額$>$ 当該年度の 当該都道府県の中小企業所得推定額\times100分の2</p> <p>ただし、火災の場合または激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>

<p>法第 16 条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助), 第 17 条(私立学校施設災害復旧事業の補助)第 19 条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第 2 条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>法第 22 条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で 4,000 戸以上 (B 基準) 次の 1, 2 のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で 200 戸以上 (2)一市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で 400 戸以上 (2)一市町村の区域内で住宅戸数の 20%以上</p>
<p>法第 24 条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 条の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、災害の実情に応じ個別に考慮</p>

第4節 復興計画の作成

担当部署	全部署
------	-----

災害により被災した市民の生活や地域の社会経済活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これらを効果的に実施するために、被災後速やかに復興計画を作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1 災害復興対策本部の設置

市長は、災害発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを迅速に意思決定し、復興の必要性を認めた場合、災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

(3) 国・県との連携

災害復興は、国及び県と密接に連携しなければ円滑な事業遂行は図れない。特に、都市計画決定や事業許可等の行政上の手続及び財源の確保等を迅速に進めるためには、国・県との調整が重要である。

3 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条による被災市街地における建築制限区域の指定

特定行政庁は、被災した市街地で土地区画整理事業の必要性が認められる場合には、建築基準法第84条の規定により、区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限又は禁止できる。また、区域の指定を行ったときは、その旨を告示する。

イ 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条による都市計画

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を実施することができる。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

(2) 災害復興事業の実施

市長は、災害復興に関する専管部署を設置し、その専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。